

平成 27 年美浦村告示第 108 号

平成 27 年第 2 回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

平成 27 年 5 月 7 日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 平成 27 年 6 月 9 日

2. 場 所 美浦村議会議場

平成 27 年美浦村議会第 2 回定例会会期日程

| 日 次 | 月 日 | 曜 日 | 議 事 内 容 |
|-----|----------|-----|---|
| 1 | 6 月 9 日 | 火 | (開会) ○本会議 ・報告・質疑 ・議案上程、提案理由説明 ・一部議案質疑、討論、採決 ・請願上程、趣旨説明、質疑、委員会付託 |
| 2 | 6 月 10 日 | 水 | ○総務常任委員会 (議案審査) ○厚生文教常任委員会 (議案審査) |
| 3 | 6 月 11 日 | 木 | ○経済建設常任委員会 (議案審査) |
| 4 | 6 月 12 日 | 金 | ○議案調査 |
| 5 | 6 月 13 日 | 土 | ○議案調査 |
| 6 | 6 月 14 日 | 日 | ○議案調査 |
| 7 | 6 月 15 日 | 月 | ○議案調査 |
| 8 | 6 月 16 日 | 火 | ○本会議 ・一般質問 ○総務常任委員会 (議案審査) |
| 9 | 6 月 17 日 | 水 | ○議案調査 |
| 10 | 6 月 18 日 | 木 | ○議案調査 |
| 11 | 6 月 19 日 | 金 | ○本会議 ・議案質疑、討論、採決 ・議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 ・委員長報告、質疑、討論、採決 ・意見書上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 (閉会) |

平成27年第2回
美浦村議会定例会会議録 第1号

平成27年6月9日 開会

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

発委第1号 美浦村議会基本条例

議案第7号 美浦村政治倫理審査会委員の選任について

議案第15号 工事請負契約の締結について(役場庁舎耐震補強等改修工事)

(報告・質疑)

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

(平成26年度美浦村一般会計)

報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

(平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計)

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

(平成26年度美浦村一般会計補正予算(第7号))

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村税条例等の一部を改正する条例)

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例)

議案第5号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

議案第6号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)

議案第8号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

議案第9号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例

議案第10号 美浦村農業集落排水処理施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例

議案第11号 平成27年度美浦村一般会計補正予算（第1号）

議案第12号 平成27年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第13号 平成27年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第14号 平成27年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）

（請願上程・趣旨説明・質疑・委員会付託）

請願第1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願書

請願第2号 「安全保障関連法案」の廃案へ意見書提出を求める請願書

1. 出席議員

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 塚本光司君 | 2番 | 岡沢清君 |
| 3番 | 飯田洋司君 | 4番 | 椎名利夫君 |
| 5番 | 山崎幸子君 | 7番 | 山本一恵君 |
| 8番 | 林昌子君 | 9番 | 下村宏君 |
| 10番 | 坂本一夫君 | 11番 | 羽成邦夫君 |
| 12番 | 小泉輝忠君 | 13番 | 石川修君 |
| 14番 | 沼崎光芳君 | | |

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

| | |
|-------------|-------|
| 村長 | 中島栄君 |
| 教 育 長 | 門脇厚司君 |
| 総 務 部 長 | 岡田守君 |
| 保 健 福 祉 部 長 | 松葉博昭君 |
| 経 済 建 設 部 長 | 増尾嘉一君 |
| 教 育 次 長 | 石橋喜和君 |
| 総 務 課 長 | 飯塚尚央君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 平野芳弘君 |
| 経 済 課 長 | 中澤真一君 |
| 上 下 水 道 課 長 | 山口栄美君 |

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 木 鉛 昌 夫

書 記 浅 野 洋 子
書 記 糸 賀 一 志

午前10時02分開会

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。 第2回定例会へのご参集、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は13名です。

これより平成27年第2回美浦村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） それでは、議事に入ります前に、村長のご挨拶をいただきたいと思ひます。

村長。

○村長（中島 栄君） おはようございます。

平成27年第2回美浦村議会定例会にご参集、ご苦労さまでございます。議員各位におかれましては、日ごろより地域住民の先頭に立ち、美浦村のさらなる発展と地域の活性化にご尽力されておりますこと、改めて感謝申し上げます。

6月3日には、四国・中国・近畿地方で梅雨入りし、関東地方も昨日、梅雨入りしたらしいとの報道がありました。昨年より多少おくれぎみであるというふうな話ではありますが、梅雨明け後には高気圧に覆われた真夏日が続くものと思われまひます。議員各位には、夏に向かつて体調の管理を万全に、行政への提言、ご協力をお願い申し上げます。

今、国政では安全保障法制をめぐり、関連法案で与野党の審議が激化してあります。1995年に概念として生まれた専守防衛をめぐり、集团的自衛権の行使容認で、今後も堅持されるかが焦点であります。憲法解釈での学識者3人の意見として反対の声明をされたことは、政府関係者にとって誤算であったと思ひます。平和を望む国民にとつても無関心では済まされない法整備であり、国民にも理解できる説明を時間をかけてでも必要であると思ひます。

東アジア南沙諸島の埋め立てでは、島しょに関係するASEAN諸国が中国の軍事目的の整備に脅威を抱いてあります。紛争に至らないことを願ひたいものであります。

美浦村では3月より開始しました太陽光発電事業で、発電も順調に、売電額も予想を上回りそうであります。住民に還元する取り組みで、6月1日から受け付けを開始した地球温暖化対策機器設置等補助金で、生活環境改善に向けた各種の補助金制度の活用も、5日までに太陽光が8件、エコキュートが4件、エネファームが1件の13件の申請がありまし

た。新エネルギーや省エネルギーへの取り組みを住民も理解されてきていることがわかります。美浦村の取り組みが茨城県での生活環境改善の牽引になればと考えております。

今定例会提出議案であります。報告第1号・2号で繰越明許費繰越計算書についてが2件、議案第1号から第6号までの専決処分の承認を求めることについてが6件、議案第7号で美浦村政治倫理審査会委員の選任についてが1件、議案第8号で美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第9号で美浦村介護保険条例の一部を改正する条例が1件、議案第10号で美浦村農業集落排水処理施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第11号で平成27年度美浦村一般会計補正予算（第1号）が1件、議案第12号で平成27年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）が1件、議案第13号で平成27年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）が1件、議案第14号で平成27年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）が1件、議案第15号で工事請負契約の締結についてが1件の17案件であります。

議員各位にはよろしくご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

○議長（下村 宏君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

13番議員 石 川 修 君

14番議員 沼 崎 光 芳 君

1 番議員 塚 本 光 司 君

以上、3名を指名いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から19日までの11日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から19日までの11日間と決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 発委第1号 美浦村議会基本条例を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、沼崎光芳君。

○議会運営委員長（沼崎光芳君） 発委第1号 美浦村議会基本条例の提案理由について、ご説明を申し上げます。

まず、この条例案の策定の経過についてでございますが、美浦村議会に議会基本条例策定委員会を設置いたしまして、岡沢議員を委員長として会議を重ね、先進地視察も行いながら、条例案を検討してまいりました。そして、本年4月には条例案を取りまとめ、村民からの意見募集を行い、本日提出した条例案といたしました。

次に、条例案の内容についてご説明を申し上げます。

まず前文にありますように、地方分権の進展により地方自治制度の二元代表制の一翼を担う議会の役割や責任は、以前に比べ大変重要なものとなっております。そのため議会は、公平性と透明性の確保、積極的な情報の公開、政策活動等への多様な住民参加の推進、議員間の自由討議の展開、村長など執行機関との緊張感の保持、議員の資質の向上、議員活動を支える体制の整備などについて定めることにより、住民に開かれた議会、住民参加を推進する議会、住民に身近な信頼される議会を目指すこととしております。

次に、条例案の概要をご説明申し上げます。条例は、前文と7章から成る本文20条及び附則により構成されています。

本文の概要を申し上げますと、第1章の総則では、本条例の制定目的を規定しております。

次に、第2章では、議会及び議員の活動原則を規定しております。

次に、第3章の村民と議会との関係では、村民参加と村民との連携、議会報告会について規定しております。

次に、第4章の議会と村長等との関係では、村長等との関係、村長による政策等の形成過程の説明、予算・決算における政策説明資料の作成、議会の議決事件について規定しております。

次に、第5章の議会機能の充実・強化では、自由討議による合意形成、調査機関の設置、議会事務局の体制、条例の理念の浸透、危機管理の体制について規定しております。

次に、第6章の議員の身分及び待遇では、議員定数、議員報酬、議員の政治倫理について規定しております。

次に、第7章の最高規範性及び見直し手続きでは、最高規範性議会及び議員の責務、見直し手続について規定しております。

そして、附則では、本条例の施行期日を平成27年7月1日とすることを規定しております。

以上、提出条例案の概要を説明させていただきました。

最後になりますが、この条例を制定し、議員一同がこの条例を遵守することにより、私たち議員が、これまで以上に選挙によって選ばれた村民の代表者であることを自覚しながら

ら、村民に開かれた信頼される議会を目指し、議員活動に取り組むことにより、必ずや村政の発展につながるものと確信しておりますので、議員各位におかれましては、提案の趣旨をご理解いただき、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第7号 美浦村政治倫理審査会委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第7号 美浦村政治倫理審査会委員の選任についてご説明申し上げます。議案書の50ページでございます。

本案は、美浦村政治倫理審査会委員7名の方全員が、平成27年6月30日をもって任期満了となることに伴い、磯山貴洋氏及び浅野勝夫氏を再任し、古渡和夫氏、増尾重治氏、木村威夫氏、小野木宏氏及び宮本茂男氏を新たに任命することについて、美浦村政治倫理審査会条例第5条第3項の規定により、同意を求めるものであります。

いずれの方々につきましても、人格、識見豊かな方として政治倫理審査会委員に選任いたしたく、議会のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、個々の経歴につきましては、別紙資料をご参照くださいますようお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第15号 工事請負契約の締結について（役場庁舎耐震補強等改修工事）を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第15号 工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。116ページでございます。

この議案につきましては、予定価格が5,000万円を超える工事であるため、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案の内容についてご説明申し上げます。

まず、1の契約の目的は、役場庁舎耐震補強等改修工事でございます。

2の契約の方法につきましても、予定価格が5,000万円以上であるため、一般競争入札による契約となっております。

3の契約の金額は、税込み3億1,644万円で、うち消費税と地方消費税の額は、2,344万円となります。

次に、4の契約の相手方でございますが、松浦・細谷特定建設工事共同企業体となります。

5の工期につきましては、議会で議決をいただいた上で行う本契約日の翌日から、来年の3月17日までとし、6の予算の支出科目につきましては、一般会計の総務管理費となっております。

この役場庁舎耐震補強等改修工事につきましては、これまで議員の皆さんにも全員協議会等で内容等をご説明してきておりますが、改めて概要を説明いたします。

今回の工事につきましては、大きく分けて耐震化工事とその他の工事の2種類となっております。

まず、耐震化工事の内容でございますが、平成23年9月に実施しました耐震診断結果に基づき、国土交通省の官庁施設の総合耐震計画基準に合致するように、庁舎の安全性の確保を目的に実施するものでございます。

次に、その他の工事につきましては、これまで懸案の事項でありましたエレベーターの設置、トイレの改修、給水設備の見直し、空調改修等となっております。

以上、簡単でございますが、役場庁舎耐震補強等改修工事の請負契約締結について、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第6 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（平成26年度美浦村一般会計）から、日程第7 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計）までの報告を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、報告第1号及び報告第2号につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに報告第1号 平成26年度美浦村一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、ご説明申し上げます。1ページをお開きいただきたいと思います。

本年の第1回美浦村議会定例会におきまして、平成26年度美浦村一般会計補正予算（第6号）により設定を行いました繰越明許費及び専決処分の平成26年度美浦村一般会計補正予算（第7号）により設定を行いました繰越明許費につきまして、繰越額及びその財源が確定しましたので報告するものでございます。

繰越額につきましては、予算計上額と同額を繰り越ししてまいりますので、各事業の財源につきましてご説明申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思います。

初めに、地方人口ビジョン・地方版総合戦略策定事業の987万2,000円の財源につきましては、国庫補助金が865万4,000円、残りの121万8,000円が一般財源となっております。

次の地方創生美浦村観光地化事業の1,100万円の財源につきましては、国庫補助金が1,000万円、残りの100万円が一般財源となっております。

次のICTプログラミング教育事業の100万円及び産業後継者対策事業の113万円の財源につきましては、全額が国庫補助金となっております。

次の少年のつばさ事業の428万5,000円の財源につきましては、国庫補助金が348万5,000円、残りの80万円が一般財源となっております。なお、ただいま申し上げました国庫補助金につきましては、全て地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）となっております。

次の産地確立推進事業の3億5,175万円の財源につきましては、全額が県補助金の強い農業づくり補助金となっております。

最後に、商工振興事業2,103万8,000円の財源につきましては、国庫補助金の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）が1,853万8,000円、残りの250万円が一般財源となっております。

続いて、報告第2号 公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして、ご説明申し上げます。議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

この繰越明許費につきましては、平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）において、地方自治法に基づき、3月の定例議会におきまして議決をいただいております繰越明許費について、繰越計算書を地方自治法施行令の規定に基づき、報告するものでございます。次のページをお開きいただきたいと思います。

財源につきましては、未収入特定財源のうち、国庫支出金で9,300万円及び村債の9,300万円となっております。

以上、報告第1号から報告第2号までを一括してご説明申し上げます。

○議長（下村 宏君） 日程第6 報告第1号の質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、報告第1号の質疑を終結いたします。

次に、日程第7 報告第2号の質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、報告第2号の質疑を終結いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（下村 宏君） 日程第8 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）から、日程第13 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）、並びに日程第14 議案第8号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の

一部を改正する条例から日程第20 議案第14号 平成27年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）までの13議案を一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） ここで、会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

11時15分に再開をいたします。

午前11時01分休憩

午前11時15分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、事務局より議案の朗読をいたさせます。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 事務局には、続いての朗読、大変ご苦労さまでした。

次に、提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第1号から議案第6号、並びに議案第8号から議案第14号までを一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）をご説明申し上げます。議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。

この美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、新たに設置する美浦村まち・ひと・しごと創生有識者会議の委員の方々に対する報酬及び費用弁償の支給をするために、条例の一部を改正するものであります。

政府は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、平成26年11月21日、まち・ひと・しごと創生法を制定いたしました。

このような中、美浦村においては、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び人口問題を基軸とした施策の全庁的な推進を図るため、平成27年2月18日、村長を本部長とする美浦村まち・ひと・しごと創生本部を設置しました。住民、産業、官庁、学識経験者、金融機関、労働界、メディア等との連携体制を図るため、村長が委嘱した委員により、美浦村まち・ひと・しごと創生有識者会議を組織し、総合戦略の政策に対する意見を出し、人口ビジョン戦略の成果・目標の検証を行います。この委員に対する報酬及び費用弁償の支給に当たり、別表第1中、「美浦村いじめ再調査委員会委員」及び、別表第2中、「美

浦村子ども・子育て会議委員」の次に、「美浦村まち・ひと・しごと創生有識者会議委員」の項目を加えるものであります。

続いて、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度一般会計補正予算（第7号））をご説明申し上げます。13ページをお開きいただきたいと思います。

この専決処分は、国の補正予算により、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策の一つとして創設された地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型及び地域消費喚起・生活支援型の交付決定が3月24日にありましたので、これらの交付金を活用した事業を行うための、平成26年度美浦村一般会計補正予算（第7号）であります。

また、地方交付税の特別交付税及び震災復興特別交付税で予算額を大幅に上回る交付決定があったことにより、歳入予算の調整を行っております。

それでは、3月24日に専決処分を行いました平成26年度一般会計補正予算（第7号）について、ご説明申し上げます。15ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,832万5,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を60億1,145万4,000円とするものでございます。次に、第2条の繰越明許費の追加では、今回専決処分により計上いたしました全ての事業につきまして、次のページの第2表のとおり、繰り越しのご承認をお願いするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。最初に歳出予算から申し上げます。20ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、総務費から申し上げます。総務管理費の企画費では、新規事業として昨年施行されたまち・ひと・しごと創生法に基づき、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定するための地方人口ビジョン・地方版総合戦略策定事業費987万2,000円の計上をいたしております。地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定につきましては、2月18日に創設した美浦村まち・ひと・しごと創生本部により進めているところでありますが、今回の補正では、アンケート調査による意識調査の実施、将来目標のモデルとなる戦略分析、戦略案に関する意見集約及び将来人口推計等分析と支援を主なものとした地方人口ビジョン・地方版総合戦略策定業務委託料950万円を計上しております。また、総合戦略の策定に当たっては有識者の意見の活用が有効とされており、議案第1号でご説明しました総合戦略有識者会議委員の報酬等も計上しております。

次も、新規事業として地方創生美浦村観光地化事業費1,100万円の計上をいたしております。本村は首都圏から60キロの好位置にあり、周囲の半分を霞ヶ浦に囲まれ、他市町村にはない特色ある施設や霞ヶ浦にかかわる観光スポットに恵まれております。

この事業はその中で、陸平貝塚、JRA美浦トレーニング・センター、木原城址城山公園、光と風の丘公園、大山スロープを核として、美浦村の名にふさわしい、美しい村として観光地化を進め、観光客の増加を図るとともに、東京圏からの移住による人口の増加、

村の活性化に寄与することを目的としており、美浦村観光地化計画策定費、美浦村PRビデオ作製費、スマートフォン用美浦村観光アプリ作成費及び観光パンフレット作成費を計上いたしております。

次の新規事業として、小中学校でのタブレットパソコン及び電子黒板を活用したプログラミング授業を行うためのICTプログラミング教育事業費、100万円を計上いたしております。

次の諸費では、産業後継者対策事業費で、産業後継者結婚促進協議会補助金113万円の増額補正をお願いいたしております。この補助金は、産業後継者結婚促進協議会美浦村商工会青年部及び茨城県出会いサポートセンターが主催するカップリングパーティー開催費等に対するものであります。

次のふるさと創生費では、少年のつばさ事業費で美浦中学生を台湾の中学校へ派遣する経費として428万5,000円の増額補正をお願いいたしております。なお、ただいまご説明いたしました総務費の事業につきましては、国庫補助金の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型が財源となっております。

続いて、商工費について申し上げます。22ページでございます。商工費の商工振興費では、商工振興事業費で村商業振興対策協議会に対する補助金2,103万8,000円の増額補正をお願いいたしております。この補助金は、国の政策により、地域の消費喚起を促進するためのもので、通常1万1,000円の買い物ができる地域サポートクーポン券を1万円で販売していますが、今回のクーポン券は、販売金額は1万円と同額のままで買い物ができる金額を1万2,000円に拡大し発行するための補助金となっております。また、75歳以上の方に対して2,000円のクーポン券を送るための経費も……。

〔「村長、65歳以上じゃないか」と呼ぶ者あり〕

○村長（中島 栄君） ごめんなさい、65歳以上でした。65歳以上の方に対して、2,000円のクーポン券を発行するための経費でございます。シニアでございます。

なお、この事業につきましては、国庫補助金の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地域消費喚起・生活支援型が財源となっております。

続きまして、歳入予算につきましてご説明申し上げます。前にお戻りいただきまして、18ページでございます。

地方交付税の特別交付税は、交付額が5,091万4,000円に確定しましたので、予算額2,000万円との差額が3,091万4,000円増額補正をいたしております。また、震災復興特別交付税は予算の計上は行っておりませんでした。交付額が1,856万1,000円確定しましたので、予算の計上をいたしております。

次に、国庫支出金の総務費国庫補助金について申し上げます。今回の補正予算事業の財源となるもので、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型で2,426万9,000円、地域消費喚起・生活支援型で1,853万8,000円の計上をいたしております。

繰入金についてご説明申し上げます。財政調整基金繰入金では、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして、財政調整基金繰入金の繰入額を4,395万7,000円減額することといたしまして、平成26年度の繰入予算額を1億5,067万1,000円といたしております。

続いて、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例等の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。24ページでございます。

この案件は、美浦村税条例等の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項に基づきこれを報告し、ご承認をお願いするものでございます。この専決処分を行った美浦村税条例等の一部を改正する条例につきましては、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生をより確実なものにするともに、地方再生に取り組むために改正された地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日から施行されたことに伴い、美浦村税条例等の一部に改正が生じたため専決処分を行ったものであります。

当該条例等の改正における個人住民税の改正につきましては、ふるさと納税の拡充として現行の特例控除額の上限を所得割額の1割から2割に引き上げるとともに、納税ワンストップ特例制度を創設することにより、手続を簡素化する改正のほか、住宅ローン控除の対象期間を延長する改正等でございます。

法人住民税につきましては、法人村民税均等割の税率適用基準である資本金等の額の規定を法人事業税資本割の課税標準に統一する改正等でございます。

固定資産税につきましては、固定資産税の負担調整措置について現行の仕組みを3年間延期する改正のほか、地域決定型地方税制特例措置に新築のサービスつき高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減税措置を新設追加する改正等でございます。

軽自動車税につきましては、平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等にグリーン化の導入のほか、二輪車等に係る税率の引き上げを平成28年4月1日に1年延長する改正でございます。

地方たばこ税につきましては、旧3級品の製造たばこに係る特例税率を段階的に廃止する改正でございます。

そのほかの改正につきましては、減免制度における減免申請期限の見直し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による規定の改め、還付加算金の起算日の見直し等の改正でございます。なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。

続いて、議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例）について、ご説明申し上げます。議案書の44ページをお開きいただきたいと思います。この案件は、美浦村国民健康保険条例の改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項に基づきこれを報告

し、ご承認をお願いするものであります。

この専決処分を行った美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令が公布され、平成27年4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険法等に準ずる本村美浦村国民健康保険条例に改正が生じ、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分を行ったものであります。なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

続いて、議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）ご説明申し上げます。46ページでございます。この案件は、美浦村国民健康保険税条例の改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項に基づき、これを報告しご承認をお願いするものでございます。

この専決処分を行った美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年3月31日にそれぞれ公布され、平成27年4月1日から施行されたことに伴い、地方税法等に準ずる美浦村国民健康保険税条例に改正が生じ、議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分を行ったものでございます。なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。

それでは、順次ご説明申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思います。

まず、第2条につきましては、課税限度額を引き上げるもので、基礎課税額に係る課税限度額を51万円から52万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を16万円から17万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を14万円から16万円に、それぞれ引き上げるものでございます。

次に、第23条につきましては、低所得者の国民健康保険税の減額措置の対象を拡大するために軽減判定所得の算定方法を変更するものでございます。また、この条例は、平成27年度分以降の国民健康保険税について適用するものでございます。

続いて、議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）について、説明申し上げます。48ページでございます。

この案件は、美浦村国民健康保険税条例の改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項に基づき、これを報告しご承認をお願いするものであります。

この専決処分を行った美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改

正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成27年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、地方税法等に準ずる美浦村国民健康保険税条例に改正が生じ、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分を行ったものであります。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

美浦村国民健康保険税条例附則第14項のうち「配当所得」を、「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分については、施行日を平成29年1月1日から平成28年1月1日に改正するものであります。

続いて、議案第8号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。51ページでございます。今回の改正は、美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の別表第1中、教育標準時間認定の村外の公立幼稚園、村内外の私立幼稚園等の第2階層区分の世帯の者であって、一定の条件を満たす世帯の者の利用者負担額についての改正をお願いするものです。

第2階層は、市町村民税の非課税世帯ということで、その利用者負担月額、別表第1では月額3,000円となっておりますが、別表第1備考2においては、第2階層であって、なお備考2(1)から(3)に掲げるひとり親世帯、在宅障がい児のいる世帯、要保護等特に困窮していると村長が認めた世帯に該当する場合にあつては、1,000円を控除するとされていましたが、この金額を今回、無料とする改正でございます。条例提出時に国の改正がありました、間に合わなかったため、今回改正するものでございます。

続いて、議案第9号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例について申し上げます。52ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、低所得者の第1号保険料軽減強化を行うこととされたことに伴うものです。それでは、改正内容について申し上げます。

介護保険条例第4条は保険料率に関する条文ですが、そこへ第2項として、保険料の軽減強化を行うこととされた対象と、年間保険料を示す項を加える改正となっております。

続いて、議案第10号 美浦村農業集落排水処理施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。53ページでございます。

今回の美浦村農業集落排水処理施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例につきましては、維持管理費の一部として使用者から徴収していた農業集落排水事業と公共下水道事業の使用料の算出方法を統一するものであります。

現在まで、使用料の算出方法につきましては、農業集落排水事業では人数制、公共下水道事業では従量制において料金を算出しておりました。両事業とも生活排水などの汚水処理を行うものであり、利用者である住民にとっては違いがないことから、負担に対する公平性を考慮し、農業集落排水事業においても公共下水道事業と同様に従量制を導入したい

と考えます。

また、従量制における料金体系につきましても、公共下水道事業の料金体系と同様のものを使用いたします。このことにより、美浦村内において農業集落排水事業と公共下水道事業との区別はなく、下水道を使用する使用者は、同じ使用料金となります。ちなみに、平成25年度末現在において、各事業における処理人口は、農業集落排水事業で約5,743人、公共下水道事業で約5,998人、合計1万1,741人で、この二つの事業における汚水処理普及率は69.7%となっております。

議案第11号 平成27年度美浦村一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。57ページでございます。

初めに、第1条 歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ7,899万2,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億1,199万2,000円とするものがございます。今回の補正は、平成27年度当初予算の編成時期の関係から、当初予算に組み込むことができなかつたもの、また、その後必要が生じた事項で早急な予算措置が必要になったもの及び国、県の補助事業につきまして計上をいたしております。また、専決処分による平成26年度一般会計補正予算（第7号）で、国の補正予算関連事業として計上を行った事業費の減額補正をあわせて行っております。

次に、第2条の債務負担行為の補正では、1件の追加をお願いいたしております。

最後に、第3条の地方債の補正では、1件の廃止をお願いしております。

それでは、債務負担行為の補正につきましてご説明申し上げます。60ページをお開きいただきたいと思っております。

第2表の債務負担行為の補正では、図書管理システムの更新に伴う図書管理システム利用料の追加設定をお願いしております。

次の第3表の地方債の補正につきましてご説明申し上げます。今回の地方債の廃止は、中央公民館エレベーター設置事業の財源としまして、一般単独事業債を予定していましたが、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金、共生の地域づくり1,000万円の交付決定により財源が確保できたことによるものであります。

それでは、特に補正額の大きなもの、重要と思われるものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。最初に歳出予算から申し上げます。64ページでございます。総務費について申し上げます。

総務管理費の企画費では、企画事務費で一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金、活力ある地域づくりを活用した霞ヶ浦南岸観光資源による地域活性化計画策定業務委託料200万円を新規計上をいたしております。この計画は、霞ヶ浦南岸の本村、土浦市、稲敷市及び阿見町の4市町村の観光資源の洗い出しを行い、馬、縄文遺跡、海軍遺構、仏像、チューリップ、桜、ジオパーク、そば等のキーワードで施設を結ぶ観光資源及び施設間の移動手段をネットワーク化することにより、観光客の広域的な移動を促進し、霞ヶ

浦南岸の観光振興、交通環境の整備を図るため、専門事業者によるマーケティング及びブランニングを行い、霞ヶ浦南岸の観光資源ネットワークによる地域活性化を目的としたものであります。

次に、ふるさと創生費では、補正予算の専決処分により計上を行いました少年のつばさ事業費481万5,000円の全額を減額補正いたしております。66ページをお開きいただきたいと思っております。

戸籍住民基本台帳費では、住民基本台帳事務費で通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金582万6,000円の新規計上をいたしております。この交付金は、社会保障・税番号制度による通知カードの作成、発送及び個人番号カードの申し込み処理、製造、発行業務等を地方公共団体情報システム機構に委託して行うためのもので、財源につきましては、全額が国庫補助金の個人番号カード交付事業費補助金となっております。

民生費について申し上げます。

社会福祉費の社会福祉総務費では、新規事業として臨時福祉給付金給付事務費で570万4,000円、次のページの臨時福祉給付金給付費2,040万円を計上いたしております。この二つの事業は、消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、所得の低い方々に対して暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給するためのもので、給付金額は1人当たり6,000円となっており、支給対象者は3,400人を見込んでおります。なお、この事務費及び給付金の財源につきましては、全額が国庫補助金の臨時福祉給付金給付事務費補助金及び臨時福祉給付金事業費補助金となっております。

次に、新規事業として、子育て家庭・シニア応援事業費380万円を計上いたしております。この事業につきましては、美浦村商工会が発行する地域サポートクーポン券を購入する際に、子育て家庭及び65歳以上の高齢者を対象に2,000円の助成を行うものであります。この事業の財源につきましては、全額が県補助金、子育て家庭・シニア応援プレミアム商品券購入補助事業補助金となっております。

次に、児童福祉費の児童福祉総務費では、新規事業として子育て世帯臨時特例給付金給付事業費713万4,000円を計上しております。この給付金も、臨時福祉給付金と同様に消費税率の引き上げに伴い、子育て世帯の消費の下支えを図るため支給するもので、原則平成27年6月分の児童手当受給者を対象としており、支給額は子ども1人当たり3,000円で、支給対象者数は1,998人を見込み、599万4,000円を計上いたしております。なお、この事業費の財源につきましても、全額が国庫補助金の子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金となっております。

次に、新規事業として、ひとり親家庭等学習応援事業費213万円を計上いたしております。この事業につきましては、ひとり親家庭の児童扶養手当受給世帯及び18歳以下の子どもがいる生活保護受給世帯に対して、1世帯当たり1万円の図書カードの給付を行うものであります。なお、この事業の財源につきましては、全額が県補助金のひとり親家庭等学

習応援事業補助金となっております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

児童館管理費で、障がい児対応による放課後児童支援員の追加により、指定管理者児童館管理運営委託料243万円の増額補正をお願いいたしております。

続いて、商工費について申し上げます。商工費の商工振興費では、補正予算の専決処分により計上を行いました地域サポートクーポン券発行のための村商業振興対策協議会補助金280万円の全額を減額補正いたしております。

続いて、土木費について申し上げます。

道路橋梁費の道路新設改良費では、道路新設改良事業費で役場周辺地区、地区計画内の村道整備関連経費として総額611万7,000円の増額補正をお願いしております。内訳としまして、国道125号及び125号バイパスに接続する村道との交差点協議のための調査、設計を行うための役場周辺地区計画村道交差点協議業務委託料521万7,000円の計上をいたしております。

また、村道整備測量調査委託では、村道整備の調査測量業務量の増加に伴い、90万円の増額補正をお願いいたしております。

次の橋梁維持費では、橋梁維持補修事業費で本年度修繕を予定している法城橋及び美浦中央跨道橋の詳細設計積算の結果により、橋梁補修工事費に1,440万円の不足が生じたので、増額補正をお願いいたしております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

都市計画費の都市計画総務費では、役場周辺地区計画内地域交流地区の事業推進のため、必要に応じて調査等を行うための経費としまして、地区計画事業推進検討業務委託料100万円の計上をいたしております。

続いて、消防費について申し上げます。

非常備消防費では、消防団運営費で平成26年度自治消防団員退職者9名分の退職報償金364万3,000円の増額補正をお願いいたしております。また、長年にわたり地域の消防防災活動にご尽力いただきました消防団員の方々には、改めて敬意を表しますとともに、感謝を申し上げる次第であります。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。前に戻っていただきまして、62ページをお願いしたいと思います。

まず、国庫支出金及び県支出金につきましては、今回の補正の財源となるもので、歳出予算の中で財源についてご説明いたしましたので、個々の説明は省略させていただきます。

次に、繰入金について申し上げます。基金繰入金では、ふるさと基金繰入金で少年のつばさ事業費の減額補正に伴い、その財源としていた繰入金387万円の減額補正を行っております。

次の財政調整基金繰入金では、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして

3,743万円の増額補正を行い、繰入予算額を3億6,999万6,000円といたしております。

次に、……。何か。

○13番（石川 修君） 局長がやっても同期が合わないよという。間に合わないの。

○議長（下村 宏君） 追いつかないの、追いつかないの、追いつかないの。

いいよ、いいよ、やっちゃって。ここだけ終わりにするから。

○村長（中島 栄君） いや、いや、あと5分もないですから。5分もない。

○議長（下村 宏君） 5分もない。

○村長（中島 栄君） 5分もないです。やっちゃいましょう。5分もないですから。

○議長（下村 宏君） いい、やっちゃって。

○村長（中島 栄君） どこまでやったんだっけ、忘れちゃった。3億6,999万6,000円までは話しましたよね。

次に、諸収入について申し上げます。消防団員退職報償金につきましては、退職消防団員に対する報償金としまして、364万3,000円の増額補正をいたしております。

次に、雑入では、自治総合センターコミュニティ助成金で、中央公民館エレベーター設置事業の財源分の共生の地域づくりで1,000万円、霞ヶ浦南岸観光資源による地域活性化計画策定業務委託料の財源分の活力ある地域づくりで200万円を計上いたしております。

最後に、村債について申し上げます。村債では、冒頭の地方債の補正でご説明いたしましたとおり、中央公民館エレベーター設置事業の財源としまして一般単独事業債を予定していましたが、自治総合センターコミュニティ助成金の共生の地域づくり交付決定があり、財源が確保できましたので、当初予定額1,520万円の全額を減額いたしております。

以上、今回、平成27年度美浦村一般会計補正予算（第1号）の主な概要について説明申し上げます。

続いて、議案第12号 平成27年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。議案書83ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、4月から新たに雇用してあります一般職非常勤職員関係経費でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ192万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,372万1,000円としております。それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

歳出予算のほうから申し上げます。88ページでございます。

総務費、一般管理費の報酬で162万4,000円、共済費で22万4,000円、旅費で7万3,000円について、それぞれ増額補正を計上してございます。

続きまして、歳入について申し上げます。議案書86ページでございます。

繰入金、一般会計繰入金で192万1,000円の増額補正を計上してございます。これにつきましては、歳出で申し上げました総務費の一般管理費に充てるものでございます。

続いて、議案第13号 平成27年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）に

ついてご説明申し上げます。97ページでございます。今回の補正予算につきましては、まず第1条で、歳入歳出それぞれ1億200万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億2,380万円としております。

次に、第2条では、地方債の変更を第2表のとおりお願いするものでございます。内容につきましては、99ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、第2条の地方債の補正につきましては、国庫補助金の増額補正及び地方債の充当先の見直しを行いまして、公共下水道事業に係る本年度の地方債限度額を3億730万円にお願いするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算についてご説明申し上げます。104ページでございます。

歳出予算からご説明申し上げます。まず、下水道費の公共下水道事業費につきましては、国庫補助金の増額及び事業に対して補助対象事業としての取り扱いの見直しに伴い、事業費の見直しを行っております。委託料で1,000万円、工事請負費で9,200万円の増額をそれぞれ行いまして、総額1億200万円の増額補正をお願いしております。

続きまして、歳入予算について申し上げます。102ページでございます。

まず、国庫支出金の下水道事業費国庫補助金につきましては、補助額の変更を行いまして2,600万円の増額補正をお願いしております。

次に、繰入金の公共下水道事業基金繰入金につきましては、充当先の見直しを行いまして、190万円の増額補正をお願いしております。

次に、村債の下水道事業債につきましては、国庫補助金の増額補正及び地方債充当先の見直しを行い、7,410万円を増額し、公共下水道事業費に係る本年度の地方債限度額を3億730万円にお願いするものでございます。

続いて、議案第14号 平成27年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。107ページでございます。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれに26万5,000円を増額いたしまして、予算総額9億4,226万5,000円とするものでございます。保険事業勘定において、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修費用を計上しております。

それでは、保険事業勘定の歳出よりご説明申し上げます。114ページでございます。

総務費の介護保険事務費の業務委託料に26万5,000円を増額しております。介護保険制度の改正に対応するよう介護保険システムの改修を行うものです。

続きまして、歳入について申し上げます。112ページでございます。

一般会計繰入金のその他一般会計繰入金につきましては、職員給与等繰入金として26万5,000円を増額しております。先ほど歳出の内容で申し上げた介護保険システム改修に係る費用分を一般会計より繰り入れるものであります。

以上、議案第1号から第6号まで、並びに議案第8号から第14号まで、一括してご説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 村長には、続いての提案理由の説明、大変ご苦労さまでした。
ここで、会議の途中であります、昼食のため、暫時休憩といたします。
午後1時より再開をいたします。

午後零時12分休憩

午後1時00分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 日程第21 請願第1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願書を議題といたします。
請願の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 紹介議員から趣旨説明を求めます。
山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） 年金積立金の運用は、これまで安全性の高い国債中心に運用を行ってきましたが、2014年10月31日からリスクの高い株式での運用の比率を50%にも引き上げました。再びリーマンショックのようなことが起きた場合は、以前とは比べ物にならないほどの損失となるでしょう。

年金積立金が棄損した場合、厚生労働大臣や年金積立金管理運用独立行政法人が責任をとるわけではなく、年金を支払っている被保険者や年金受給者が被害を受けることになります。

年金積立金の管理運用をしている独立行政法人には、年金を支払っている被保険者の意思を反映できる体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、一方的に見直しが進められています。こうした現状を鑑み、国の関係機関へ意見書の提出をしていただけるよう要請いたします。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております請願については、請願文書表のとおり、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

○議長（下村 宏君） 日程第22 請願第2号 「安全保障関連法案」の廃案へ意見書提出を求める請願書を議題といたします。

請願の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 紹介議員から、趣旨説明を求めます。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 請願の趣旨説明をさせていただきます。

平和安全法制という名の戦争法案が5月26日、国会で審議入りしました。安倍政権が安保法制と呼ぶこの法案の正体は一体何でしょうか。国民の命と平和な暮らしを守ると言っていますが、とんでもないことです。法案は全て、自衛隊の役割を拡大して海外派兵や米軍の支援に充てるためのものです。

政府が国会に提出した法案は、形の上では2本です。一つは国際平和支援法です。その本質は海外派兵恒久法です。これまで海外派兵のために特別措置法をつくっていたのをやめ、政府の判断で、いつでもどこでも米軍や米軍主導の多国籍軍を支援するため、自衛隊を海外派兵するための法案です。

もう一つが平和安全法制整備法という、自衛隊法、PKO法、周辺事態法、船舶検査活動法、事態対処法、米軍行動関連措置法、特定公共施設利用法、海上輸送規制法、捕虜取扱い法、国家安全保障会議設置法の10本の法律を一括で書きかえるものです。

この戦争立法には、憲法を根底から破壊する三つの大問題があります。

その第1は、アメリカがアフガニスタン戦争やイラク戦争のように世界のどこであれ戦争に乗り出すときには、自衛隊が弾の飛び交う戦闘地域まで行って軍事支援を行うことになるという問題です。地球の裏側まで自衛隊を展開する。

国会で、戦闘地域まで行って相手から攻撃されたらどうするのかという質問に、安倍首相は、武器の使用をすとはっきり言いました。そんなことになれば、そこで戦闘が起こることは誰の目にも明らかです。憲法9条が禁止した武力行使そのものです。自衛隊を戦地に送り出し、殺し殺される戦闘を行うことになります。

第2に、PKO国連平和維持活動の法律を改定するという問題です。PKOとは関係のなかった活動に自衛隊を送り出す仕掛けをつくらうというものです。その中身は、形式上、停戦合意がつくられていてもなお戦乱が続いているようなところに、自衛隊を送り出して治安維持活動をさせ、武器の使用についても自己防護以外に、任務遂行のための敵対勢力の妨害排除などの武器使用を追加しました。つまり、これまで3,500人もの戦死者を出しているアフガニスタンの国際治安支援部隊や4,500人もの戦死者を出しているイラク多国籍軍のような活動にも自衛隊を参加させようというものです。

そして第3に、日本がどこからも攻撃されていないのに、集団的自衛権を行使して、自衛隊が世界中で米軍の戦争に参加する危険があります。国会での質問で、アメリカが先制攻撃の戦争を行った場合でも集団的自衛権を発動するのかとの質問に、安倍首相は個別・具体的に判断すると言うだけで否定しませんでした。

先制攻撃というのは、国際法違反の侵略行為です。これまでの政府は、集団的自衛権の

行使は憲法上許されないとやってきました。ところが2014年7月の閣議決定で、武力行使の新3要件を定め、他国に対する武力攻撃でも日本の存立が脅かされたと政府が判断すれば、集団的自衛権を発動できるようにしました。日本をそんな無法国家にさせるわけには断じていきません。

さらには、6月4日に開かれた憲法審査会に参考人として出席した憲法学者3氏全員が、このたびの法案を違憲と断じました。日本国憲法98条は、この憲法は国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しないと明記しています。

憲法9条は、1項で戦争を放棄し、2項で戦力不保持と交戦権の否認を定めています。そのため歴代政府は、自衛隊の保有と侵略への武力反撃、個別的自衛権を認めながらも、集団的自衛権の行使は認めないとの憲法解釈を維持してきました。

しかし、このたびの戦争法案は、憲法9条の条項はそのままにして、そのルールを全面的に破壊するものです。政府与党は、明文改憲に対する国民の反対が大きいため、まず、憲法解釈を無理やり変更して、法律で憲法を破壊し、その後に明文改憲に踏み込むものです。このようなやり方は憲法改定手続と国民主権を無視するもので、憲法と立憲主義を文字どおり踏みにじるものです。

以上、これまで述べました理由から、このたびの戦争法案を廃案にすべきと考えるものです。慎重なるご審議をお願いします。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています請願については、請願文書表のとおり、総務常任委員会に付託をします。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時19分散会

平成27年第2回
美浦村議会定例会会議録 第2号

平成27年6月16日 開議

議案

一般質問

1. 出席議員

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 塚本光司君 | 2番 | 岡沢清君 |
| 3番 | 飯田洋司君 | 4番 | 椎名利夫君 |
| 5番 | 山崎幸子君 | 7番 | 山本一恵君 |
| 8番 | 林昌子君 | 9番 | 下村宏君 |
| 10番 | 坂本一夫君 | 11番 | 羽成邦夫君 |
| 12番 | 小泉輝忠君 | 13番 | 石川修君 |
| 14番 | 沼崎光芳君 | | |

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

| | | | |
|---|---|----|-----|
| 村 | 長 | 中島 | 栄君 |
| 教 | 育 | 門脇 | 厚司君 |
| 総 | 務 | 岡田 | 守君 |
| 保 | 健 | 松葉 | 博昭君 |
| 経 | 済 | 増尾 | 嘉一君 |
| 教 | 育 | 石橋 | 喜和君 |
| 総 | 務 | 飯塚 | 尚央君 |
| 企 | 画 | 平野 | 芳弘君 |
| 福 | 祉 | 秦野 | 一男君 |
| 国 | 保 | 桑野 | 正美君 |
| 経 | 済 | 中澤 | 真一君 |
| 生 | 活 | 北出 | 攻君 |
| 学 | 校 | 堀越 | 文恵君 |
| 生 | 涯 | 埜口 | 哲雄君 |

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 木 鉛 昌 夫
書 記 浅 野 洋 子

午前10時00分開議

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は、13名です。

ただいまから、平成27年第2回美浦村議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます前に、本定例会一般質問方式は、選択制で行うことを許します。

選択できるのは、今までの質問方式である一括質疑方式、または一問一答方式となります。選択制の一つである一問一答方式は、質問時間30分で質問の回数に制限は設けません。答弁と合わせて60分の制限時間内で一般質問を行うこととします。

なお、本日の一般質問には、美浦大学を初めとした皆様に傍聴に出席をしていただき、まことにありがとうございます。しっかり聞いていただき、後に感想とコメントを願えれば幸いです。

それでは、早速、これより本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） 直ちに議事に入ります。

日程第1、通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い、発言を許します。

最初に、飯田洋司君の一問一答方式での一般質問を許します。

飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） こんにちは。私、議員になって4年、これで最後の一般質問になりますけれども、今まで全て質問させていただきました。きょうもいろいろと質問しますが、よろしくお願ひしたいと思います。3番飯田、通告順に従い、質問いたします。

自主防災組織率と防災士の増員について質問します。まず、提出しました2点の資料がございましたので、議案の進むときにでもご確認いただければなと思いますので、よろしくお願ひします。

自主防災組織率が県下43位、組織率を上げる対策をお伺ひしたいので、よろしくお願ひします。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） おはようございます。傍聴者の皆様、大変ご苦労さまでございます。それでは、ただいま飯田議員のご質問にですね、お答えを申し上げます。

自主防災組織は、地域の人々が自発的に防災活動を行う組織でございます。大災害時は交通網の寸断や同時多発的な火災により、消防や警察はすぐには駆けつけられないこともございまして、自主防災組織による初期消火や救助、救出が重要になってまいります。

災害に強い安全な地域社会をつくるためには、住民一人一人が日ごろから自主防災の意識を持ってですね、地域の安全を考え、防災の基礎知識を身につけておくことが大切でございます。自分たちのまちは自分たちで守るという心構えのもと、自主防災組織が結成されるものと考えております。

自主防災組織の役割といたしまして、平常時においては災害を想定して訓練を行いまして、消火器の使用法など防災活動に必要な知識や技術を習得したり、危険物や危険地域、避難場所、災害時に援護を必要とする人などを確認する活動などが挙げられます。

また、災害時の活動といたしまして、火災が発生した場合は、初期消火に当たり、救出・救助を行うとともに情報の収集・伝達、そして避難誘導などが考えられます。美浦村の自主防災組織率でございますが、議員ご指摘のようにですね、県下43位と大変低い位置となっていることは承知をしているところでございます。

今後とも地域におきまして自主防災組織の活動を効果的に実践をするため、必要な調整や誘導などを行う地域の自主防災活動の中心となる自主防災組織のリーダー的人材を育てまして、防災意識を高め、組織率を上げていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 大変答弁ありがたいんですけども、いかに自主防災組織率をね、上げていただくのかという形で、具体的なもの、もしくは今現在、村のほうで防災組織に対しての補助金制度でやっておりますが、年間20万円ですか、そういうものと、組織をつくるための補助という形で、手厚いのかどうなのかはちょっとわかりませんが、今までのような形で年間20万円だと、今言ったように組織率が実際上がるのかどうか。

もちろん防災意識というのは住民の方たち一人一人が持っていたかなければならないんでしょうけれども、そこら辺ところでの予算どりとか、もしくは具体的なものがご答弁いただければなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまのご質問でございますが、組織率を高めるためにですね、村としても補助金のほうは考えておりまして、ただ、組織を育成するための補助金については、本当に今の段階では少ないのかなと考えております。そういったところでですね、組織率を高めるための補助金としてどのくらいが適切なのかといったところは、今後検討をさせていただきたいと考えてございます。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） ぜひですね、予算づけして、具体的な数字と1年後、43位から少なくとも5位とか6位とか10位くらい上げるとかという形での具体的な数字を上げていただきたいな。

そして、防災士に関してもそうなんですけれども、次の質問、2番目の質問に移らせていただきます。これは今の防災組織率と同じなんですけれども、防災士というものを国のほうで定めておりますけれども、これも当村6名登録されておまして、県内でも本当に低位のほうに位置しております。もちろんこれは国への申請なので、各市町村の首長、執行部の申請の仕方にもよってパーセンテージが確かに変わるのかなと思いますけれども、当村はやはり今言ったように、国の定めたカリキュラムで防災士に合格した者のみを登録し、今現在6名という形になっています。

ここら辺も、当村として先ほどの自主防災組織率同様、どういった形で今後増員するための対策をとるのかお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの飯田議員のご質問でございますが、本村の防災士は6名といったところでですね、その中にはきょうの議員でございます林 昌子議員も含まれております。本当に敬意を表するものでございます。

防災士とはですね、自助・共助・協働を原則といたしまして、かつ公助との連携、充実に努めて、社会のさまざまな場で減災と社会の防災力向上のためにですね、活動が期待され、さらにそのために十分な意識・知識・技能を有するものとして認められた人のことだと認識をしております。

防災士の活動は、主として地震や水害、火山噴火、土砂災害などの災害におきまして、公的機関や民間組織、個人と力を合わせて次の活動を行うこととしております。

まず平常時においては、防災意識・知識・技能を生かしてその啓発に当たるほか、大災害に備えた自助・共助活動等の訓練や、防災・救助等の技術の錬磨などに取り組み、また、時には防災・救助計画の立案等にも参加するなど、多様な活動を行うこととしております。また、災害時にはそれぞれの所属する団体・企業や地域などの要請により、避難や救助・救命、避難所の運営などに当たり、地域、自治体など公的な組織やボランティアの人たちと協働して活動をいたします。

そのための防災士の認定を取得するためには、二つの方法がございます。まず一つ目は、日本防災士機構による2日間の防災士研修講座を受講をいたします。これは有料でございますが、5万2,920円の経費がかかります。

次に防災士資格取得試験を受験をいたしまして、合格者にはですね、救急救命実技講習を受講をしていただきます。そうして、防災士認証登録申請の後にですね、日本防災士機構認証委員会の資格審査に合格をすれば、防災士となることができるわけでございます。受験料・申請料合わせまして6万920円が必要となっております。

二つ目につきましては、いばらき防災大学、これは茨城県の防災・危機管理課なんですが、これによる4日の防災士研修講座を受講、救急救命実技講習の受講があるわけでございます。これは無料でございまして、ただし、テキスト代が3,000円かかることになっております。

次に、防災士資格取得試験、そして合格者につきましてはですね、防災士認証登録申請の後にですね、日本防災士機構認証委員会の資格審査に合格をいたしますと、防災士となるわけでございます。これにつきましては、受験料・申請料合わせまして、1万1,000円が必要となってまいります。このいずれかの方法で防災士となることは可能でございます。

東日本大震災からですね4年が過ぎ、今後起こり得る自然災害に備え、防災への意識の向上を図り、正しい知識を持ったリーダーが必要と認識をしているところでございます。防災士につきましては、今後村職員や村消防本部役員、各分団員等にですね、資格取得をお願いしていきたいと考えております。そのための取得にかかる費用につきましては、村補助金等で対応をしていきたいと考えてございます。

以上が防災士の組織率を高めるといったところの答弁でございます。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 確かに防災士資格を取得をするのに、先ほど総務部長が述べたように、等々の資金と各個人の時間が必要ということは大変、防災士になるための壁が少し厚いのかな、高いのかなと思います。補助金を使って防災士登録をしていただくということはもちろん大切です。今後10年という形で、村の防災士を今の6名から60名くらいという形で持っていくとすれば、当然年間6名ですか、仮に今言ったように5万円から6万円ぐらいかかると30万円くらい。

でも、実際、各地区のリーダーさんがもしそういった形で防災士を受けるとなると、当然4日も仕事を休んでそちらのほうに行くというのは、なかなか難しいものかなと思うんですね。そこら辺のところ当然勤めていらっしゃると思いますのでね、最低1日幾らとかという形で費用以外の個人でかかる部分のほうも見ていただかないと、なかなか防災士という率を向上することはなかなか難しいのかなと思います。

ぜひ、現状でかかる取得する経費プラス個人へね、日当ではないですけれども、名目上は交通費でも構わないと思うんですけれども、そういった形でぜひ予算づけしてやっていただきたいと思います。今言ったように予算をつけるということなので、期待してお待ちしております。

続いてですね、また全く同じなんですけれども、3番目の質問にさせていただきます。

これは、準防災士とか、自衛官というならば予備自衛官ですか、そういった形でそういう類いのものをですね、村独自で防災意識を高めるために、今後こういった形で対策を立てていくのかそこら辺のところも、きょうせつかくなのでお伺いしたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの飯田議員のご質問でございます。村独自ですね、そういうリーダー的な方を育成をしていけないかというようなご質問だと思います。

防災士をやっぱり拡充をしないとですね、村の防災士の取得率についても向上を図れないといったところがございます。そういったところでですね、防災士につきましては、やはり先ほどお話ししたような形でですね、村職員や消防団の本部、また各分団等の方々にですね、取得をしていただくようにと、そういう形でですね、お願いしていこうといったところが考えてはございます。

また、今お話があったようにですね、自主防災活動の中でその自主防災組織のリーダーとなるような方、そういう方を育成をするといったところでございますけれども、これにつきましてはですね、村主催で1日程度の講習会等を開催をいたしましてですね、その講習会を受講した方、そういう方に修了証をお渡しをいたしまして、地区防災リーダーとしてご活躍いただくというような仕組みづくりというものをしていきたいと考えてございます。

以上が答弁でございます。よろしくお願いたします。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 今までに当村になかった準防災士というのが、地区の防災士にかける意識向上のためにも、ぜひ防災士を登録してもらうのも当然ですけれども、やはり、自分のところは自分で守ると。そして、各地区の自主防災率、これも全て自分たちのことは自分たちでお互いに共助という形で助け合っていくという形で、ぜひ今言った案件を進めていただきたいと思います。

それで、次の質問に移らせていただきます。

今回ちょっとペーパーレスということで、全てこちらのほうのタブレットに質問の資料とか入れてきたので、ちょっとお待ちください。

いいでしょうか。

まずですね、次の質問は、小学校の低学年の見守りについて。小学校低学年の登下校の本村の見守り対策をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 教育次長石橋喜和君。

○教育次長（石橋喜和君） それでは、飯田議員の質問にお答えしたいと思います。

小学校の低学年の登下校の本村の見守り対策ということでございます。現在、各小学校の登下校の見守りにつきましては、登校時は集団登校となっているところでございます。そして、毎日、教職員及び保護者による安全指導を行い、月初めには教職員が分担して危険箇所、横断歩道等のポイント地点での交通安全指導を行っております。

下校時には、各地区ごとの集団下校を基本に、木原小学校では教職員による途中までの付き添い指導、安中小学校では、最初の横断歩道までの付き添い、さらに大谷小学校では

地域の方々のサポートによる巡視を実施しているところでございます。そのほか、地域ボランティアの方々によるパトロール、地域老人クラブの方々によるポイント地点での見守りを行っておるところでもございます。また、村でもスクールガードリーダーを配置しまして見守りを行っているところでございます。

さらにですね、連絡のない子どもたちに対しましては、各小学校とも、担任による電話での所在確認を行っているところでございます。連絡がとれない場合には、家庭訪問を行って所在の確認を行っております。

以上が、通学に対する見守りの現状でございます。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 4年間でね、私は厚生文教委員を2年ほど務めさせていただきました。まだ2年しかやっていなくて、もう2年過ぎましたので、少し忘れていたところもあるんですけども、いろいろ研修させていただいて、やっぱり本村の中の子ども見守りは、村ならではなんですよけれども、結構きめ細かく子どもたちを見守っているなと思っております。

それですね、現在運用しているメール配信ですか、当村は3年前からICTという形で各小学校、4年生・5年生・6年生に対してPCを配付し、26年度にはですね、美浦中学校のほうにPCを40台、50台ですか、導入。そして、電子黒板という形で導入して、教育界のほうも本当に時代の最先端に行く、日本でも多分5、6カ所くらいしかないのかなと思うんですけども、そういった形で進んでいる本村でございますけれども、この子ども見守りに対してですね、各小学校の低学年、1年・2年で結構なんですけれども、メール配信という形で下校時、今から帰りますよという形で保護者のほうにメール配信できるかどうかお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 教育次長石橋喜和君。

○教育次長（石橋喜和君） それでは、2番目の現在運用しているメール配信網を利用して、登下校時に保護者に連絡ができないかというようなことに対してのお答えを申し上げたいと思います。

現在運用しているメール配信網を利用し、登下校時に保護者に連絡できないかということでございますが、現在、学校・幼稚園から保護者に対しまして、学級閉鎖や天候原因による登下校時の時刻の変更など、緊急時の連絡や学校教育課からの不審者情報等について、さらにこれは希望の保護者対象ですが、本年度からは防災情報についても一斉にメールを配信し、確実かつ素早く情報が伝えられるツールとして機能しているところでございます。

この配信システムは、学年や学級単位あるいは保護者全員に対して活用するものであり、個人個人に配信できるものにはなってございません。そのような機能を持たせるには、現状のシステムでは難しいかと思われまして。

現状では、学校・保護者・地域が連携して見守りを行っており、さらに連携をし、通学

の安全に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございます。

今言ったメール配信の件なんですけれども、これは個人に配信するというよりもですね、学校のほうで台風もしくは風、いろいろな事情があって、学校を途中で早退するというような事情になった場合、天候の事情で休校とかいろいろあると思うんですけれども。

それは今現在は各学校単位で、子どもたちに対して登録されている保護者に全て一斉にメール配信していると思うんですよね。当然、登録されている保護者のみで、当然登録されていない保護者には連絡が行かないのが今の現状だと思うんですけれども。ちょうど2年前ですか、議会のほうにタブレットを導入させていただいて、ことし2年、新聞紙上でもいろいろ「最先端の美浦議会」という形で掲載されております。今回もタブレットに全部資料が入ってまして、ペーパーレスという形でやらせていただいております。

それで現実に登下校の問題なんですけれども、これも当然、40名もいないのかな、安中小学校だと1クラス20人、仮に40人だとしても、登校してきたのが39名。当然39名が集団で登校してきて、39名は登校していますよと。当然下校するとき、39名下校するわけですよ。37名ということはないですから。当然一斉配信できると思うんですよね。要するに40名のうち、誰々ちゃんがきょう風邪で休んだと。当然、誰々ちゃんの保護者の方が登録されていれば、それをちょっと削除していただいて、あとの39名を一斉配信は、ソフト上できないことではないのかなと思うんですよね。そこら辺もちょっとお伺いしたいなと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（下村 宏君） 教育次長石橋喜和君。

○教育次長（石橋喜和君） ただいまのご質問なんですけれども、各子どもたち一人一人にアドレスをつけてございませぬので、一人一人を削除して出すというのは難しいという状況でございます。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） ありがとうございます。確かに個人個人の情報ですから、特に大切な子どもたちの情報を開示するということは、なかなか難しいのかなと思います。

それです、実際今運用している、当然これから国の創生の助成金などで、いろいろな形で立ち上がってくる案件が幾つもあると思うんですよね。今回の質問には関係ないんですけれども、そういったもので、当然今のメール配信の中に、ことしから始めた災害情報もそうなんですけれども、それ以外の部分でも、多分これから上がってくると思うんですよね。

現状、保護者の方のメール配信登録というのがあると思うんですけれども、各小学校、中学校で確かに登録率が違うんでしょうけれども、そこら辺のところをもしお伺いできればよろしくお伺いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（下村 宏君） 教育次長石橋喜和君。

○教育次長（石橋喜和君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、安中小学校では105件の登録がございます。木原小学校では221件の登録です。大谷小学校では376件の登録です。美浦中学校、366件の登録です。美浦幼稚園、110件の登録です。学校全体で1,178件、児童生徒数では1,370人おるわけなんですけれども、1,178件の保護者の方々が登録をされてございます。割合でいいますと、86%でございます。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） ありがとうございます。実際90%以上いっているのかなと思いましたが、今言ったように86%。何とかこれを100%に近づけてもらえれば、当然、村の我々議会だよりなんかもね、将来は皆さんに議会だよりを配布しないでですね、そちらのほうに、こういった形で議員のほうはこういう広聴会を開きましたよとかね、そういうものもできますので、できればそういった部分でICTをもっと利用して、子どもたちの見守りをぜひ今後も続けていってもらえたらなと思います。

また、これも先ほど質問したもので、できないという形で否定されてしまいましたけれども、児童館の当然利用していて、児童館のほうも登録制という形で各児童やっていますけれども、児童館のほうの下校時、途中で風邪が集団……インフルエンザですか、今、韓国で猛威を振るっているMARSでしたか、そういうものはないと思いますけれども、そういった形で急遽閉館するとかそういった形で保護者に対してご連絡するのにですね、一斉配信していただければ保護者も随分助かるのかなと思いますけれども、そこら辺のところの一斉配信はできるかできないかお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 教育次長石橋喜和君。

○教育次長（石橋喜和君） それでは、ただいまの質問でございますけれども、一斉配信につきましては、先ほど言いましたとおり、学校、学級、学年、それから村の防災メールというようなことで配信はできますので、そういう形での一斉配信はできるかと思えます。ただ、児童館に通っているお子さんだけにそれを配信するというようなことは、非常にできないと。先ほど申したとおりでございます。

現在、児童館への通所の状況でございますけれども、児童館の利用者においては児童クラブに登録してございまして、利用日が保護者の申請によって決まっております。したがって、下校時の行動については保護者の方々は把握しているところでございます。

また、退館時には、保護者の方のお迎えが原則となっているところでございますので、その辺の状況については保護者の方が十分に理解してやっていただけるというふうに認識しておるところでございます。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 今、石橋教育次長といろいろ質問、答弁していただきましたけれ

ども、私は今、経済建設常任委員会のほうに所属しています。2年前いろいろ研修したり、門脇教育長にいろいろ質問したりとやってまいりました。

本当に本村、茨城県で2個しかない村ですけれども、たぶん東海村よりもですね、この見守りに関しては多分進んでいると思います。いろいろ視察研修に行かせてもらいましたけれども、村ならではの環境なのかなとは思うんですけれども、それとも教育長が優秀なのかちょっとわかりませんが、すごく進んでいるなと思います。

今後、美浦村もICTという形で全国に先駆けて導入していますので、ぜひ今言ったような一斉メール配信、これも防災、今度ことしから入りますけれども、多分今後、防災以外でのメール配信というの徐々にふえてくると思います。それが教育関係のみにするのか、もしくは村の情報をいろいろな方に配信するのか、これは当然今から検討しなければならないと思うんですけれども、ぜひですね低学年、小学校1年、右を向いているのか左を向いているのか、ちょっと1分も座っていただけませんので、そういった子どもたちを皆さんで、そしてICTのメール配信をもっと利用してもらって、日本一のICTを利用した見守りの村としてね、やっていただけるよう要望したいと思います。

以上、質問終わります。

○議長（下村 宏君） 以上で、飯田洋司君の一般質問を終了いたします。

次に、石川 修君の一问一答方式での一般質問を許します。

石川 修君。

○13番（石川 修君） 改めましておはようございます。13番議員の石川でございます。

通告に従いまして、一问一答方式によりまして一般質問をいたします。

まずは中島村長、3期目の当選、おめでとうございます。心からお祝いを申し上げますところでございます。今回は、1期目2期目と違ひまして、無投票の当選でございました。本来、選挙戦に入りますと、相手候補と政策論争を闘わせ、それぞれの公約を住民に訴えまして信義を問うところではございましたけれども、無投票当選ということでそれもなかったわけでございます。

中島村長は、今回の選挙に向けてこのリーフレットをつくりました。このリーフレットでは、いいな美浦みほっていいな～、村民が主役のスローガンをもとに発行したところでございます。選挙事務所を開設した後、村内隈なく配ったかと思っておりますけれども、今般は選挙にならず、大半が余ってしまったのかなというふうに私は想像をしておるところでございます。

そして、選挙戦になればですね、選管が発行する選挙公報、これも発行されなかったわけでございます。そのために村民は、中島村長の3期目の公約はどのようなものなのか理解していないと思われまますので、私からこのリーフレットでお示しをしたことについてお伺いをいたします。

まず、一つ目の地区計画による整備、地域消費喚起を活用した地域の活性化についてを

伺います。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 改めましておはようございます。

議員各位には、定例会再開日、ご参集ご苦労さまでございます。また、きょうは生涯学習課のほうで美浦大学に参加されている皆さんの傍聴ということで、午前中・午後と分けて2班で傍聴されるということでございます。

今、美浦村の中で、議会と執行部の中でいろいろな問題を一般質問の中でそれぞれ、議会からは簡潔な答弁をというふうに求められておりますけれども、今回私についての部分は再選された部分で、石川議員が、村民への公約が示されていない部分があるだろうということで、その辺をお聞きしたいということでございます。

リーフレットにつきましてはですね、一問一答ということでまず、石川議員のほうから、地区計画による地域の整備の中の地域消費喚起を活用した地域の活性化ということでまず質問をされました。

これについてはですね、昨年度国のほうで地方創生、国と地方の格差が余りにも大きくなってきているということで、地方を何とかしようということで石破大臣が地方創生担当大臣に就任した中ではですね、今回は特に地方が消費を喚起するためということでいろいろ考えているのは、今回の部分ではちょっと全国大体同じように考えて、財政力指数とそれから人口とかを一つの部分に考えて、各市町村、茨城県だと44市町村にその金額を割り振ったということで、本来であれば地方がどういうことをしたいか、魅力ある提案をなささいという部分が国の言い分であったわけなんですけど、それよりも前にですね、示された金額の中でやりなさいという部分が来てしまっているのかなというふうに思います。

今回の示された中では、ちょっと残念ながら美浦村は、これについては茨城県44市町村の中では、1,853万8,000円とかなり少ない金額の中で補助金が決まっております。そういう中で何をやるか。これは、今質問をしております石川議員のほうも美浦村としてはもう7年ぐらいいりますかね。

〔「ことしで10年」と呼ぶ者あり〕

○村長（中島 栄君） ことしで10年ですか。地域サポートクーポン券を県の中でも意外と早くやりました。一番早くこの近辺でやったのは牛久市がいち早く取り組んでおりまして、美浦村にとりましては、やはり地域の商工業の喚起を促すためにということで、美浦村でも1割お得な地域サポートクーポン券を実施してまいりました。これによって幾らかは消費者の方もその使い方がだんだん理解されてきて、今は結構早目の完売に至っているのかなというふうに思います。

そういう中で、後からやるところはいろいろなアイデアも出しながら、それにつけ加えて、今回国から来た部分では、茨城県の中、1割でやるところ、2割でやるところ、3割でやるところと、それぞれが変わった張りつけをしているところがあります。美浦村は、

商工会の方とも打ち合わせをしながら、2割を採用して、茨城県の中でも一番多いのは2割の部分を進めているということで、これについては約2割にしたもので、美浦村では約倍の6,000万円ぐらいをこしは予定をしている。

そういう中で、皆さんもご存じのように、新聞等、またテレビ等でもやっておりますけれども、最大を50万円にしたり、また5万円で切ったりとかね、そういう使い方をそれぞれ独自に考えてやっているところがございます。これにプラス茨城県は、シニアとそれからキッズと二つ用意しましたけれども、一般の部分にプラス、シニアとキッズということで、18歳までのキッズの人数に対する70%まで、県は出しますよと。シニアは逆に15%しか出さない。それ以上出たものは、それぞれの自治体で自分のところで補填しなさい。これもちょっと問題があるだろうということで県のほうには話はしているんですけども、おおよそそのぐらいだろうという部分で県は進んできちやっております。実質、中身を精査しないで見切り発車的な部分があるかもしれませんけれども、一番困惑しているのは、自治体が困惑しているのかなというふうに思います。

こういう地域を喚起する部分は、受け入れるのは本当にいいことなので、まず、この20%にした部分で、美浦村でどのぐらいの地域の中の活性化、また、今まで参加されていなかった商工業者もそこに参加をしていただくということも、商工会のほうとも話を進められれば、少しは美浦村の中の消費喚起につながるだろうというふうに考えております。ぜひその辺も経済課のほうが主体となって商工会と詰めておりますので、ぜひ商工会のほうとは連携をとって、キッズとシニアについては村のほうが主体的に進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 石川 修君。

○13番（石川 修君） 答弁ありがとうございます。村長の答弁のとおりですね、我々は、私も村長の答弁にありましたように、商工会の地域サポートクーポン券事業の委員長をしてございますから、その辺は重々承知をしまいったところでございます。

そこで、先ほど答弁の中にもありましたけれども、去る6月4日にですね、商工会長を初め地域サポートクーポン券事業の委員、それから村担当の経済課の笹倉係長と協議をしまして、今年度の実施要綱を決定をさせていただいたところでございますので、かいつまんでご報告を私のほうからさせていただきますけれども、プレミアム率は20%でございます。商品券名につきましてはですね、美浦村村制60周年記念プレミアム付クーポン券といたしたところでございます。

販売時期につきましては、ことしの9月1日、平成27年の9月1日から来年の平成28年の2月29日の6カ月間といたしたところでございます。販売総額につきましては、6,500万円といたしたところでございまして、購入限度につきましては、美浦村では10万円、お一人様10冊までの購入といたしたところでございます。

それと同じくですね、先ほど村長からありましたけれども、子育て家庭応援プレミアム

商品券購入補助事業、それとですね、シニア、いわゆる65歳以上でございますけれども、シニアプレミアム購入補助事業がありまして、これがそうなんですけれども、いばらきシニアカードというのがございます。それから、いばらきKids Club カードというのがございます。これが多分配布されているとは思いますが、カード1枚につき1セットのみ。ですから、販売1セットが1万2,000円の場合は、シニアカード、キッズカードを提示された場合には、8,000円で購入できるという仕組みでございます。

この販売につきましてはですね、村のほうということで、村長が答弁されておりましたけれども、行政窓口のみの販売とさせていただきまして、1週間前倒しをしてですね、8月の24日から30日までは中央公民館の窓口、8月31日からは経済課窓口で販売することとしたところでございます。このクーポン券につきましては、商工会のチラシの発行、あるいは広報みほにより、消費者の皆様へ周知をしたいと考えているところでございます。

そこで、村長の答弁の中にですね、複数年度の事業として、これからも地域活性化のために要請をしていきたい。それがかなわない場合ですね、来年のクーポン券事業としてですね、村単独で20%の支援をすることが可能なのか、そして、先ほども答弁がありましたけれども、キッズについては70%、それからシニアについては15%しか見ていませんよということでございましたけれども、それを超えた場合には、美浦村として村の負担とするのか、このことについて伺いたいと思います。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、石川議員のですね、まずシニアとキッズの割合がふえた場合ですね、これについては、先ほども県のほうと話した結果、それぞれの自治体が応分の負担をしてくださいということでございますので、これについては県のほうに頼るわけにはいきませんので、村のほうの対応で何とかやっていかざるを得ないのかなというふうに思います。そして、今回の、今まで10%で取り組んできた部分も、来年度はどうなるんだろうという、どのようにして村は考えているのかなという話だと思います。

これについてはですね、なかなか国のほうと接触する部分がないんですが、いろいろな国会議員と会うときがございまして、今回のこの地方創生の中の地域を活性化させる部分では、喚起させる部分では、単年度だけではなかなか次の年、消費者の方、また、市町村の住民の方が単年度で終わるということは、かえって消費が縮む場合が出てくるでしょうと。できれば複数年でこの対応をしていただけないでしょうかというお話を何人かにはしてございます。

これについては、どうしても都市部のほうが地方との格差がかなりつき過ぎてきている、そういう部分もあって、地方をやっぱり喚起するためにはですね、今の制度を単年度で終わるじゃなくて、複数年、2年3年と続けていただいてその結果、検証を、単年度の検証ではなく、複数年度の検証をしていただいた結果をですね、踏まえて、これを永久的にやるのかやらないのかを判断していただきたい。単発の単年度でやられては、かえって地方

は迷惑をしてしまうということになりかねないという話はしておきましたので、ぜひ議会の皆様のほうもですね、国のほう、また国会議員の先生たちとの会合がありましたらですね、地方の声として届けていただければ、少しでも年数が延びていただくことを地方としては望んでいるという話をしていただければと思います。

当然村としては、単年度ではなく複数年度、せめて3年ぐらいは継続してやっていただければ安定してくるのかなというふうに思っております。

○議長（下村 宏君） 石川 修君。

○13番（石川 修君） シニアとキッズカードについては、村が負担をするということまで前向きな答弁をいただきましたので、それはそれとして私は了解をいたすところでございます。

そこで、複数年度のことをございますけれども、村長はいろいろな国会議員と会う機会があるということで、そういうことも複数年度を視野に入れたお願いをしていくということをございますけれども、消費者の立場からいいますと、今までは1万1,000円の商品券が1万円で買えた。ことしに限っては、1万2,000円の商品券が1万円で買えるわけですから、来年また1万1,000円に戻ると、やっぱり消費者の思いとしたら、どうしたんだろうかということになろうと思うんですね。ですから、なるべくそういうふうな消費が冷えるようなことがないようにですね、引き続き村長には、国会議員に働きかけをしていただきたい。そして、できれば財政の厳しいところでありましてけれども、できれば村のほうでもその辺の1割分のことを考えていただけたらいいのかなと思いますので、これは要望だけをしておきます。

続きまして、商業施設による生活環境の促進ということをございます。このことについて村長にご答弁をお願いします。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、2番目のですね、商業施設整備による生活環境の促進ということで、現在美浦村にはですね、日常生活で生活するについては、茨城県44市町村の中でやっぱり日常生活のお店ですね、スーパーが今、1店舗しか大きなものがないということで、どっちかという隣接する市のほうとか町のほうに日常の生活の部分を求めていかないと生活しづらいというふうな部分ができているのかなというふうに思います。去年の1月1日までやっていたんですけども、もう一つ、土屋のほうにあったんですが、閉めてしまいましたので、なかなか日常の生活にも大変な部分が出てきているのが今の現状だと思います。

これについては、今、美浦村の中で商業施設を何とか考えていこうということで地区計画を進めておりまして、ことしの4月7日に県のほうから決定の通知をいただいて、5月1日に工事をさせていただきました。これについては、美浦トレーニング・センターの進入路についての大谷周辺地区が11.8ヘクタール、そしてこの役場周辺地区が43.7ヘクター

ルという部分がありますけれども、これについてはほぼ商業施設については出店する旨の合意をいただきながら、今進めているところでございます。

これに加えて、ホームセンターとドラッグストアも併設していこう。さらに、これについては村の施設もあわせてそこに共存して立地できるようなものをこれから計画していこうということで、一応そういう部分を捉えて、今の村民が他市町のほうまで出て行かなくても、生活しやすい部分は整備していかなければならないということで、これも28年度ぐらいにオープンができればということで、一応出店する側との詰め、また125号のバイパスの整備も間に合うように、村としても一丸となって進めてまいりたいというふうを考えております。

○議長（下村 宏君） ここで、会議の途中でありますが、暫時休憩といたします。
11時15分に再開をいたします。

午前11時01分休憩

午前11時15分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

石川 修君。

○13番（石川 修君） それではですね、休憩前に引き続き、質問をさせていただきます。

ただいま、商業施設整備による生活環境の推進ということでご答弁ありました。このことにつきましては、我々議会にもいろいろ説明ありまして、執行部も議会とも、考え方、方向性も一緒でございます。ぜひともバイパスの開通に伴ってのことだと思っておりますので、スケジュールどおりしっかりと村長には執行していただくようお願いを申し上げて、答弁は結構でございます。

それではですね、二つ目の教育・子育て・福祉の充実ということで、子ども・子育ての支援強化について伺いたいと思います。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、子ども・子育ての支援強化ということについて、今までもですね、美浦村では、子ども・子育て広場ですね、ファミリーサポートの事業は推進してきておりますけれども、今回、ことし4月からですね、福祉介護課で行ってきた幼児保育の部分ですね、学校教育課に移して、子ども育成室を新設し、保育所、幼稚園の両方をですね、学校教育課のほうで対応できる支援を一緒にできるような体制を整えました。

学校教育課のほうの配置もですね、実際には去年よりは3名増加しまして、対応を一元化してやっていきたいというふう考えております。

○議長（下村 宏君） 石川 修君。

○13番（石川 修君） ご答弁ありがとうございます。今、答弁の中で、保育所、幼稚園の一元化での対応ということで、支援の強化に努めると答弁されましたけれども、具体的に支援とはどのようなものか、簡単にご答弁を願いたいと思います。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） これについては、今まで保育所のほうは福祉介護課のほうで取り扱ってきましたけれども、幼稚園は学校教育課のほうということで、国のほうも同じように幼保一元化を目指していたりしておりますし、他市町村ではいち早く、もう幼保一元化を立ち上げたところもございます。

美浦村としても将来は、保育所も幼稚園も同じような環境の中でやるべきだろうというふうに思っておりますけれども、まず事務的な部分も含めてそちらの一元化でまず取り組むということを目指していきたいというふうに考えています。

○議長（下村 宏君） 石川 修君。

○13番（石川 修君） 一元化というのはですね、今まで幼稚園につきましては学校教育課、それから保育所については福祉介護課で取り扱っていたやつを、学校教育課に一本化でまとめたよということで理解してよろしいかと思っておりますけれども、いずれにしてもですね、子どもたちがですね、小学校へ入るまで健やかに、そして心身ともに健康で立派に入学されるようにですね、学校教育課ではですね、しっかりその辺のこともやってほしい、このことを要望しておきます。

続きまして、健康増進と健康寿命の取り組み強化についてお伺いたします。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、健康増進と健康寿命への取り組み強化について申し上げます。これまでも美浦村ではですね、妊産婦の医療費の助成とかね、中学3年生までの医療費の無料化、また、福祉タクシーとかデマンドタクシーの運行など進めてまいりましたけれども、今回は美浦村の定期検診が意外と率が低いということもありまして、定期検診のですね、受診率の向上、そして、あとはシルバーリハビリ体操とか、健康増進課の貯筋運動、筋肉を鍛えるという部分の体操の普及、高齢者の健康維持、また、地域のサロンづくりや1人でも参加できるシェアハウス活用での1人でも集い合える場所づくりを通して、健康寿命の強化に努めていきたい。

これについては、先ほどの地区計画の中にあります物産館の中に、子どもたちの部分と高齢者のシェアルームですか、そういう部分も含めて高齢者でも、子どもを持つ保護者でも、一緒に集えるような場所づくりを進めて、また積極的にそこに参加をしていただけるような人に使っていただくということを、これから作り上げていきたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 石川 修君。

○13番（石川 修君） ご答弁ありがとうございます。確かにですね、検診の受診率が

悪いということもありますけれども、せっかく美浦村にはシルバーリハビリ体操等も普及しておりますので、高齢者の健康維持にその方々にも努めていただきたい。

今、村長が答弁の中でですね、シェアルーム、いわゆる役場周辺地区につくる計画でいるそうですけれども、これはやっぱり年寄りには大事にすることはもちろんですけれども、我々ももう既に高齢者の部分になっていますのでですね、そういう施設をつくっていただいて高齢者が楽しく集える場所を、その商業施設の中につくっていただくことを要望をしたいと思います。

次に、ちょっと駆け足になりますけれども、今赤い字で30分ということを出てしまいましたので、それから駆け足で質問させていただきますけれども、村長のほうも答弁は簡潔にお願いしたいと思います。

学校給食調理施設の整備について伺います。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。簡潔明快にお願いをいたします。

○村長（中島 栄君） 簡潔にということでございます。

じゃ、学校給食調理施設の整備ということで、これについても検討委員会を立ち上げて今までやってまいりました。ほぼ場所以外の部分では、ほぼ、大体合意ができてきているところがございますが、村のほうで調整した場所についてはちょっと問題もあるだろうということで、今棚上げ状態になってございます。

これについては、場所が早目に決定し次第ですね、整備を鋭意進めていくということで、場所については当然これから未定な部分なので、ぜひ早目にですね場所を選定し、議会の皆さんにも報告して、立地場所の決定し次第ですね、整備のほうを早急に進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（下村 宏君） 石川 修君。

○13番（石川 修君） 学校給食の調理施設の整備でございますけれども、村長が答弁のとおり私も、現在ですね、学校給食は自校方式で美浦村は行っておるところでございますけれども、センター方式にしようということになってからかなり時間が経過してございます。そういったことで、場所の選定についてまだ決まっていないということでございますけれども、決まり次第、早急に我々議会にお示しをしていただいて、センター方式に取り組んでいただくよう要望をしたいと思います。

続きまして、3番目の農産品・商工業の振興と活性化ということでございますけれども、その中の美浦産品のブランド化と6次産業化の推進についてを伺います。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、農産品・商工業の振興と活性化ということで、まず美浦産品のブランド化と6次産業化の推進ということで、美浦村の中には今ですね、マッシュルームやイチゴ、レンコン、特裁米が「光一点」と「元気いっぱい美浦そだち」と二つありますけれども、そのほかにですね今、リッチフィールド美浦のパプリカに続いてです

ね、ハイテクファームという部分が今、建築途中でございます。これができて生産されれば、茨城県はもちろんハウスでのパプリカの栽培は多分日本一になるだろうというふうに思っております。

茨城県の中で日本一というのは、この前もファイルをいただいて、茨城県統計協会という中で茨城県の日本一というふうに農業分野だけではなくですね、12ぐらいあるんですけども、ファイルの中にもこういうふうにあります。この中に美浦村のパプリカも一つ加えられるようになればいいのかなというふうに思います。

当然、日本一ということになれば、そこで6次産業化しましてですね、いろいろな部分にアピールしていくことは、もっとできるだろうと。水戸市の近くでは、パプリカを使ったパンを製造したりしてPRをしているところもございます。いろいろなところに加工したものが美浦産として出回っていくことが、美浦村の位置づけにもかなり大きく影響が持てるだろうというふうに思いますので、ぜひそのようになるようにですね、生産者側との調整を経済課も含めて調整をしてみたいというふうに思います。

○議長（下村 宏君） 石川 修君。

○13番（石川 修君） ただいまの答弁の中にですね、6次産業の形成に産・学・官の協力体制を進めていきたいというふうに答弁されました。実際、阿見町ではもうヤーコンとかそういうことで茨城大学農学部の生徒とそれから商業者、あるいは生産者で6次産業化してございます。村長は具体的にどのような商品を考えているのか、簡潔に商品名だけ教えてください。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 6次産業化の商品名という部分についてはですね、先ほどパプリカについては、パンをつくってPRを水戸市のほうではしていますという話をしましたけれども、まずは、先ほども産・学・官の話がありましたけれども、その辺も踏まえていろいろなところと協議をしてマッチングした部分を、どこがいいものを提供していただけるか、そういうことはこれから進めていきたいというふうに思います。まずは美浦村の得意な部分、特裁米、そしてマッシュルーム、そしてパプリカが生産的に大きくなってくれば、そういうもののコラボで何ができるか、そこをまず商品名で、これっというものはまだないんですけども、そういうものを先駆けて、よそにないようなものをまず提案できるようなものをともに考えていきたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 石川 修君。

○13番（石川 修君） 今、村長の答弁の中で、水戸市のほうのパプリカの粉末をパンに入れているということがございました。実はですね、パプリカの工場で働いている人が言っていましたけれども、かなりの部分が廃棄しているというふうに私は聞いてございます。

いわゆる規格外だろうとは思いますが、ですから、そういうのはまず、とりあ

えずそういう無駄を省いて、茨城大学とかそういうものと相談しながら、まずパウダーにしてみても、それから商品を何かということで商工会あたりにも提示をしていただければいいのかなということで、パプリカについて要望だけしておきます。

それからですね、物産館等コミュニティ施設の整備につきましてはですね、この後、多分同僚議員が質問すると思いますので、これはスルーさせていただきます。

それから、企業誘致に向けた支援強化ということでございますので、このことについてご答弁をお願いします。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、企業誘致に向けた支援強化ということで、これについては議員各位もご存じだと思いますけれども、美浦村の中には工業団地というものは、独自にもつくっておりませんけれども、工業ゾーンという地区としては認定してございます。あと約3町歩ぐらい残っているかと思っておりますけれども、なかなか工業団地化してあれば、来てもすぐ建設も可能なんですけれども、美浦村の場合にはなかなかそこまで至っていないということもありまして、難関はあります。

しかし、今、圏央道が大栄インターまでつながってきましたので、企業誘致の件数もですね、何件か、阿見町とか稲敷市の工業団地よりは美浦村のほうが安いということで、結構問い合わせがあつて、今何件か来ております。ただ、即出るということは返事はいただいておりませんが、以前にも村内の事業者が工場を新設したくて他市町のほうに出て行くということがありましたけれども、美浦村のほうでは、その工業ゾーンにとどまっていたくようにお願いをして、何とか美浦村の中で工場を新設していただいたということもございます。呼ぶことも大事なんですけど、出て行かせないことももっと大事ななというふうに思っております。

そういうものもありまして、今回村独自のですね優遇制度、企業立地奨励金、これもですね、他市町村にはない魅力あるものを美浦村の中では立ち上げて、支援の優遇制度をね、理解していただいて、美浦村に誘致を進めてまいりたい。これについては、制度上のパンフレットもできましたので、ぜひ議員の皆様方にもPRを兼ねて発信していただければなというふうに思います。

○議長（下村 宏君） 石川 修君。

○13番（石川 修君） 企業誘致につきましては、村長答弁のとおりでございます、美浦村では工業団地はございません。昨年、村長の答弁の中にありましたけれども、村内の優良企業でございます株式会社ユニフードさんが、いわゆる工業専用地域で第2工場を建設しましてですね、稼働されておるわけでございます。したがって、工業専用用地のインフラは既に整備されておりますので、どうぞ村長には、引き続き企業誘致にご尽力をいただくよう要望をさせていただきます。

次に、4番目の行財政の改革と民間活力の推進についてでございますけれども、自主財

源の確立、事務事業の見直しと節減について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、4番目ですね、自主財源の確立と事務事業の見直しと節減ということで、これは全国でも珍しいんですけども、美浦村は議会の承認をいただき、太陽光発電の電気事業を立ち上げたことは、他市町村からも注目される一つの自主財源の取り組みであると思います。国の目指す再生可能エネルギー政策を、自治体も率先して取り組むべきという部分を活用して、美浦村は実施してまいりました。

それによって、3月から売電を始めましてですね、当然、売電の収益を住民へ還元するという部分で6月1日から補助事業を受け付けてございます。これについては、住宅用の新エネルギー及び省エネルギー機器の設置とか、低公害車購入の補助、また電気自動車等ですね、そういうものに活用が期待されますので、今時点では約13件でしたかね、申請がもう上がってきております。

ぜひ将来的には再生可能エネルギーも含めて、もっと先進的な、もっと自主財源の安定したものが得られるようなものは、これからもですね、自治体であっても参入できるものは積極的に参入してまいりたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 石川 修君。

○13番（石川 修君） 局長、まだ時間大丈夫ですか。

○議会事務局長（木鉛昌夫君） 大丈夫です。

○13番（石川 修君） それではですね、答弁の中で電気事業の話がございました。メガソーラー発電所でございますけれども、平均的売電の金額でございますけれども、4月の売り上げは約480万円ありました。そして、5月は1,300万円という報告を受けておるところでございます、村長がこれをもとに補助事業13件の申請がありますよという話があったけれども、その申請の窓口を広くしてはいかがかと思うんですけども、いかがですか、ご答弁をお願いします。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 申請の窓口というと。

○議長（下村 宏君） 石川 修君。

○13番（石川 修君） 補助事業ではね、先ほど村長が言いました住宅用新エネルギー、それから省エネ機器の設置、低公害車購入補助、この三つがありますけれども、それ以外に窓口を広げてはどうですかという再質問でございます。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） あくまでも上限がないという部分ではなく、年間、当座は生活環境課のほうで予算はどのくらい来るかわかりませんということで、500万円ぐらいは組んだんですけども、多分ことは500万円以上行くので、途中で補正を入れなくちゃならないのかなというふうには思っております。

ただ、どの辺まで広げればいいのか、給湯器もエコキュートとかね。それから、家庭の太陽光パネルも、茨城県約20ぐらいの自治体が補助を出しているんですが、20万円が最高です。美浦村は1キロ5万円で、5キロまで25万円というのは、茨城県のどこを探してもそれだけの補助を出しているところはないと思います。

これは、そういうメガソーラーの太陽光発電をやっている村ということで、少しでも住民には還元をしたほうがいだろうということで、窓口を広げる部分については、いろいろな省エネ、それから新エネルギーの導入をしていただければ、日本のエネルギーのエコに少しでも貢献できるかなという部分もありますので、ある程度のものは入れたつもりなんですけれども、もっといい設備、もっといい機器があるとすれば、それも採用の枠には入れていきたいなというふうに思います。

○議長（下村 宏君） 石川 修君。

○13番（石川 修君） 答弁ありがとうございます。今現在ではですね、13件の申請で、年間500万円ぐらいだろうという想像の中で今、発車をしておるところではございますけれども、現在三つの補助事業でございますけれども、この中にはいろいろあるかと思っておりますけれども、今後は生活環境課長もいらっしゃいますので、その辺は検討させていただいて、こういうものはどうだろうかというものがあつたときには、我々のほうからご提示をさせていただきますので、検討のほうをよろしくお願いをしたいと思います。

それからですね、4番目の公共施設の民活導入の推進ということでございますけれども、時間がございませんので、これについてはいわゆる光と風の丘公園の管理、あの件だろうと思っておりますので、それは、そのほかにもですね、あれば民活を導入していただきたい、これは要望しておきたいと思っております。

最後になりますけれども、人材育成と職場環境改善の促進についてを伺います。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、配慮をいただきまして、途中割愛の部分がありますけれども、最後の人材育成と職場環境改善の促進ということで、これについてはですね、職員の育成は職場の中で経験を積んで学んでいくのが通常だろうと思っております。今の事務形態が多種に及ぶことから、なじめない職員も中にはいることから、公務員としての自覚を身につけるようですね、研修が必要であると思っております。

村民への全体の奉仕者を目指す、石岡市長が掲げるスーパー公務員となれるように、また、上司から見た職場の環境改善やチェックする機能の強化を図ることもこれは進めていきたい。やはり目線が変わると、その目線に応じて職種もですね、部下から見た上司、上司から見た部下のそこをですね、自己評価をですね含めて、職員全体がお互いをバックアップできるような体制が村の中ででき上がっていけば、住民に対する、村民に対するサービス機関としての奉仕者として確立できるだろうというふうに思います。

ぜひいろいろな角度からですね、きょうお見えになっている美浦大学の皆さんの視点も

あるだろうし、また、議会のいろいろな地区からの代表として、村に議員としていろいろな提言をしていただいていることは、村政の運営に大きく役立つものがございます。ぜひ感じ取ったものは提案であれ苦情であれ、全て受け入れて村政運営に活用させていただきたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 石川 修君。

○13番（石川 修君） 職員の育成についてですけれども、公務員としての自覚を身につけるといことで、研修が必要であると村長は答弁されてございます。我々議会でもですね、何遍か職員の研修については口うるさく申してきたつもりでございます。窓口での対応が悪いとかいろいろございまして、研修が必要であろうというふうに要望してございましたけれども、なかなかその辺が改善されないのが実態なのかなと思います。

村長が、研修が必要であるというふうに答弁されましたけれども、具体的にはどのような研修を積むのかご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 職員の中にいろいろな職種もございましてけれども、当然、美浦村の中の環境が一番いいというわけではございませんので、茨城県の中の職員の研修も含めて、これは毎年やっているんですけれども、まずは自分の行政の中をよく理解をしてもらうことが、職員の一番先の仕事だろうというふうに思います。今、美浦村の立つ位置がどういうところにあつて、よその自治体と見比べて何が劣っているのか、何が先行しているのか。

先ほど最初の質問の飯田議員のほうからありましたICTとタブレットについては、これは当然、小学校から取り入れているので中学校も取り入れはしましたけれども、これを理解するね、村執行部、議会も、まずは一緒に取り組んでいくという部分を今回できたのは、美浦村が最初だったのではないのかなというふうに思います。こういう面では、目線は同じ目線として捉えていただければ、職員も、上司も含めて、また議会の皆さんも、歩調を合わせて、美浦村の向かう先は同じ方向を向いて、それについてのまちづくりをですね、一緒に議論しながら、方向性を一緒にすれば、いい部分になるだろうと。

そして、とにかく職員についてはですね、いち早く先ほども言いましたように美浦村の今の実態をよく理解をしていただくことが最善であろうと。その上でまちづくりを進めるという部分は、メールでも職員のところにも全部配信はしてありますけれども、そこをチェックして読んでいただければ、理解はできるものというふうに思っております。それだけではできない部分は、県のほうとか、それから職員の研修に積極的に参加を促して、自己のスキルを高めていただくという部分は進めてまいりたいというふうに考えております。今回の部分では。

○議長（下村 宏君） あと5分です。

○村長（中島 栄君） ひとつ執行部からの部分だけではなく、議会から見た職員のいろ

いろな資質の部分も忌憚なく提案を、また苦言を呈していただければ、対応は早速させていただきますというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） 石川 修君。

○13番（石川 修君） 職員はですね、村民への全体の奉仕者でございます。先ほど村長が申しましたように、石岡の市長がスーパー公務員を目指せということでございますけれども、一夜にしてはスーパー公務員にはなれません。

したがって、先ほども申しましたように研修を重ねてですね、村民から愛されるようなそういう公務員を目指すためにも、しっかりと研修はしていただきたい。そして、村長が答弁されましたけれども、我々議会のほうも口酸っぱくこれまで言ってきた経緯はございますけれども、今後もそういう部分では職員のことにつきましては、問題があれば提言をしていきたいという考えでおりますので、よろしく願いをしたいと思います。

以上で私の質問を終わりますけれども、これまで村長が答弁された諸課題は、中島村長が村民の皆様との約束事でございます。今後4年間、この約束を実現できるよう、しっかりとですね、地に足をつけてご尽力をいただきたくお願いをいたすところでございます。

また、行政は生き物でございます。突発的なことも起こるかもわかりません。そのようなときにはですね、いち早く議会に説明をしていただいて、執行部と議会がともに両輪をうまく回して、村民のためにご尽力をいただきたい、このことを切にお願いを申し上げます。私からの一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（下村 宏君） 以上で、石川 修君の一般質問を終了いたします。

ここで、会議の途中ではありますが、昼食のため暫時休憩といたします。

午後1時より再開をいたします。傍聴の皆様には大変お疲れさまでした。

午前11時50分休憩

午後 1時00分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前に引き続いて、美浦大学の皆様には議会傍聴、大変ご苦勞さまです。しっかり聞いていただいて、感想等を後にいただければ幸いです。

それでは、岡沢 清君の一問一答方式での一般質問を許します。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 2番議員、岡沢です。ことしの5月27日に参院本会議で可決された医療保険改革法に伴う今後の国民健康保険の運営について質問します。

可決された医療保険改革法の概略を述べますと、5月28日の茨城新聞朝刊では、医療改革法のポイントとして、高齢者医療への支援金で大企業社員と公務員の負担が重くなる総報酬制を段階的に広げ、平成29年度に全面導入。紹介状なしで大病院を受診する患者に、5,000円から1万円の追加負担を求める。入院時の食事代を引き上げ、18年度に460円、市

います。私が調べた範囲では、このほかにも地域医療構想、病床削減などに合わせた目標設定、協会健保の国庫補助率の下限の引き下げも含まれています。

今述べました概略の中で、特に平成30年度からの国保の運営主体を市町村から都道府県に移管することについて質問の中身とさせていただきます。なお、平成30年度から国保の運営主体を市町村から都道府県に移管することに関しては、厚生労働省の資料がありますので、全体像を把握するため、関連する部分を読み上げます。

医療保険制度改革骨子案 平成27年1月31日、社会保障制度改革推進本部決定。

医療保険制度改革については、持続可能な制度を構築し、将来にわたり国民皆保険制度を堅持することができるよう、以下の骨子に基づき、各年度において必要な予算措置を講じるとともに、本年の通常国会に所要の法案を提出するものとする。一部省略します。

また、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保などの国保運営について中心的な役割を担うこととし、制度の安定化を図る。具体的には、都道府県は圏内の統一的な国保の運営方針を定め、市町村ごとの分賦金決定及び標準保険料率等の設定、保険給付に要する費用の支払い、市町村の事務の効率化・広域化等の促進を実施する。

市町村は、地域住民と直接顔の見える関係の中、保険料の徴収、資格管理、保険給付の決定、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行う。引き続き、地方との協議を進める。財政運営に当たっては、都道府県が医療費の見込みを立て、市町村ごとの分賦金の額を決定することとし、市町村ごとの分賦金の額は市町村ごとの医療費水準及び所得水準を反映する。国の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準を調整する役割を担うよう、適切に見直す。保険給付に要した費用は、都道府県が市町村に対して確実に支払う。

厚生労働省の資料ではこのように説明しています。

では、これからの村の国保の運営はどうなるのか。いずれにしても、市町村国保の運営主体が県に移管されるのは平成30年度からですから、法案が可決されたといっても、具体的な運用については、引き続き、地方と協議をした上で国民健康保険法の改正や政令、施行令となってくると考えます。質問の項目については、現時点で執行部としては把握できないであろう内容も含まれるかもしれないということを承知した上で質問させていただきます。

まず一つ目に、村の国保会計はどう変わるのかということです。財政の運営が県に移行されると考えますが、村の国保会計はなくなるのか。これまでの美浦村国民健康保険特別会計として残るのであれば、どのような会計になるのか。

療養費等の支給は、村が行うのか、県が行うのか。一般会計からの法定外繰り入れはできるのか。繰越金や基金積立金の扱いはどうなるのかなど、主立った歳入歳出項目を参考にお聞かせください。

また、国、県からの財政面での支援、現行の国庫支出金・県支出金についてもどうなるのか、あわせてお聞かせください。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） 皆さんこんにちは。よろしくどうぞお願いします。

ただいまの岡沢議員の一般質問にお答えいたします。

国保の財政運営責任主体を都道府県に移管することなどを柱とした国保法改正案は、5月27日の参議院本会議で可決、成立し、29日に公布、施行されました。昭和36年の皆保険成立以降、最大の改革とされた同法案は、衆参院通じて大きな混乱もなく審議を終えました。平成30年度以降、国保は都道府県を中心にした体制に大きくかじを切り、急速に進む少子高齢化のもとでの安定的運営を目指すとされております。

成立した改正法は、制度の大枠を示したもので、詳細の検討はこれからとなっております。新体制でスムーズに運営できるよう諸政省令やガイドライン策定に向け、厚生労働省はできるだけ早期に国保制度の基盤強化に関する国と地方の協議を再開したいと考えているようでございます。このようなことから、現時点での国から示されている内容の答弁となりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、ただいまのご質問の中で、1点目なのですが、村の国保会計はなくなるのかにつきましては、なくなりません。現状のまま残ると思われます。逆に、歳入歳出予算の項目がふえるように思われ、歳入につきましては「国保事業費交付金」、歳出につきましては「国保事業費納付金」、いずれも仮称でございます、という形で計上となる見込みであります。

療養費等の支給につきましては、現行どおり村で行い、その支払いに対して県から交付金として交付されるようです。一般会計からの法定外繰入・繰越金や基金積立金の取り扱いについては会計上残ると思われますが、詳細は示されていないため、現時点では不透明でございます。

県においても、国保特別会計及び財政安定化基金を設置し、交付金、納付金等の出し入れを管理するということが示されております。

国、県からの財政面での支援につきましては、県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費交付金等の額の決定や保険給付に必要な費用を全額市町村に支払うようになることから、現行の定率国庫負担32%、調整交付金9%、高額医療費共同事業負担金4分の1が村への交付はなくなり、県に交付となるようでございます。

県は国から受け入れた交付金を市町村の実情、医療水準とか所得水準を考慮し、調整し、市町村へ交付する流れになるようです。

現行の県の調整交付金9%、そのほかの補助金等の詳細は示されておられませんので、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 二つ目に、村の国保関連事務はどうなるのかについてです。保険料の徴収事務は引き続き市町村が行うこととなっていますが、そのほかどのような事務が残るのか、あるいは、かわるのでしょうか。保険料の徴収事務に大きな変更はあるのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまの村の国保関連事務はどうなるのかということですけれども、岡沢議員がおっしゃるように、国保保険料の徴収事務は引き続き村が行い、個々の事情に応じた徴収をするということが示されておりますので、徴収事務に大きな変更はないと思われま。

その他、どのような事務が残るのかということですが、これにつきましては、法改正後の市町村の主な役割の中に示されているのは、資格管理、保険料の決定、賦課徴収、保険給付、保健事業と現行どおりで、県に移管するものはないように思われます。ただし、県は、県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進することとなっております。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 三つ目に、短期保険証・資格証明書の発行についてです。短期保険証・資格証明書の発行に関しては、自治体ごとに判断が違っているのが現状です。国保加入者数に対しての短期保険証・資格証明書の発行率も自治体間で差がありますし、正規の保険証の発行についても、未納分の分割納付をどの辺まで認めるかについてもやはり自治体間で差があると考えます。そういった判断は村が判断するのでしょうか、県が判断するのでしょうか。

さらにお聞きしますが、短期保険証・資格証明書の発行は、保険料の徴収率と連動していて、保険料の徴収率を引き上げるためのものと解釈するものですが、保険料の徴収率については県が各市町村の徴収率を把握した上で、徴収率が低い自治体には指導を強化するというところもあるのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） 短期保険証・資格証明書の発行は、村の判断で行うのか、あるいは県が発行するのかについてでございますけれども、先ほども申し上げました市町村の主な役割の中に資格管理がありました。そこに、地域住民と身近な関係の中、資格の管理、被保険者証等の発行ですけれども、と資格管理と示してあることから、短期保険証・資格証明書の発行についても村の判断で行うと思われま。

保険税の徴収率につきましては、村が、県が定めた標準的な保険料算定方式等を参考に実際の算定方式や保険料率を定め、保険料を賦課、徴収すると示されております。あくまでも参考でございますけれども、県の標準設定のイメージとして3方式、これは所得割、均等割、世帯割となっております。徴収率は、被保険者1万人未満は94%、1万人から5

万人未満は92%と示されております。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 標準的な徴収率のイメージについての説明があったわけですが、県が各市町村の徴収率目標を示すという資料も見ました。県が各市町村の徴収率目標を示すということになった場合、仮に実際の徴収率が県の目標を下回った場合は、例えば交付金を減額するなどの措置が考えられるのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） 県が示した徴収率目標に対して、実際の徴収率が下がった場合につきましては、徴収率のペナルティ等の詳細までは示しておりませんし、交付金等の調整も不透明ですので、どうかご理解いただきたいなと思っております。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 四つ目に、保険料率の決定はどう変わるのか。最も関心があるのは、保険料は上がるのか下がるのかについてです。村民の皆さんからは、国保の保険料が高いとの声をよくお聞きします。村民の皆さんにとって無関心でいられない問題です。

厚生労働省の資料では、県が市町村ごとの分賦金を決定し、さらに標準保険料率を示すこととなっています。この分賦金というのが、先に答弁の中で述べられた国保事業納付金になるかと考えますが、最終的な保険料率の決定は、引き続き村が行うことと考えます。保険料率算定の基礎となる必要な保険料収入総額の算定を村がするのか、あるいは県が決定した市町村ごとの分賦金の額に基づき、分賦金総額に見合った保険料率を決定しなければならないのかということになります。保険料率の算定はどうなるのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） 保険料率の決定はどうなるのかということでございますけれども、保険料率の決定につきましては、先ほども申しましたとおり、県で示される市町村ごとの標準保険料率等を参考とし、これまでと同様に、各市町村で決定するようになります。算定の基礎となる保険料、収入総額の算定につきましては、そこまでの詳細はまだ示されておりませんが、保険料率の決定と同様に考えております。

最も関心のある、保険料は上がるのか下がるのかについてですが、現時点で示されていることは、どちらとも言えない状況でございます。が、国では国民健康保険に対して毎年約3,400億円の財政支援をし、被保険者1人当たり1万円の財政改善効果を示していることから、市町村国保財政は、現在よりはよい方向へ改善されると考えております。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 市町村国保財政は、現在より幾分よい方向へ改善されると考えられるとのことですが、確かに本年度以降、財政支援面での拡充がされることになりました。

日本総研調査部の資料によりますと、これまでの財政支援とあわせて、まず低所得者への保険料軽減の対象が拡大されます。今回の対象者の拡大で、対象者数が約400万人ふえる見込みとされています。さらに、保険料軽減による保険料収入減少を補填するため、その一定割合を保険者に対して支援する保険者支援事業では、補助率が引き上げられます。そういった点から見ますと、市町村国保の財政は改善されるということも考えられますが、財政が改善されたといってそれで保険料は下がるのか。あるいは、県が各市町村の標準保険料率を決定することによって、自治体によっては、現行よりも保険料が上がるどころと下がるどころが出てくるということも考えられるわけです。

県が、各市町村の標準保険料率を設定するに当たっては、交付金同様、所得水準と医療費水準が参考になるということも考えられるわけですが、県の平成23年の統計情報を見ますと、本村は国保被保険者1人当たりの医療費は県内5番目、住民1人当たりの住民税額は9番目です。それらの数字が基準になるかどうかは確信がないわけですが、いずれにしても、平成30年以降、保険料が上がるということにならないことを望みます。

最後の質問です。

保険料の算定のもととなる保険料率については、現行では加入者の前年度の所得に応じて算定される所得割、加入者の資産に応じて算定される資産割、この二つを応能部分といいます。所得や資産と関係なく、世帯の被保険者数に応じて算定される被保険者均等割、つまり世帯人員1人につき幾らで何人分というもの、1世帯につき幾らと算定される世帯別平等割、この均等割と平等割の二つを応益部分といいます。

平成30年度以降の保険料率の応能部分と応益部分の構成及び配分は、どのような傾向になるのでしょうか。わかりやすく言えば、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式がそのまま残るのか。そして、四つの算定基礎のそれぞれの率及び金額について、変わるとすればどのような配分になるのか、わかればお聞かせください。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） 標準保険料率の構成、配分はどのような傾向になるのかについてでございますけれども、県が設定する標準保険料率については、現時点では不透明でございますが、先ほども申しましたとおり、保険料率の決定は市町村と示していることを受けまして、現行の4方式を維持し、応能・応益割合についても、国で示す50対50に近づけ、国保税の平準化に努め、現行の保険料率が上がらないよう、前向きに検討をしていきたいと考えております。

また、保険料が上がらないようにするには、国保被保険者の医療費の動向が影響いたします。そのため美浦村国保では、特定健診、人間ドック受診補助、後発医薬品への切りかえ等といった保健事業の充実を図り、医療費の削減に努めているところでもあります。住民の皆様には、この保健事業に対しご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） これで、国保に関する質問を終わります。

通告書の2点目の質問に移ります。物産館の建設に関して、建設の是非、建設時期、建設規模、扱う商品、美浦ブランド（売れる商品、集客に貢献する商品）の開発、物産館建設プロジェクトチームの立ち上げ、全体構想についての7項目となっています。

近年、農業者や地元商工業者の所得向上、農産物の付加価値化、農山村における地産地消と地域文化継承の拠点として、道の駅や物産館が地域の活力を呼び起こす活動として注目されています。

これは、多様化する消費者ニーズの中で、地元農産物等に対する品質への信頼の高まりや直接販売ダイレクトマーケティングにより流通コストを削減し、生産者と消費者の双方の利益を拡大していこうとする世の中の潮流とも連動する成長産業として、今後さらなる発展が期待されます。

しかしながら、ブームに流された安易な物産館等の開設や運営は、消費者の信頼を損ない、地域間競争により淘汰される懸念もあります。各地における物産館や道の駅の成果と課題に学ぶことによって、本村で計画されている物産館においても地域の活性化に大きく貢献されるものと期待するものです。

まず、1番目の建設の是非、2番目の建設時期、3番目の建設規模については、今定例会初日に開催された議会全員協議会の場で報告を受けていますが、改めて概略で結構ですので、説明をお願いします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 岡沢議員のご質問にお答えいたします。

1点目、物産館建設の是非についてでございますが、物産館の整備につきましては、第6次美浦村総合計画及び平成24年3月策定的美浦村都市計画マスタープランに、交流拠点整備の一つの事業として位置づけをされております。国道125号バイパスを主軸に、その延伸にあわせ、交通結節点を生かした新しい交流拠点、産業拠点の整備を行うことは、地域のみならず本村全体の活気を高めることが期待できるものと考えております。

こうした中、平成24年11月には第1回美浦村物産館建設委員会が開催され、これまで4回にわたり、交流拠点施設、物産館の建設に向けて検討を続けてまいりました。また、平成25年3月には、美浦村議会よりむらづくりに関する提言・要望が提出され、その中で物産館の建設に向けた検討を進めることの提言をいただきました。

ここに来まして、国道125号バイパスの開通の見通し、あわせまして役場周辺地区及び大谷地区の都市計画決定ができたことによりまして、建設に向けた前提条件は整ってきたと考えております。執行部としましては、岡沢議員ご指摘の事項に留意しつつ、物産館を含んだ交流施設の建設に向けて全力で取り組み、村の活性化につなげていきたいと考えております。

申しわけございません。3点ほどのご質問でございました。

2点目のご質問でございます。2点目のご質問、建設の時期についてはということでございますけれども、交流拠点物産館の建設時期、これにつきましては、建設の場所、そして同時に進めております村民の日常の買い物の場としての民間商業施設の建設と密接な関連がございます。

交流拠点施設、物産館の建設場所につきましては、さきの全員協議会でも説明をさせていただきましたとおり、交通の利便性、建設予定地の現況及び計画条件、法規制、周辺環境の四つの観点から、役場周辺地区計画区域内、地域交流地区内に民間の商業施設と同一敷地内に建設することとしております。民間の商業施設と併設することによりまして相乗効果により集客力が高まること、利用者の利便性につながることを考えられます。また、公共施設と民間の商業施設等一定の施設を1カ所に集中させることによりまして、周辺地区への住宅建設の誘導につなげていきたいと考えております。

こうしたことから、まだ幾つかの未確定な要素はあるわけなんですけれども、オープン
の時期につきましては、国道125号バイパスの開通時期、また、併設予定の民間商業施設のオープンと合わせまして、平成29年4月ということで予定をしまして事業を進めているところでございます。

3点目、建設の規模でございますけれども、建設の規模につきましては、物産館整備基本構想の策定検討の中で、導入機能の検討を行い、導入機能ごとに各課との協議を進めまして、敷地面積や建築工事費等削減のため、必要最小限の面積を検討したところでございます。

物産館整備基本構想でまとめました規模は、加工所を含めた直売所の面積が340平方メートル、子育て支援施設が500平方メートル、交流・体験イベント施設が140平方メートル、供用施設、廊下でありますとか階段、トイレ等でございますけれども、これが350平方メートル、建築面積合計で1,330平方メートル、約400坪の建物を予定をしております。

投資額、建設事業費につきましては今後の検討課題となりますが、村の財政事情等も考慮した中で事業費を極力抑える形で検討を進めることとしております。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） ただいまの答弁を受けまして、建設時期については、平成29年4月というめどを出されておりますので、その平成29年4月を目標に建設されるという認識をもって、これからの質問をさせていただきます。まず、扱う商品についてなんです、その物産館ではどのような商品を扱うとお考えでしょうか。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 物産館で取り扱う商品でございますけれども、農産物、それから村の特産品、それから加工品等を予定しております。美浦村産、そして茨城県産の物を基本として取り扱う商品はそろえていきたいなということで考えております。

具体的には、村内の商工業者、それと農業者、それと関係団体と協議を進めておりました、J A茨城かすみ、それからJ A稲敷とともにですね、取り扱う商品のリストアップを進めているところでございます。

今後、取りまとめができましたら、議会のほうにも報告をいたしまして、さらなるこういう商品も扱ったらいかがなのかというようなご意見もいただきながら、取り扱う商品は決めていきたいと考えております。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 取り扱う商品については、今後J A等と協議をしていくということでしたけれども、では、その商品について、いわゆる美浦ブランド、売れる商品、集客に貢献する商品の開発についてお聞きします。

物産館事業については、顧客として地元住民と通勤や観光で本村を通過する村外の人が対象となりますが、地元住民の村内での消費の拡大と、村外からの顧客を対象とした外貨獲得が最大の目的と考えます。さらには、物産館が村民の交流拠点となることも期待されます。国の経常収支でいえば、外国との貿易収支、さらには観光収支の二つと同様に位置づけて考えれば、単に物産館事業が黒字であればよいとは考えられません。

村内外の消費者の集客に向けた商品構成をどのように考えるのか、食べ物であれば、新鮮で品質のよいもの、土産物であれば、ほかにない珍しいもの、そういったものをどう開発していくのかお聞かせください。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 物産館で取り扱う商品として、美浦のブランド化、そうしたものの開発の考え方でのご質問かと思えます。

議員ご指摘のとおりですね、物産館事業については、村外からの顧客を対象とした外貨獲得の目的と、あわせて物産館が村民の交流の場、そして村外からの顧客のですね、交流の場とし、地域の活性化につなげていくことが最大の目的であると考えております。物産館の建設に当たっては、議員ご指摘のような、このような視点に立った商品の開発、品ぞろえが大変重要であり、物産館事業を成功させる必須の条件と考えております。

村長が午前中の答弁の中でも触れましたとおり、美浦製品のブランド化、6次産業化についての推進という施策が示されました。こうした考えに基づきまして、美浦村の特産品、加工品の開発につきましては、関係機関、団体、J A、直売所、そして普及センター等と調査、検討を進めるとともに、併設する子育て支援施設の利用者や消費者からのニーズを踏まえ、魅力ある商品、品ぞろえができるように努めてまいりたいと考えております。

また、一方では、物産館の役割として、村外からの消費行動、外貨の獲得以外の目的として、村内農産品、商工業品のPR、情報の発信、交流といったことも大きな役割と考えます。こうした目的もしっかりと果たせるような施設、そして運営を目指してまいりたいと考えております。

さらに、この物産館・交流施設につきましては、民間の商業施設とともに、役場周辺地区計画の中核の施設としての役割を持ちます。この施設が魅力的な施設となり、周辺地区への波及効果により地域の活性化につながるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 冒頭で答弁されたとおり、一応、物産館の開設時期は平成29年4月というめどが示されています。それまでに売れるもの、顧客の集客に貢献するものを選定し、産地の確立を進めていかなければならないということで、そういった面での検討はスピードアップしていかないと、とてもとても成功する、集客に貢献する物産館となるかは、若干疑問が生じますので、なるべくスピードアップして、これだったら物産館は胸を張って開設できるという、そういった姿勢をとっていただきたいと思います。

次に、物産館建設プロジェクトチームの立ち上げをする考えはあるかということです。

店舗のデザイン、外観、間取りなど、よく建物は素朴で清潔であるのがよいと聞きます。営業形態、毎日営業するのか。商品の仕入れ等、商品が売れ切れたら、その棚を空にするのか、あるいは常に供給体制をとり、売れ残ったものは翌日も販売可能にするのか。売り上げ目標に見合った生産者を確保できるのかなどなど、建設時期や場所が決定したからには、具体的な計画を練るプロジェクトチームを立ち上げるべきと考えます。計画を進めるに当たっては行政が主体となって進めるべきと考えますが、庁内に各課横断的なプロジェクトチームを編成する考えがあるかお聞きします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 物産館建設のためのプロジェクトチームの立ち上げというご質問にお答えをいたします。

農産物そして特産物、加工品等の調査、それと管理運営ですね、これを含めた検討委員会を立ち上げ、協議を進めているところでございます。JA茨城かすみ、JA稲敷の協力を得まして、また、隣の市になりますけれども、ポケットファームどきどき牛久店、これの立ち上げや管理運営に携わっている方のご協力も得ながらですね、今申し上げたような項目について現在協議を進めているところでございます。検討会につきましては、必要に応じて、現在の直売所の方々でありますとか、商工会等のご協力も仰ぐということで考えをしております。庁内の検討組織につきましては、これまでも関係各課と協議検討しながら事業を進めております。さきに全員協議会の中で説明をさせていただきました交流施設の基本的な四つの機能ですね、これを決める際にも、庁内全職員からのアイデアを募集しまして、関係各課にとどまらず多くの職員の考え方を取り入れまして、きのうも決定をしたところでございます。

こうしたようにですね、なるべく多くの方の意見を取り入れた形で物産館の建設、運営については進めていきたいと考えております。それと、店舗のデザイン、それから営業の形態、商品の仕入れ等、具体的な計画案については今後、最初に申し上げましたように、

農協を中心としまして行政とともに、その検討を進めていくということでございます。

繰り返しになりますけれども、JA茨城かすみ、JA稲敷と立ち上げた運営検討委員会、それと庁内関係各課、それから物産館建設委員会、これは言うまでもなくですね、議員の皆様にも逐次ご報告をさせていただきまして、多くの方のご意見を取り入れながら検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご支援、ご協力をお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 私が庁内に各課横断的なプロジェクトチームを立ち上げるべきだと申しましたのは、いわゆる検討委員会や協議会や、といったものですと、いろいろな意見も出ますし、それぞれの立場もありますので、やはり具体的な計画づくりには行政が主体となるべきだと考えた上で質問しました。

最後に、この物産館、以前は私は物産館という建物が、個別につくられるようなイメージを持っていたわけですが、このたびの構想では、先ほども述べられましたように、子育て支援交流拠点であるとか、あるいは隣接する商業施設等も含めて、物産館だけがひとり立ちしているわけではありません。そういったことで、それらの施策も含めて村長がどのような構図を描いているのか、どのようなイメージを持っておられるのか、最後にお聞かせください。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、岡沢議員のですね、物産館建設について。今、経済建設部長のほうから、建設の是非から、それからプロジェクトチーム立ち上げの6点ほど答弁をさせていただきました。いろいろな経緯を経て現在に至っているんですけども、以前は道の駅的な部分が、もう何年も前に立ち上げをしようとかね、そういう話がありましたけれども、なかなかそれについてはここの国道125号バイパスの整備、今回の物産館についても国道125号バイパスの開通が必須であります。なかなか道路ができないと、以前、県のほうに5、6年前に申請をちょっとお願いしますという話をしに行ったら、美浦村さん、道路がないのにつくるんですかと、逆に県のほうから言われてしまいました。

そういうこともあって、今回、今、経済建設部長のほうから29年の4月にはということ、ある程度の決意をもってですね、この時期を選んだということは、実際県のほうとも詰めてきて、地区計画もほぼことしの5月1日に告示をさせていただいたという経緯もありますので、これについてはもう後戻りできない。後戻りできないということはどういうことなのかということは、もう間違いなくそこに向かって事業を進めるんですということの思いを持ってですね、実はこの前、道路の開通をできるだけ時期内に進めてくださいということで、私と下村議長、そして経済建設部長、そして地元の県会議員も一緒に行ってもらって、現職の細谷議長、山岡副議長に要請書を出してきました。

もう一つ、県知事にという部分があったんですが、竜ヶ崎工事事務所の関係で土木部長にとどめてくださいということで、そこまでは一応、もう話を通してきました。しかし、

なかなか県のほうも難しい問題ということもあって、努力はします、という中なんです、もう土木事務所関連の市町村の要請じゃなく、単独、美浦村の要請ですよという部分を強く受けとめてほしいという部分を申し上げてきましたので、その進捗状況については、今までとは違ったスピード感を持ってやっていただけるものというふうに私らは見ております。

そういう意味でも今回の物産館、よその市町村では行われていない独自のものではなく、民間の商業施設と一緒に立地をするということは、県内どこを探してもなかなかないです。そこでただの物産館だけだと、なかなか魅力的なものも薄れてしまうということで、先ほどから経済建設部長も答弁させていただきました子育て支援施設、それにコミュニティ施設、それから情報発信の部分も含めて、また、高齢者の1人でも来れる、そういう地域でサロンが開設してあるところは、その地域でお年寄りも集まれるんですが、なかなかそういう施設がない場合は、物産館の施設の中に集まれる、集うことができるような施設を開設して、ぜひ村民が1人でも集まれるという部分をつくっていききたい。これはなかなか、よその自治体でも物産館と併用してやっているようなところはないので、その辺は構想としては、よそとの違いを鮮明にしていきたい。

岡沢議員おっしゃるようにですね、よその道の駅とか物産館をよく視察して、よく学んで、それにないような美浦村独自のものを、少し研究してはどうか。それは中に展示、並べる商品も同じことなんです、商品以外のものもひとつ魅力あるものとして捉えていただけるような構想にしていきたい。ぜひ、途中で経過の説明はまたさせていただきますけれども、議員各位のいろいろな視察研修した成果もこれに反映できるよう、ひとつ提案、また指示をしていただければ、いいものができるというふうに思っておりますので、ご協力、ご支援のほどをよろしく願いをいたします。

○議長（下村 宏君） 以上で、岡沢 清君の一般質問を終了いたします。

ここで、会議の途中でありますが、暫時休憩といたします。

2時10分に再開をいたします。よろしく申し上げます。

午後1時57分休憩

午後2時10分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、塚本光司君の一问一答方式による一般質問を許します。

塚本光司君。

○1番（塚本光司君） 1番議員、塚本でございます。通告書に従いましてお尋ねいたします。

平成24年度の空き家調査以降、数度の調査を重ねてまいりましたが、現在30件ほどの空き家バンク登録数があるようでございます。昨年の12月定例会において、同僚議員からの

質問におきまして、その一般質問答弁においてですね、正確な数字として、空き家バンク登録30件、契約件数が10件、うち売買が4件に賃貸が6件とのことでした。

さて、それでは、昨年末から約半年近くがたったわけでございまして、現在に至っています。既に何かアクションは、それ以降行ったのか。例えばダイレクトメール、もしくはホームページの更新であるとか、その他具体例がありましたならばお示しいただきたいと思えます。

そして、空き家の所有者からそれに対して何らかのリアクションはあったでしょうか、まずこの点についてお伺いしたいと思います。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） それでは、塚本議員の質問についてお答えを申し上げます。

美浦村空き家バンク事業につきましては、利用者の方から大変ご好評をいただいております。先ほど塚本議員がおっしゃいましたように、これまでに空き家バンクへの登録は30件ございまして、そのうち18件が契約まで至っております。そのうち売買での契約件数が10件、賃貸での契約件数が8件となっており、昨年末からの契約数を見ますと、売買の契約が1件、賃貸での契約が1件となっておりまして、現在登録の準備を進めている物件が5件あるといった状況となっております。

昨年末から現在までに至る村からのアクションとのことですが、空き家バンクパンフレットの公共施設や江戸崎ショッピングセンター内のまちかど情報センターへの設置を実施をさせていただいております。しかし、昨年末から現在まではですね、こちらから空き家所有者に対してダイレクトメール等の送付などはしてございません。空き家所有者からのリアクションということですが、窓口や電話での問い合わせ件数につきましては、最近では月に4、5件程度といった状況となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○1番（塚本光司君） 先ほどの、きょうの答弁ではですね、契約件数的には18件で、この約半年たたないところでプラス8件ほど伸びているのかなと確認したところです。また、現在登録準備を進めている物件としては、5件あるということですのでいいわけですね。

この事業がスタートしたのが、平成25年の4月からということですので、丸々2年過ぎたというところなんです。昨年暮れの定例会、12月のときに、約30件だったものが、そこからプラス5件準備を進めておるところですので、約2年でトータルで35件の登録になるであろうかなと。

この登録件数が多いのか少ないかというのは別としても、一步一步着実に登録・契約件数ともどもふえてきているなというのが実感でして、実際に努力されてきた姿が見てとれるというところです。

しかしながら、先ほどに戻りますが、昨年12月定例会答弁では、ここが重要なんですけ

れども、再度村内の空き家調査、それと空き家登録ができるかの仕分け、ダイレクトメール等での連絡を考えているというようなお答えをしているわけです。

年度が年明けであったり、年度切りかえの時期でもありましたので、先ほどのそういったダイレクトメール等々の連絡を考えているというのが、いつごろだというふうにそのときはお答えになっておりませんが、年度切りかわり等々で厳しいところはあると思いますが、この先の手順なり、このように考えているというところがあれば、具体的に、本当だとできれば、いつごろ、何を、どんなふうにする、いつまでにする、というような答えがほしいんですが、なかなかそこまでもいかないでしょうから、繰り返すようですが、手順としていつごろまでにこういうことをやって、どんなふうにしていくという方向的なものをお答えいただければありがたいです。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） それでは、ただいまの質問にお答えを申し上げます。

今後、村内の空き家につきましてはですね、空き家対策特別措置法との関係もございまして、生活環境課との連携を図って、現地での再調査に加えて、権利関係につきましても、前回よりも詳細に調査の上、空き家バンクへの登録ができる物件があるかどうか仕分けを行って、空き家所有者に対してダイレクトメール等で連絡をとりながら、空き家バンクへの登録をしていただけるよう進めてまいりたいと考えてございます。

また、今後は固定資産税通知に、空き家バンク制度のチラシ等もですね、同封できないかどうか検討をしていきたいと考えてございます。

さらに、村内の茨城県宅地建物取引業協会会員の方々よりですね、要望がございまして、空き家バンクに加えて空き地のほう、空き地バンクにつきましてもですね、事業を進めてくれないかというご要望がございまして。この空き地バンクにつきましても、現在検討を進めているところでございます。

とりわけまずは現地調査を進めなくては仕事が始まってまいりませんので、10月までを目途に、利活用につきましても空き家の現地調査を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○1番（塚本光司君） ありがとうございます。実際に具体的な日付的なものとしては10月ごろを目途に調査等々も含めながら、仕分け等々の部分も進めていくという答弁でございました。その辺は期待して、迅速に進めていただきたいと思っております。

それでは、事業がスタートをしました25年4月ですね、約2年がたったわけですが、それ以前の過去の空き家調査、そして、これまで数度、空き家調査については行っているようでございますが、実際に何軒の空き家を把握されておられるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それとあわせてですね、直近の平成26年2月に空き家調査をされた後、ダイレクトメー

ルを送っておると思います。その送られたダイレクトメールの件数というのは、実際何件ほど送られたのか。送られた数イコール実際に空き家バンクへ登録可能な物件なのであろうというふうに思うわけなんです、全て空き家に送れるということでは多分ないと思うので、実際にダイレクトメールは何件ぐらい送られたのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの質問にお答え申し上げます。現在のところですね、空き家の数を把握しているのは、平成24年度に実施をいたしました安中地区の36件、そして25年度に実施をいたしました大谷・木原地区の153件の合計いたしまして189件でございます。

この中には、調査後空き家バンクで契約に至ったものや、不動産屋さんが間に入って契約に至った物件もございますし、調査年度も経過しておりますので、当然、現在は空き家の数も増加しているものと思われま。平成26年2月にこの189件について、抵当権またはその他の債権等を確認をいたしまして、権利関係で特に問題のないような空き家所有者50人に対しましてダイレクトメールを送らせていただきました。その中には、空き家バンクのパンフレットと申請書を同封いたしまして、空き家バンクへの登録を促したといったところでございます。

そのダイレクトメールを受け取った空き家所有者からはですね、6人の方より空き家バンク登録の申請がございました。現在この6件のうち1件がですね、売買契約のほうに至っているといったような状況でございます。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○1番（塚本光司君） ありがとうございます。

189件の調査によって上がってきた空き家のうち、実際に50件ほどの方に送られた、実際に空き家バンクとして通るであろうというようなどころへ送ったということでございますが、このダイレクトメールにおいて反応がなかった空き家の要するに所有者の方、その方に対して確か50件のうち6件が返ってきて、1件が売買契約が成立したということでしたけれども、多分6件が返ってきたということですか、ダイレクトメールに対するリアクション。そうすると50件のうち、そのほか44件ですか、ここはリアクションとして何もなかったということで、この40数件の方、連絡方法というのはこの方とはとれないと申しましょうか、連絡手段というのはないんでしょうか。

その件と、仮にDMダイレクトメールの送付しっぱなしだけだとすると、先ほどに戻りますが、連絡はとれないんですよと、送るだけしかできないんですよ、となると、これはいたし方ない部分もあるのかなと思うんですが、何か連絡手段があればということと、また、PRの面においてホームページに関してですね、こちらの更新等々は新規の物件が上がってきたときのみ更新ということになるんでしょうね。今ホームページを数日前に見た

ら、去年の9月6日だったか何かそのころのままになっていたようでございました。お答えください。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいま塚本議員ご質問のダイレクトメールで反応のなかった方々についてということでございますけれども、前回実施をさせていただいたのは、ダイレクトメールのみの実施ということでございます。この権利者につきましては、登記簿、また納税管理者等の調査です、その調査を進めてきておりますが、住所、氏名のデータまでしか調査ができません。それ以上の調査ができないといったところで、PRの手段が見つからなかったといったところで、こういう状況でございました。

ただ、50通ですね、ダイレクトメールを送らせていただいたんですけれども、こちらに返ってきている通知はなかったものですから、必ず届いているといったことでは考えてございます。

あくまでもこれはその本人の意思ということでございますので、そういう形でこちらとしてはそのダイレクトメールのみの調査という形でやらせていただいたといったところでございます。

また、現在はデータが大分古くなってきております。空き家バンクを介さずにですね、直接不動産会社を通して契約に至った物件もございます。そういうことで、また、こちらから再度今までのデータで送りますと、もう売れてしまっているという物件に対しても通知が行ってしまうといったこともございますので、再度悉皆調査を実施する必要があると考えてございます。

今後は先ほども申しましたけれども、固定資産税納税通知にですね、空き家バンク、空き地バンク制度のチラシ等もですね、同封できないか等を検討しまして、広く制度につなげてですね、PRを図っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○1番（塚本光司君） ありがとうございます。50件のダイレクトメールにおいては、特に返ってきた、戻ってきたところがないというので、その所有者の方には渡っているということでもいいということですね。また、直接それによって不動産等々の業者の方との形での契約が行っている部分もあるであろうということですね。

これからも登録、また契約件数がふえ、また、それが村外からの方ならなおのこと、ありがたいなというのも踏まえて期待してまいりたいと思います。

空き家が最近どんどんふえている部分もあると思うんですが、極力ゼロに近づくこと、それに対しては我々も何らかのバックアップを惜しまない考えでおりますので、ひとつ頑張ってお仕事をしてもらいたいと思います。

それと、先ほどですね、近隣の町で空き地バンクですか、これについて、ネット等で若干見ている部分もあるんですが、簡単で結構です、近隣のところの、こんな具合ですと

いうのを簡単に短く説明していただけます。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 塚本議員のバックアップをしていただけるというありがたいお言葉、本当にありがとうございます。

空き地バンクなんですけれども、空き地バンクも空き家バンク同様ですね、空き地の有効活用を通して、定住促進による地域活性化を目指すものでございます。空き家バンクと同様にですね、宅建協会と協定を結んで事業を展開している市町村もございます。

村には、空き地の所有者から、村で利用してくれないか、使わない土地なので寄附したい、などの問い合わせがございます。この際に道路拡張の計画や将来の土地利用計画を考慮いたしまして、利用取得を決定をするわけですが、実際に取得するものはそう多くはございません。

空き地バンクは、そのような土地をですね、利用したい人に情報を提供して活用していることとするものでございます。空き家と違い、家を建てて住むということになりますと、市街化調整区域の場合は制限がございます。全ての方が建てられるわけではございませんが、その土地の開発許可等の状況、建築主の状況により、建築できる場合がございます。また、その土地の近隣に住んでいる方であれば、宅地とは限らず他の利用の方法もあると思われま。さらに空き地の活用が進めば、草刈り等により環境美化につながっていくことが考えられます。今後さらに実施に向けてですね、検討をしてまいりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○1番（塚本光司君） ありがとうございます。今、市街化調整区域という言葉が出てまいりました。美浦村だと、ほとんどが市街化調整区域指定されているところがあるので、この近隣の町村のあれが美浦村にまたあって、使えるものなのかどうかというのは、ちょっと詳しく私も勉強していきたいと思いますが、なるべくそれを取り入れながら美浦村でも使えるような地区があるのであれば、ぜひとも人口をふやすのも含めて、十分に勉強してこれを活用していただければなと要望しておきたいと思います。

それでは、次の質問で、次に空き家バンクと空き家対策特別措置法との関連性についてということなんです、空き家バンク登録の質問と重複する部分が若干というかございます。空き家バンクの事業と空き家対策特別措置法とは全く、実際には別のものであるわけなんです、特にこれが関連性を問うという質問ではございませんで、しかしながらも、この空き家対策特別措置法が施行され、各自治体が空き家に対する監視力が強化されたことにより、これまで数年も空き家状態であった、もしくは全く無関心であった空き家の所有者の方も、これまでのように、俗に言うほったらかしですね、空き家をね。ほったらかしではいられなくなるでしょうし、住める状態のうち何とかしたいと皆さん考えるのじゃないかなというのは、私以外の皆様も思うところだと思います。

そこで、先ほどの空き家バンク登録の進捗状況の質問でも、空き家の仕分けが文言で出てきましたね。これまでの空き家調査において、特定空き家と認められる、または明らかに撤去物件であるよというような、そういったところも多分把握されている部分があると思います。また、十分にですね、これは住める物件だよというような空き家も執行部サイドでは把握されているんだらうなというふうに私は考えております。

さすればまずですね、空き家バンク登録がそれによってふえるのではないかということと、買い手借り手が住居敷地等を管理するということは、環境美化の保全にも努めまして、これは一石二鳥であろうと考えるわけです。誰もがそう考えているであろうと思っているんですけども、執行部としては、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまのご質問で、空き家対策特別措置法が施行されますと、現在は使っておりませんが、売れるうちに売買してしまおう。貸せるうちに賃貸してしまおうという方がふえてくる可能性はあると思われまます。200平方メートル以下の宅地面積であれば、固定資産税課税標準の特例により6分の1に軽減され、実質、課税されていないといったような状況だったわけですが、空き家対策特別措置法ですね、特定空き家に認定されますと、その特例が撤廃をされるわけです。

本村の場合、固定資産税評価額が都市部と比べ低いためですね、小規模住宅用地の特例が撤廃されれば、1万円前後の固定資産税が賦課されると思われまます。この措置法を広く周知することですね、空き家について認識を新たにさせていただき、利活用が一層促進されることを期待をするものでございます。

また、空き家をですね、倉庫がわりに利用している方もいて、そのこともですね、空き家バンク登録者が増加しない要因として挙げられるわけですが、空き家の売買や賃貸により定住化が進めば、管理の面等から環境美化保全にもつながっていくことも考えられるわけです。

空き家バンク制度につきましては、村が借り手と貸し手の仲介役となり、信頼性の向上を図ることで契約につなげていくというものでございます。この事業をスタートさせた平成25年4月当初はですね、まだ手がけている市町村はほとんどなく、インパクトもあったわけですが、現在ではほとんどの市町村がスタートさせていることもございまして、反響も少しずつ減少しているように感じているところでございます。

空き家バンク制度につきましては、空き家所有者や空き家利用者がもっと活用しやすくなる制度になるよう、また、PRの方法につきましても、空き地バンク制度の推進とともに引き続き検討をしまいたいと考えてございます。

また、地方創生戦略とともに空き家の利活用につきましては、全国の市町村が一様に取り組むこととなるわけです。そのために新しいアイデアを盛り込み、定住化促進のための特化したアイテムとなるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○1番（塚本光司君） ありがとうございます。

特定空き家に指定されても、固定資産税は1万円程度上がるのみなんですか。なるほど、本当にすごいかかるので、みんな慌てててというようなちょっと期待していたんですが、それはおきまして、これから空き家対策特措法も絡めて、仕分け部分の精査に十分に取り組んでいただき、空き家バンク登録等にですね、十二分に努めていただければと思います。

最後に3点目としまして、空き家対策特措法に該当するような物件建物については、何件くらい把握しておるのかお伺いします。私の質問は、特措法に関しては、後ほど同僚議員がもっと詳しくやるようでございますので、私は、空き家バンクと特措法ができたことによつて、ひょつとすると、これは大変だと思った人が、バンクのほうへというようなのを実は期待して、その意味での関連性でございました。

とりあえず件数だけお示しいただければと思います。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 塚本議員ご質問の、空家等対策の推進に関する特別措置法という法律がことし制定をされました。いわゆる空き家特措法といわれるものなんですけれども、これに該当するような、空き家の中でも特に荒れてしまっているような空き家が何件くらいあるんだというご質問でございましてけれども、まず空き家の調査なんですけれども、これはさきの総務部長が答弁しましたように、24、25、26と3年間にわたって調査をして、全部で189件を把握しているということでございます。

それでこの調査なんですけれども、この調査は空き家バンクという視点で、主に空き家の中でもその空き家をどんなふうにご利用しようかという視点でその調査をしました。調査の時点では、確かにこの特措法に該当するような、もう荒れてしまった空き家もチラホラ見受けられるというような状況でございましたけれども、調査の目的がご利用ということで考えておりましたので、その当時、きちっとしたそういう特措法に該当するような空き家が何件という視点もございませんでしたので、全部で今度の特措法に該当するような、いわゆる荒れてしまったひどい空き家が何件あるかというのは、村のほうでは今、現状のきちっとした数字は捉えておりません。

ただ、現状としましては、日々ですね、生活環境課のほうにそういった荒れてしまった空き家で、近隣の方が困っているような状況の空き家については、生活環境課のほうに日々、苦情といいますか相談がございまして。そうした中で日々対応しているということでございます。

具体的な対応としましては、そうした空き家の所有者の方の住所を特定しまして、適正な管理をされるようにというようなことで個別に通知を出しているというようなことでございます。

この後ですね、林議員のほうから特定空家に関するご質問が予定をされておりますので、

その中でですね、具体的なそういう特定空家といわれるようなものに対する村のほうの対応については、またその折にご回答をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（下村 宏君） 塚本光司君。

○1番（塚本光司君） ありがとうございます。

実際にこの特措法絡みに関しては、過去の利活用できる空き家物件に関する調査がメインだったということですので、この特措法に関して去年後半11月から先月にかけて公布、施行されましたけれども、実際に生活環境課への直接の苦情が来た分に対する対応はされているということだというふうに受け取りました。私はこの特措法に関する特別なあれは、後ほど大先輩議員のほうから質問があると思いますので。

最後になりますけれども、空家等対策の推進に関する特別措置法や関連の規程等も、昨年末から先月にかけて公布、施行されております。美浦村もですね、先ほど総務部長からもありました10月ぐらいまでには再度空き家の調査をということでもございましたので、そこで実際にもっとこういった特定空き家であったりとか、利活用を十分できるんだよというようなところが、もっと仕分けが精査されてくるのかなと考えておりますので、その辺もですね、他の自治体におくれることなく、先駆け迅速に対応していただければと思います。

これで私の質問は終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（下村 宏君） 以上で、塚本光司君の一般質問を終了いたします。

次に、林 昌子君の一问一答方式での一般質問を許します。

林 昌子君。

○8番（林 昌子君） それでは、通告に従いまして、2点の質問をさせていただきます。ただいまの同僚議員の質問内容の続きという形でお話を伺えればよろしいのかなと認識しております。空家等及び特定空家等に対する措置について質問をさせていただきます。

平成26年の11月27日に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布をされました。特別措置法の概要を見ますと、全国的に適切な管理が行われていない空家等がふえており、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境面で多くの問題が起きている現状を打開するために定められた法律であると伺います。

内容といたしましては、空家等に所有者または管理者が適切な管理について第一義的責任を有することを前提としつつ、状況把握可能な立場にある市町村が空家等に関する対策の実施主体として位置づけられております。特に、特定空家等について市町村長が所有者に対して講ずることができる措置が規定されており、今まで踏み込めなかったところまで強制力のある法律であります。

美浦村においても昨年4月に美浦村環境美化条例が制定をされておりますので、本年、空家等に対する法律の制定はとてもタイムリーであると考えられます。そこでまず1点目

といたしまして、空家等と特定空家等、それぞれの法に定義をされている解釈をお尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 林議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、空家等と特定空家等、それぞれ法律に定義をされております。その法律に定義をされております解釈について申し上げます。

空家等対策の推進に関する特別措置法、以下「特措法」と申し上げます。第2条第1項により、空家等とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいいます、ということで、空家は定義をされております。

また、特措法の第2条第2項で、特定空家等とは、ということで、次の四つのいずれかの状態にあるものをいいますということで定義をされております。

1点目が、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、2点目、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、3点目、適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態、4点目、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、以上4点のうちいずれかに該当するものを、特定空家等として定義をされております。

さらに、特定空家等の解釈においては、特措法の第14条第14項によりまして、国土交通大臣及び総務大臣が定める指針、ガイドラインですね。これで次のようなことが例示をされております。さらに、具体的にですね、特定空家等はこのようものですよということで例示がされております。

先ほど申したことの繰り返しになりますけれども、1点目の建築物が著しく保安上危険となるおそれとはということなんですけれども、建築物の著しい傾斜や建物の構造耐力上主要な部分が損傷している等で、建物が倒壊するおそれのある場合や、屋根・外壁等が脱落飛散するおそれのある場合、また、擁壁が老朽化して危険となるおそれがあるもの、こういうものも建築物が著しく保安上危険であるということですね。

それから2点目なんですけれども、著しく衛生上有害となるおそれのある状態とはどういうことかといいますと、吹きつけの石綿、これが飛散して曝露するような可能性が高い状態であったり、浄化槽、これの放置、破損等による汚物の流出、臭気が発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている等の建築物または設備等の破損等が原因となっているもの、また、ごみの放置、不法投棄が原因で、臭気が発生したり害虫が発生して、地域住民の日常生活に影響が及んでいるもの、これが著しく衛生上有害ということでの特定空家等ということですよ。

それから3点目なんですけれども、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、これは具体的にどういうものかといいますと、景観計画が策定され

ている場合の違反状態や地域で定められたルールに違反している場合、また、屋根・外壁等への落書きや多数の窓ガラスが割れた状態での放置、立ち木等で建物全体が覆われている状態、こういうものを適切な管理が行われていないということで例示をしております。

4点目でございます。その他周辺の生活環境保全を図るために放置することが不適切である状態、どういふことかといいますと、立ち木が近隣道路にはみ出しているもの、動物の糞尿の放置、シロアリの大量発生、門扉の未施錠によることによって容易に侵入できる状態等、これがその他周辺の生活環境保全を図るために放置することが不適切な状況にあるというものとして例示がされているものでございます。以上、申し上げたとおりですね、特定空家等につきましては、かなり詳細にこんなものが特定空家等に該当しますよということで、ガイドラインの中に詳細に例示されております。

村としましては、先ほど申し上げました調査のほうが特定空家等に対する調査が行われておりません。この後、調査が必要になってまいります。そうした中で、きちっとした調査をしまして、データベース化して、それぞれの空家に対する、使えるものは使って利活用していく、特定空家については、特措法に基づく指導をしていくということになってまいります。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） とても細かく定義をされている前代未聞な、法律といたしましてはとてもこんな細かく定めている法律は今まで見たことがございませんけれども、それだけ微に入り細に入り定義を定めていただいているということは、いかに国としても厳しい現状を把握されているかということがうかがわれました。内容、了解いたしました。

今まで空家といいますと、一般的に建物のみを意識しておりましたけれども、この法律においては、建物及び敷地内ということで定義が広がっております。特措法の定義では、庭木の樹木も含めた敷地内全部を指すということが、今の説明で理解をいたしました。

また、特定空家等というのは、さらに倒壊等のおそれや危険性があるということ、また、衛生上有害という点と、著しく景観を損なうなどと定めておりますけれども、このような物件に隣接している住民が今現在美浦村にもいらっしゃるというのが現状でございます。その点を頭に入れた上で今後の質問をさせていただきたいと思っておりますが、次に予定をしておりました空家等と特定空家等の現状を伺う予定でございましたが、ただいまの経済建設部長の答弁でもありましたように、先ほどの同僚議員のところで答弁がなされておりましたので、その点は了解をいたしました。

その答弁の中での部分を押さえて再質問をさせていただくわけですが、これから調査ということでした。また、現状では住民からの個々の苦情に対して、生活環境課が個々に対応している現状と先ほどの答弁でございました。その部分もですね、現在、生活環境課が個々に対応している空家に対する苦情件数と内容、またその実際に対処した実績があれば、教えていただきたいと思います。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） お答えいたします。現在ですね、生活環境課のほうに寄せられている相談、苦情でございますけれども、昨年度ですね、平成26年度の数字で申し上げますと、26年度は13件のご相談がありました。その中でですね、家屋のですね、一部損壊等特定空家等に該当するのではないだろうかと思われるような案件が13件のうち12件、該当しております。

本年度平成27年度につきましては、5月までの2カ月で3件。この3件については全て特定空家等に該当するであろうと思われるようなご相談でございました。これらの苦情の相談の対処としましては、先ほども申し上げたんですけれども、その所有者の方を調査をいたしまして、所有者の方のほうに適正な管理をしてくださいというお願いの通知を出しているということでございます。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 昨年度の苦情13件、本年度3件ということで結構ございますね。それがまた、空家等に対するこの法律に該当するような案件であるということで、そういう意味では美浦村の中でも結構厳しい、放置された空家・空地等が多いということが、今の答弁でうかがわれるわけです。

また、その案件に対して対応する、意外と地権者の方が、通知は行っても野放しというか返事が返ってこないとか、あとは、繁茂している樹木があっても何もしないというところで、肝を冷やしているような担当課の日ごろのご苦労が多いのではないかとお察しをさせていただきます。

また、引き続きですね、これから調査ということでございますが、調査している間にもいろいろな相談事が多々連絡等、ましてやこれは法律が制定されたということであれば、住民も意識をして、いろいろな意味で皆さんが抑止力になって、通報というか電話をいただくこともふえてくるのではないかと想定をされます。そういう意味では、担当課の方には大変ご苦労も多いかと思っておりますけれども、住民の立場に立ちまして細やかな対応をこれからもお願いしたいというふうに思うわけでございます。

次にですね、特定空家等の措置法の規定を適用した場合の効果として、どのようなことが考えられるかお尋ねをさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 特定空家等にですね、その規定をですね、適用した場合の効果ということでございますけれども、特定空家等として認定をするためには、特措法ですね、第7条に協議会を設置しまして、その協議会で特定空家等ですよということでの認定が必要になってまいります。認定された特定空家等に対しましては、特措法の第14条によりまして、助言、指導、勧告、命令というものが可能になってまいります。さらに

この命令にも従わないような所有者に対しましては、代執行ということで行政がかわって取り壊すと、除去するということも可能な法律になっております。

また、税法のほうでですね、先ほど総務部長が固定資産税の話をしましたけれども、その特定空家等に認定をされることによりまして、今まで6分の1であった固定資産税がその6分の1の特例が外されて、いわゆる100%の課税になると。1万円ぐらいの課税になるでしょうというような総務部長の答弁でありましたけれども、そういうことで税制面での優遇が外れますので、そうならないように、特定空家等にならないようにですね、適正な管理をしていこうという所有者の意識が生まれてくるのではないかと期待いたします。

そういうことをPRして、利活用するなり、あるいは適正な管理をしていただいて特定空家等として指定を受けないよう管理をしていただくというようなことを村のほうでPRをしていくことが必要なのかなということで考えております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） この法令を制定したことによって所有者の方の意識が変わってくるのではないかと期待されるということでございましたけれども、今とても、説明されました助言、指導、勧告及び命令とさらりと言われておりましたけれども、具体的に私なりに解釈を申し述べさせていただきますと、特定空家等の所有者に対して、壊れて飛んできてしまうような、台風とかあったときに、いろいろな物が、壊れているものが飛んできます。そういう危険物の除去や安全のための修繕、さらに立ち木や竹等などの伐採を行ったり、生活環境の保全に必要な措置をとるように助言、指導をして、それでも応じない人には、勧告や命令ができるというような流れではないかと推察をいたします。また、さらに命令をしても履行しないときは行政が代執行できるという、とても強気の法律であると認識されております。

それでは次に、特定空家等に対する措置や勧告の手順をお伺いさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 特定空家等に関する措置や勧告の手順でございますけれども、これもですね、先ほど特措法の第14条に、措置の手順について規定をされているということを申し上げました。

また、ガイドラインの第3章にですね、細かく規定がされております。これまた細かく説明していきますと長くなりますので、概略を申し上げますと、適切な管理が行われていない空家等の所有者等の事情の把握に努めるということがまず最初でございます。

特定空家等に対する措置の事前準備として、立ち入り調査、特定空家等に関する権利者との調整、所有者等への助言、指導、それから所有者等への勧告、命令ということで、これは質問と繰り返しになってしまいますけれども、そういう手順が進んでまいります。それで命令に従っていただけないという場合には、代執行へ進んでまいります。

また、この勧告については書面で行うことやですね、命令については事前の通知が必要であるということ等も細かく決まっております、代執行を行う手続、要件、そして代執行を行った場合の費用の徴収についても、その中で細かく規定がされているということでございます。

村としましては、このガイドラインに沿った形ですね、きちっと措置を進めてまいりたいということで考えております。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） ただいま経済建設部長に説明をいただいた部分、実は私が参考資料として、質問1－4の質問を提示させていただいておりますが、特定空家等に対する代執行までの流れをかいつまんで8項目に分けて提示をさせていただきましたが、今ご説明いただきましたので、その分は割愛をさせていただきたいと思っております。

それで、ただ、その中でとても大事なことがございました。本来であれば、本当に危機的状況で早急に対応していただきたいと地元住民は思うような状況があった場合なんですけれども、本当は村独自で定めているものであれば、強制執行を即できるんですけれども、この法律においては、慎重な手続を踏むことが定義をされています。

ということは、勧告とか命令の部分で勝手に所有者の方が知らないうちに代執行してしまうとか、強制的にやってしまうとか、そういうことは歯どめをかけていますね。必ずどんなに急いだとしても、勧告も必ず書面、また命令も事前通知が必ず必要で、所有者の人が認識している段階できちっと代執行するというのが定義をされておりますので、ここがちょっと矛盾を感じる部分でもございますが、でも、それによって法的に、例えば裁判になったときにでもきちっとその法のもとに美浦村としては実施しているんだよという一つの案件になろうかと思っておりますので、本当に要望と現実の矛盾を感じますけれども、何とかこの手続は必ず踏むということもきちっと周知をしていただけたらよろしいのではないかと考えております。

また、費用の徴収まで示されているということですので、現在の美浦村環境美化条例でも代執行の費用徴収がとても困難なのが現状であるかと思っております。そこが悩みの種ではないでしょうか。

そこで、今後徴収の確実性を高めるために、どのような方法があるとお考えかその部分、また、どこまで強制力を表に出して執行していくのかという、これは首長としての決意になるのかなと思っておりますので、村長、そういう案件が出たとき、どこまで強制的に決意をもって実施していくのかというところをお尋ねをさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、林議員のですね、どこまでやるのかという話なんですけれども、これは美浦村環境美化条例は昨年、美浦村の中で立ち上げさせていただきました。しかし今、美浦村では189件という数字は、先ほど述べさせていただきましたけれど

も、実際、全国では820万戸もある。美浦村も困っておりますけれども、全国的になかなか大変だということで今回の特措法ができた。

この中で、市町村長の権限という部分がかかなり認められるという部分がありましてですね、立ち入り調査権も与えられておりまして、これも所有者に5日前に通知を出して確認をしてという部分があります。これは特措法9条になるのかなというふうに思いますけれども。

また、特定空家等に属するかどうかという部分については、特措法7条の協議会の中で検討も図られるという部分があって、ある程度持ち主の権限も認められているし、代執行をやるについては、議員おっしゃるようにちょっといろいろなひもつきみたいな部分があるかと思っておりますけれども、できるだけ早目の対応をとって、空家等と特定空家等の分別を把握してですね、データベース化をして対応を早目にしていきたい。これによって近隣の隣接する住民の安全・安心な生活にもなるのかなというふうに思いますので、その辺の権限は、今回の特措法を制定されたことによって、その権限をよく理解をした上で執行したいというふうに思っております。

できれば、美浦村の中で近隣市町村よりもですね、早目のそういう対応がとれるような部分もしていければ、この美浦村の中にある189件の中の10%かもしれないませんが、特定空家等と認定されるようなものが識別、ちゃんと分けられたものをどのようにするかを、村としても早目に検討の材料にのせていきたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） とても力強い決意を伺えたように思います。近隣の市町村に先駆けて何としても早急に実施をしていくんだという村長の決意を伺いましたので、今後早急にこの法案整備と、また実施までのカリキュラムが早く進むことを期待をさせていただきたいと思っております。

それでは次にですね、固定資産税の住宅用地特例に関する措置は、先ほども質問で述べられておりまして、小規模住宅特例の6分の1に減額されるということで1万円云々という話が先ほどございました。岡田総務部長も、固定資産税の通知書に配布物を入れるという答弁をいただきましたので、本当にありがたいお話でございます。

それで、私の提出資料1-5の固定資産税納付書に同封された通知文ということで資料提出させていただいております。これを要望する前にもう答えをいただきまして、通知していただけるということですので、参考程度にこれはお示しをさせていただきたいと思っております。

これは兵庫県の篠山市の案件でございますが、兵庫県は全国で2番目に空き地・空き家対策ガイドラインをまとめて、とても進んでいる県でございます。篠山市では、平成25年12月に篠山市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例を制定しております。内容といたしましては、ホームページ等で、空き家の適正管理と有効活用についての篠山市の取

り組みの簡単な紹介と、所有者への協力をお願い、そして、市の問い合わせ先等ですね。やさしい文言で作成をされております。

それと、下のほうに、有効活用についてということで参考程度に紹介をさせていただきますと、先ほどの同僚議員のお話とリンクをするわけですが、空き家バンクのPRがなされておりました。その中を見ますと、当事業において、平成22年10月より100名を超える移住者に恵まれ、定住促進の一翼を担っていると明記されております。この空き家バンク体制、この空き家等の条例を施行したことによって100人もふえているという、本当にすばらしい成果を上げている、これはお手本になる地域の例ではないかなというふうに思いましたので、これを参考資料として提示をさせていただきました。

固定資産税の特例が適用されなくなることが、実はここには明記されていません。それがちょっと残念な部分であるかなというふうに認識をさせていただきました。また、所有者への意識づけのためと郵送代を緩和する意味で、固定資産税納付書に同封を考えられないかというのが私の提案として申し述べようと思っていた部分ですので、ぜひそれは早急に、来年度より実現が可能となるのではないかと推測いたしますので、ぜひご努力のほうをお願いをして、これは終わりにしたいと思います。

最後でございますが、昨年制定をいたしました美浦村環境美化条例に空き家等の措置法の内容を組み込む等の見直しはされるかどうか。

美浦村環境美化条例は空き地に対する条例でございました。ですが、今度、空家等が入ったことで、これを合体をした条例を策定とかそういう見直しはされないかどうかということをお尋ねさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 特措法の制定に伴ってですね、美浦村で既に制定されております美浦村環境美化条例のほうの見直しはしないのかというご質問でございますけれども、議員ご指摘のようにですね、美浦村環境美化条例のほうは、条例の第3章で、空き地等の管理の適正化ということで、建物の建っていない宅地の管理についての考え方が示されております。

それで、この美浦村環境美化条例のほうなんですけれども、先ほどから述べておりますように、今回の特措法の中はかなり細かく、空家等でありまして特定空家等に対する考え方がきちっと法律の中で規定をされておりますので、条例の中でさらにそのことを加えるという必要は今のところないのかなということで考えております。

条例に基づかない法律に基づいて、きちっと村としてはその特定空家等に対する対応措置を行っていきたいということで考えております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 条例化するのではなく、特措法の中で実施をしていくということで確認をさせていただきました。了解をいたします。

それです、法律で施行していくのであると、一般の住民の目にはなかなかこの法律は目にとまりません。どんな法律なんだろう。とても、住民としては知らなければ知らないで終わってしまうような法律でございます。

そういう意味で、今後住民の目に触れさせるためには、また意識していただくために、所有者だけではなく、美浦村の全住民がいろいろな地域、この美浦村を美しい環境整備された村として維持していくためには、多くの目が必要であるかと思えます。ですので、所有者だけではなく、近隣の皆様のご協力も多々必要になってくる法律ではないかと推測するわけでございます。

そういう意味で、次に二つ一週にちょっと聞かせていただきますが、周知方法はどのようにすると考えていらっしゃるのか。また、二つ目には、実態調査と施行するに当たり、今後のスケジュールを教えてくださいたいと思えます。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 2点に対するご質問でございます。1点目のその法律の周知、PRの仕方ということでございますけれども、この法律が制定になりましたときに、かなり新聞あるいはテレビ等で、特定空家等とはこういうもので、今度法律ができてこんなになるんですということはマスコミ等で大分報道されましたので、きっと皆さんも頭の隅には幾らか残っていると思えます。そういうことで、今度そんな法律ができたんだなという漠然とした認識というか知識はあると思えます。

議員ご指摘のようにですね、それだけでは足りませんので、村としても今後、その制定をされました特措法の趣旨ですね、そうしたものをですね、広報みほでありますとか、あるいは村のホームページ、あるいは先ほど固定資産税の通知の中にそのような趣旨の通知を入れたらどうだというご指摘もありました。そういうことでですね、いろいろな手段、方法を考えまして、特措法の趣旨をPRをしていきたいということで考えます。

もう1点でございます。2点目でございますけれども、実態調査と今後のスケジュールということでございます。ちょっと県のほうの情報を申し上げますと、茨城県においても、関係11課による市町村空き家等対策調査会議が立ち上がっております。今後県のほうから村のほうのですね、協議会の設置のための要綱や計画の標準型を示してくれることになっております。村としましても、6月から7月にかけて庁内関係課による連絡会を立ち上げ、計画の策定や協議会のあり方を検討してまいりたいということで考えております。

そうしまして、8月の末までには美浦村空き家等対策協議会の設置要綱（案）、及び美浦村空き家等対策計画（案）の策定を終わらせまして、9月の議会におきましてこれら案の説明と規則もしくは法施行のための細則、この制定を行いたいと考えております。続いて、12月の議会におきまして、事業遂行のための補正予算を上げさせていただきまして、年が明けまして1月からデータベース化のための家屋等の調査を開始したいということで考えております。

先ほど、利活用の部分で10月から調査をしますという総務部長の答弁がありました。当然、10月から行う調査は、この1月からの調査の参考にさせていただく。それをもとにして1月からさらに特定空家等がきちっと認定できるような調査をしていくということで考えております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 特定空家等に関してちょっと最後の質問をさせていただきます。私の提出資料の1から6の資料で、特定空家等と見なされる物件例をちょっと写真に撮らせていただきました。ただいまの流れでは、確かに段取りは必要ですので、きちっとしたものをつくっていくには、このような流れが必要ではあるかと思いますが、データベース化をして1月から実施というのは来年の話になりますので、何とか今現在でもこの2件、10年以上の物件、台風のときに強風でいろいろな物が、屋根にあった物、看板、いろいろな物が壁が落ちてきたりとか、そういうものによって近隣の方がとても危険を感じて、前々からこれも生活環境課のほうに希望を出しているところでしたが、今現在、10年以上たつてこのようにボロボロになり、周りも樹木が物件が見えないぐらい繁っている。この現状です。

2件目は、20年以上の物件です。ここの物件、風通しがよ過ぎて、きれいな状態にはなっておりますが、外から中が丸見え。向こう側の家が見える。また実際にいろいろな、ハクビシン等が繁殖したときにとても危険性を感じ、ここの近くの住民からも要望をいただいた物件でございます。これが10年20年と放置されている現状を鑑みますと、1月まで待てない物件も現実あるのではないかととても危惧するものでございます。

そういう意味で、先ほど来、村長の決意がございましたけれども、何ともここで質問していると時間がありませんので、どうか実際にですね、この写真を見ていただき、早急に対処しなければいけない、この秋は台風もございます、そういうときにまた地域住民の人が危険性を感じ、恐怖におののくわけでございます。そういう意味で何としても、1月実施ではございますが、特例として何か措置ができるもの、所有者の方の了解を得てできるような案件に関しては、早急に年内でも対応できるような腹積もりでこの案件を進めていただけたらということを要望して、この空き家対策の質問を終わらせていただきます。どうか村長、よろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） ここで、会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

3時35分、再開をいたします。

午後3時24分休憩

午後3時35分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 続きまして、2点目の質問に移らせていただきます。

移動式赤ちゃんの駅について質問いたします。まず初めに、このたびですね、執行部の方のご協力をいただいて資料を提出させていただきましたことに感謝を申し上げます。

改めまして、移動式赤ちゃんの駅とは、小さなお子さんを連れて外でのイベントやサークル活動をするときに保護者が安心して授乳やオムツ交換ができるための、折り畳み式オムツ交換台を備えた持ち運びできる移動可能なテントの名称であります。平成26年12月、移動式赤ちゃんの駅について質問をさせていただき、そのときの答弁においては、本年度より導入との答弁をいただいております。そこで、現在の進捗状況と今後の啓発活動についてお尋ねをさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） それでは、ただいまのご質問についてお答えを申し上げます。

最近では、デパートなどの施設や公民館などの公共施設、公園などで、乳幼児を連れた親子の姿を多く見かけるようになりました。乳児等の小さなお子さん連れですと、時と場所を選ばずミルクを欲しがったり、オムツの交換が必要となり、場所に困ることがあると思います。当然ながらこれは人前では対応できません。そこに施設とか建物があれば、簡易ベッド等の施設があればですね、安心して対応できますけれども、公園などの屋外では設備がないことがあるので、つつい外出する機会を控えることとなりかねないこともあると推察しております。

本村の公共施設においては、例えば役場、中央公民館、木原・安中多目的施設、保健センター等々においては、簡易のオムツの交換用のベッドを設置しており、必要に応じてご利用いただいているところでございます。しかしながら、公園等の屋外においては、多くには設置されていないところも多々ございます。

前回のご質問にもありましたとおり、その後、調査、検討をし、少子化の時代に子育ての支援手段として、また子育てストレス発散の機会として、屋外でのイベント等に参加することで親子のふれあいの時間が持てる幅がふえ、子育てにも拍車がかかりますし、また緊急の災害時の利活用としてもこの簡易テント式ベッド設備は大変有効であると考えております。

そこでこのたび、ご厚意によりまして、ライオンズクラブさんから1基寄附をいただいております。さらに本村、村として1基でありますけれども、購入をさせていただいております。現在、貸し出し方法、維持管理等について進めているところでございます。

今後の利活用を進めていく上で、啓発活動等については、各種団体等がこれから夏・秋等に向けて野外をメインとしたイベントを開催予定している機会がふえてくるものと思っておりますので、ぜひ各種団体等にはご利用いただき実感をしていただければなと思っておりますし、子育て環境整備の一手段として今後も役に立ていただければと考えており

ます。

また、ご利用いただいた上はですね、ぜひともその感想等をいただくなど、試行感もありますけれども、参考にしていただくことも考慮し、進めていきたいと思っております。

まずは貸し出し要綱等を整備しまして、ホームページや広報等に貸し出し等の案内を掲載するとともに、イベント主催団体等への利用のお知らせを呼びかけるなどをし、利活用推進に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） このたびはライオンズクラブの寄附に本当に感謝を申し上げますとともに、また、執行部の早期の対応、またすばらしい赤ちゃんの駅をつくっていただき、本当にありがとうございます。とてもかわいらしい赤ちゃんの絵のついたすばらしい赤ちゃんの駅であると思います。また、表面も黄色でございますので、遠くからも目立つものでありますので、本当によく考えられたものをご注文いただいたということで、敬意を表させていただきます。また、このことでどんどん外出や子どもたちの交流の場がふえることを期待をさせていただきます。

そこで、改めまして、貸し出し開始時期はいつからかお尋ねをさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまの貸し出し時期についてでございますけれども、これにつきましては、できるだけ早く対応したいと思っております。先ほども申し上げましたが、まず備品等の貸し出し要綱を6月中に作成整備した上で、ホームページ掲載と広報等で案内させていただきます。

現在、現物がございますので、先行的に暫時貸し出しは可能でございますけれども、できれば7月から区切りよく実施していけるよう整備を進めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 備品貸し出し等の要綱を6月中にということで、本当に急速に要綱を整備していただきますことに本当に敬意を表させていただきます。

また、ホームページ掲載と広報紙で案内をしていただくという答弁でございました。また、できれば7月から実施していくということで、本当にスムーズに導入されますことを期待をさせていただきます。

また、広い会場でのイベント時を想定いたしますと、遠くからでも見える工夫、確かに黄色は見えますが、黄色い何だろう、何だろう、あの小屋みたいなものは、みたいな、遠くからですとね、それがわからない人にとっては、何かわからないということも考えられますので、表示板等の設置などは検討されているのかどうかお伺いをさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいま議員さんがおっしゃったとおり、いざイベント

等の会場で設置した場合、テントだけ設置しても、利用目的がわからないと利用できませんので、今おっしゃったとおりですね、表示板、例えばのぼりを立てまして、遠くからでも目立つように赤ちゃんの絵などを入れまして、気がつきやすいように設置を検討していきたいと思っております。これからですね、まずは皆様に利用していただきまして、ご意見等があれば改善するところはしていきたいと考えております。

そこで、参考までになんですけれども、議員各位にはタブレット等に資料の現物写真をアップさせていただいております。テントの色は今ありましたように、できるだけ目につくように黄色とさせていただきました。ごらんのとおり、入り口にはですね、赤ちゃんの絵と「赤ちゃんの駅」という標示をさせていただきます。

また、テントの中は、中敷きにより2部屋になっており、オムツの交換と授乳ができるようになっております。多少狭い感がございますけれども、対象者には気兼ねなく利用できるテントとなっております。

お知らせ等にあつては、現物写真を掲載するなど啓発に努め、子育て中の方々にご利用していただけるよう、生活環境整備の一部として進めていきたいと考えております。

また、この少子化時代にありまして、社会全体で子育てを支援する機運を高めていきたいと思っております。以上、よろしくお願いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 掲示板等を設置していただけるということですので、ぜひよろしくお願したいと思えます。

また、イベント等のときに、もし配置されるようであれば、イベント等のチラシや案内状、また、関係各位、お子様方が関係する部局にですね、ぜひこの赤ちゃんの駅が、このときに配置されていますという周知をぜひ、していただけたらよろしいのかなというふうにも思えますので、よろしくお願したいと思えます。これは要望とさせていただきます。

また、第1回目の答弁で感想を聞いたり利用者利便性を図る意味で、利用者が利用しやすいためのその感想を聞いたりアンケートをとったりとされるご努力がうかがえるような答弁が先ほどございました。また、そのように利用し勝手のよいものと改善するその意欲は、本当に期待をさせていただきたいと思えます。

周知の方法なんですけれども、先ほども申しましたように、例えば子育て支援センター、保健センター等、関係部局、また福祉介護課もございますけれども、このたび子ども育成室も学校教育課に設置をされて、子ども関係の部分を総括をして、子ども育成室で行うというような部局になっているかと存じます。

ですので、こういういろいろな貸し出しとか、本来であればそういう要綱とか立ち上げのときからですね、本来であればかかわる担当部局でこういうものを進めるべきであると思うのですが、今回は保健福祉部のほうで、この赤ちゃんの駅の導入をご尽力いただきました。そこで、村長に質問をさせていただきたいと思えますが、とても言いにくい話で

ざいますが、本年度より子ども育成室が学校教育課に設置されたことに伴いまして、赤ちゃんの駅の貸し出しや維持管理は、福祉介護課というよりも乳幼児を担当する子ども育成室で行うほうが、利用者が借りやすい、連携つけやすい環境であると考えerわけですけれども、村長はいかにお考えかお伺いをさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） この赤ちゃんの駅についてはですね、今は福祉介護課ということで答弁を保健福祉部長のほうからしましたけれども、学校教育課、そして福祉介護課という部分じゃなくてですね、どちらに問い合わせがあっても横断的に対応ができるような部分は、一つの課に委ねるということではなくて、その辺は保健福祉部のほうで健康増進課の妊婦さんの部分も含めて対応しておりますので、その辺は学校教育課のほうで、子ども育成室のほうでやるんでなくてですね、福祉介護課のほうでやっても、学校教育課のほうでやっても、健康増進課のほうでも、連携がいつでもとれるというふうな部分でなければ、横断的な考え方にはなっていないと思いますので、どちらにおいても対応は同じようにできるということで、今回福祉介護課のほうで対応はさせていただきましたけれども、学校教育課という部分でなくてもですね、対応は十分できるような、それぞれの課の横断的な部分を築いていきたいというふうに思います。

一番、妊婦さんの部分を考えれば、健康増進課のほうで把握しているんだろうというふうに思いますけれども、その辺も赤ちゃんの駅を使う部分であれば、保育所等の部分、保育の部分が一番多いのかなというふうには思いますけれど、その辺は限定をしないで、横断的に対応ができるような部分を村の中ではしていきたいというふうに思います。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 限定をしないで横断的にということであれば、別に子ども育成室においても何ら変わりはないことであると思います。逆に、子育て支援センターもどちらかといいますと、子ども育成室管轄ですし、そういう意味では逆に、本来の乳幼児から小学生まで網羅した乳幼児だけの保護者だけではないですね。やっぱり兄弟もいますので、小学生・中学生もいるご家庭もあろうと思います。そういう意味では、全体観に立ってその把握をできる部署といたしましたら、やはり子ども育成室ではないでしょうか。

福祉介護課はあくまでも福祉の部分だけですので、そのように横断的にという、その情報共有することは、どこの部局が持っても、それは共通見解である必要もあるし、情報共有も必要であります。ですけれども、担当部局となった場合は、やはりいろいろな意味でその利用者の人の家庭環境というか家庭状況というか、またお子様の現状とかよく把握をされている部局とすると、子ども育成室が適材適所であると私は日ごろから庁内を見ているように感ずるわけでありませぬ。

ですので、このような提案。ふだんはこんな提案をしたことございませぬけれども、やはりいろいろ借りやすい、また相談しやすい、一番身近ですぐ、借りたいと思ったとき借

りられる部局に、あくまでも管理部局は置くべきであると思うんです。

いろいろな木原地区多目的集会施設の利用勝手とかそういうのも生涯学習課だったりとかしますのでね、やっぱり借りる人、また借りやすい環境、また管理する人が状況を把握しやすい、一番環境を理解している部局に置かないと、今後も、これからできる事業ですのでね、やはりスムーズに運営できることのほうが大事だと思います。福祉介護課の方にはここまでご努力いただいて本当にありがたく感謝を申し上げますが、今後の管理はやはり子ども育成室あたりで総括的に把握すべきではないかと思っておりますので、ぜひ検討いただきたいと思っておりますが、最後に村長、もう一度お願いいたします。

○議長（下村 宏君） 中島 栄君。

○議会事務局長（木鉛昌夫君） 5分。

○村長（中島 栄君） 5分ということで、子ども育成室のほうで一番いいんじゃないのかということで、ことし、この赤ちゃんの駅を導入するに当たっては福祉介護課が当面やってきた流れがあります。今、学校教育課の中に子ども育成室をつくった中で、今、現状を見ますとですね、ちょっとオーバーワーク的な部分があります。

今、議員がおっしゃったように、この貸し出しについてですね、何かそういう部分で不備が生じるとすれば、議員のおっしゃるような子ども育成室の担当という部分でもいいんですけれども、当座、その趣旨に応じて福祉介護課のほうで整備をしていただきましたので、これからの利用について何かそういう不備が生じるようなことは、私はないというふうには思っているんですが、とりあえずは、ライオンズクラブさんと村のほうで用意したものと二つありますから、その辺は私はどちらに置いても利用してもらうのが一番いいので、どこに置けという部分ではなくて、利用される部分に置いてもらうというのがいいことなので、学校教育課のほうが一番あるのか、それとも福祉介護課のほうに要請があるのか、健康増進課のほうに要請があるのかというのを見定めた上で、どこでも使える、来たら横断的に連絡がとり合えるという部分で、保管場所がどこか、これは役場の中に置けばいいことなので、その辺は議員おっしゃるような対応の悪さがないような取り扱いができるようにしていきたいというふうに思います。

保管場所は村でございますので、福祉介護課でも学校教育課でも健康増進課でもないと。どこで要請があっても、即対応ができるというような部分はしていきたい。福祉介護課にあるからおくれたとかそういうことがあったら、ぜひ言ってください。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 水かけ論になりそうですのでこれで終わりますが、何としても今後の稼働した現状を見ましてですね、スタートしたからこのままではなく、よりよい改善をしていただきたい。

話は飛びますが、公共交通のデマンドであっても、福祉介護課でスタートしています。でも、実際に利用者は全員です、年齢該当者は。福祉介護課だけではございません。そう

いったところも見直しをかけていくということも、やはり首長として庁内のよりよい配置とよりよい稼働率を目指す意味でのその先見の明を持って軌道修正をしていただきたいということを強く要望して終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了いたします。

次に、山崎幸子君の一問一答方式での一般質問を許します。

山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） 5番議員、山崎です。通告書に従い、生涯学習について質問いたします。

生涯学習の一環である講座の平成26年度に募集をした講座数と開講した講座数、そして平成26年度と平成27年度的美浦大学と自然観察会の募集定員数と応募数をお聞きいたします。

○議長（下村 宏君） 教育次長石橋喜和君。

○教育次長（石橋喜和君） それでは、山崎議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、平成26年度に募集をしました文化講座数と開講しました講座数でございますが、短期講座7講座を含む23講座を募集いたしまして、208名の応募がございました。そして、短期講座6講座を含む20講座を開講し、201名の方が受講しているところでございます。

文化講座の事業につきましては、村民一人一人が自己啓発に努めたいと願う中、生涯学習のきっかけづくりとしてさまざまな講座を紹介し、事業を実施しておりますが、美浦村公民館等管理運営規程により、受講希望者が5名に満たなかった3講座につきましては、開講できませんでした。

また、美浦ゼミナールにつきましては、平成26年度は講師の申し込みがございませんでしたので、募集を行ってございません。

文化講座等につきましては、体験や見学会を開催し、広報みほやホームページ・新聞折り込み等で講座の紹介や募集を行っておりますが、今後とも高度化、多様化する学習ニーズに対応した講座を紹介、開設してまいりたいと考えております。

続きまして、美浦大学と自然観察会についてお答え申し上げます。

美浦大学の募集人員につきましては、平成26年度・平成27年度とも定員60名となっております。平成26年度では応募者79名で、うち初めての方が31名、平成27年度では応募者100名で、うち初めての方が43名となっているところでございます。

入学者の選考につきましては、初めての方を最優先とし、初めての方で定員を超えた場合は、年齢の高い方を優先としてございます。その後、経験者の中から修了回数の少ない方から入学を決定し、同じ修了回数の場合は最終入学年度から間隔の長い方を優先し、間隔の同じ場合は年齢の高い方を優先としてございます。また、ご夫婦でお申し込みの場合は、どちらか回数の少ない方を優先として取り扱いをしてございます。

次に、自然観察会の募集人員につきましては、平成26年度・平成27年度とも、定員30名

となっております。応募者数は平成26年度・平成27年度とも44名で、初めての方が平成26年度は20名、平成27年度は22名となっております。

入学者の選考につきましては、こちらも初めての方を最優先とし、定員を超えた場合には、初めての方のみで抽選となります。初めての方で定員に達しない場合は、その欠員数を経験のある方の中で抽選となり、こちらもご夫婦で申し込まれた場合は、どちらか少ない回数の方が最優先となります。

平成27年度につきましては、去る5月21日に美浦大学及び自然観察会合同開級式を開催いたしました。本年度の事業をスタートさせているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） ご答弁、ありがとうございます。

文化講座では23講座を募集し、受講希望者が少なく、開講しなかった講座が3講座あり、自然観察会では、募集人員30名のところ、応募者は平成26年度・平成27年度とも44名、そして美浦大学では、募集人員60名のところ応募者が平成26年度で79名、平成27年度で100名と年々多くなっています。これは、美浦大学の受講生が参加してみて楽しかったので、周りの人たちに口コミで広がっているのだと思います。

そこで質問ですが、平成27年3月定例会の補正予算で、文化講座の開講しなかった分の107万円が減額補正となっております。この後の2点目の質問とも関連しますが、高齢者が家に閉じこもらずに、外に出ることにより介護になる可能性を減らすという観点から、講座の減額分の予算を高齢者向けの講座に振りかえ、募集枠をもう少し広げ、もっと多くの高齢者が講座に参加することはできないものかをお伺いします。

○議長（下村 宏君） 教育長門脇厚司君。

○教育長（門脇厚司君） 再質問に対しては私のほうからお答えしたいと思います。

今、質問の中にありましたけれども、確かに文化講座については予算が余るというような状態が続いています。こういうようなことは避けたいということで、先ほどの教育次長の説明にもありましたけれども、美浦村公民館等管理運営規程を私が提案するような形で、それまで10名以上じゃないと開講しないというのを、とりあえず5名以上に改正して、それで運営をしているわけですね。であるけれども、全体の文化講座への応募者が少ないということで、開講しなかったのが昨年度は3講座あったと。この分、講師の方々に対する謝礼がその分余るというようなことがあるわけですね。これが一つです。

こういうような状態が続いているということで、これも私が教育長になってすぐに策定したことでございますけれども、美浦村生涯学習推進計画というのをつくりました。美浦村というのはなかなか交通の便が悪いということで、魅力的な講座を開いても、その担当してくれる講師が、つくば市から来るにしても東京から来るにしても、なかなかOKをしてくれないというような状況があるものですから、であれば、村の村民たちがみずから先生になっ

て教え合おうと。村民の誰かが教えて、村民の誰かがそれを聞いて勉強するというようなことで、誰でも先生、誰もが生徒、いつでも勉強、どこでも勉強、学生とかそういうような合い言葉をつくった内容のものにしているわけですね。そういうふうなことをいろいろやってきておりますけれども、残念ながら、私やりますと言うような人がなかなか出てこないというのが現状なわけです。そんなことで予算が余るというようなことが続いているというのが、先ほど教育次長の説明にあったとおりですね。

そういうような状況であれば予算が余るし、また一方、美浦大学は何と100名を超えるような応募がある。自然観察会についても相当数の応募があるということであれば、希望する者を全員受け入れてやったらいいじゃないかというふうなことは、我々も考えないわけじゃありませんけれども、そうしないほうがむしろいいのではないかというような積極的な理由もあって、今のまま続いているわけですね。

その理由を幾つか申し上げれば、一つは、例えば去年は78名で、ことしは何と100名もということをやっているわけですが、毎年変わる希望者に応じて中身も変えながら、これは受入先の都合もありますから、その都度人数に合わせながら、中身も変えていかなきゃだめだというようなことが当然派生してくるわけですね。

そのことよりは、先ほど議員もおっしゃっていましたが、定員は60名に限定するというので、毎年こういうような内容でやりますということがあらかじめわかっていたほうが、応募する高齢者の方々にもいいのではないかと。多分そういうようなことが、昨年私参加した、おとし参加した、こういう内容で大変よかったというようなPRが、口コミがあって、じゃ、私も、私もというようなことで人気がかまっているんじゃないかというふうに思っているわけですね。そういうようなことでやったらどうかということが一つ。

それから、仮に今の選び方も、これも先ほど教育次長が説明したとおり、私は極めて構成であって理にかなった選考の仕方をしているというふうに思っております。そういうような選考の仕方、希望したけれどもだめだったという人が、むしろ誤解があるかもしれませんが、そういう人たちにとっては、ことしだめだったけれども、来年は必ず参加できるようになりたいというふうに思うことが、1年後ということになりますから来年までしっかりと健康管理をしながら、来年に備えるというようなことが、議員がおっしゃっているような形の健康寿命を延ばすというようなことにもつながっていくんじゃないかというようなことが、もう一つの理由ですね。

それから、もう一つ申し上げますと、自然観察会については30名ということが定員になっておりますけれども、これは担当しているある1人の講師に直接私、話を伺いましたけれども、やっぱり1人で引率したり説明したりするには30名が限度であるということで、これは30名で募集者は限定してくださいということは、私のほうからお願いしていますというようなことでした。

そういうようなことで、今までどおりのやり方で、また、先ほども申しあげましたけれども、選考の仕方は極めて公正であり、理にかなったやり方をしているというような自信もありますので、むしろ今のままのほうがよろしいんじゃないかと。きょうも美浦大学生が何十名か見えてましたので、私は一人一人観察していました。皆さん極めて健康ですね。あと2、3年待ってもらってもよかったんじゃないかと、多少冗談ですけども、そう思いながら聞いていました。

ですから、今のようやり方を改正するというようなことは、とりあえず必要ないんじゃないか。むしろ定員をふやすというような提案もございましたけれども、むしろ60名のところを50名にして中身をさらにまたいいものにするということだって、むしろ考えたほうがいいのかもしいというふうに。これは全く私の個人的な考えですけども、先ほど傍聴者としてあらわれた美浦の大学生を観察しながら、そんなこともチラと考えておったということで答弁させていただきたいと思います。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

自然観察会のほうは、講師の方がお一人でということで30名というのは仕方ないと思います。美浦大の場合は、教育長の答弁は、私の質問とは少し違ってまして、私の質問は、高齢者向けの講座の受講希望者全員を受け入れるということではなく、受講者受け入れ枠をもう少し広げたらどうかとの質問だったのです。希望者全員の受け入れは難しいというのは私もわかります。その年によって希望者の数は違うわけですから、それは無理だと思います。それで村長にお聞きいたします。

高齢者向けの講座枠に関し、特に美浦大学のことでですけども、村長の見解をお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） これについてはですね、ことし60名の中で100名の応募があったということで、結構意欲的な、美浦大学に入ろうという人がいかに多いかという部分で、できればいろいろな面で応募された方全員に美浦大学に入らせていただくというのが理想なんですけれども、きょう午前中と午後と見てみますと、午前中が27名、午後から25名ということで、52名ということで8名の方は、きょうの傍聴には不参加なのかなというふうに思うんですが、その辺、傍聴でなくてですね、違うところの視察だと、多分60名のみんなが出てくるのかなというふうに。きょう美浦大生1人しかいませんから、こういうのを後で見ると、私がいろいろなことを言っているのがわかってしまうかもしれませんけれども。

でも、1年間12カ月のうち11回、この美浦大学のいろいろな視察も研修もまたあるんですが、2回を除いては、村外のいろいろな施設の研修も含めて、これが7、8年前の美浦大学との部分では、大分美浦大生の考え方も変わってはきているというふうな報告は受けております。

前はもう視察、また研修に行っても、一番前に座って寝ていたりね、それから話も聞かない、帽子はかぶったままとかと報告は受けていました。でも、今ここ7、8年はですね、大分美浦大生のいろいろなところで視察、研修されても、結構意欲的に視察、研修をされているという話は聞いております。そういう意味では、かなり美浦大生の資質というかな、それが変わってきているのかな。やっぱり大勢の方がそこに同じような気持ちでいれば、そういう環境になっていくんだろうというふうに思います。どこの市町村とは私も言いませんけれども、でも、もっと多く集めてやっているようなところもあるようには聞いております。

しかし、全部応募すれば、全部OKだよという部分ではなくてですね、ある程度決められた中で、今回60名、ことしは40名ほど抽選から漏れてしまった部分がありますけれども、こういうことがずっと続くようであれば、その辺は同じ場所で受け入れが100名でも200名でもOKですよという部分ばかりはないのかなというふうに思って、日にちをずらしながらもそういうものができるかどうか、これは検討する部分もあるかなというふうには思います。

単年度、ことしは100名ということですからかなり40名が漏れてしまったんですけども、70名台のときもありますし、その辺のところはこの後の介護予防に入ってくるかもしれないけれども、教育長の言うような、まず外に出るということで自分の健康を維持するという部分は少し美浦大学の中に入ってもらって、それを活用してもらうことによって、村の医療費の削減にもつながるだろうというふうに解釈をすればですね、医療費の削減、では、その削減したものをどこに使うんだという部分はそういうものに拡大していけばいいのではないのかなという部分にも当てはまる部分になるかなというふうに思います。

ぜひ同じような条件が続くとすれば、受入先の問題もあります。そこの配慮ができて、何人でもOKですよという部分ができれば、そこは考えていかざるを得ないのかなというふうに思います。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） ありがとうございます。私も村長とはやはり同感です。高齢者の方が楽しく外に出られるということは、やっぱり長い目で見れば医療費の削減になると思います。その辺、ぜひとも前向きに検討、よろしく願いいたします。

続きまして、次に介護予防事業について質問いたします。

高齢者の社会参加や地域貢献活動の支援、そして、高齢者みずからの介護予防を目的としたようなことを、美浦村としては具体的にどのようなことを行ってきたのか。そして、その成果はあったのかお聞かせください。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

この高齢化の問題につきましては、以前から尾を引いて、なかなか有効的な対策がない

まま今日を迎えております。今、将来、高齢者がですね、3人に1人となる試算が出ております。少子化問題も相まって、ますます悪循環を招くことになるのかなと懸念をしているところでございます。本村においても例外ではございません。高齢化率が約25%、地区別の高齢者数を率で見えますと、平均で29%になっており、高齢者の率として約50%を超える地区がございます。これが現状でございます。

しかしながら、制度や今後の財政などの問題もありますけれども、高齢者福祉各種対策や介護保険制度等の後方支援的な施策の充実、推進を継続して図っていくことが必要でございます。

そこで国では、予防や在宅支援の強化を図っていく方向へとようになってきており、地域の実情を把握している各自治体が主となった支援活動の展開に切りかえ、支援をしていく仕組みを構築していく考えとなっております。

まず、本村における高齢者の活動状況でございますが、社会福祉協議会におきましてボランティアセンターを拠点に、施設や在宅での傾聴的な訪問活動、学校や保育所等への補助・支援・訪問活動、老人クラブでの児童生徒の登下校時防犯見守り活動、各地区における独居世帯への見守り活動、各地区ごとのサロン活動などを通し、社会参加や地域貢献活動として継続し、一步一步進めているところでございます。

また、介護予防、健康づくりなどを目的とした活動として、各地区やイベント等へのシルバーリハビリ体操推進、食の面からのサポート事業として食生活推進活動、予防活動としては、やまゆり運動教室、いきいきはつらつ体操、貯筋体操、口腔教室等を実施しているところでございます。

成果があるかという視点からでは、事業に対して趣旨に賛同していただき、活動に参加、協力をしていただいている方々は、少しずつふえているようでございます。事業が継続されていますし、一步一步ですが、浸透してきていると感じております。大事なことは、いかに継続していくか、していけるかが重要でありまして、成果が少しずつ出ているものと考察をいたしております。今後も継続して事業の進行状況を見守っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

高齢者が住みなれた地域で自分らしい生活を継続するためのサービスを充実させるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向け、国、そして自治体の連携による取り組みが求められています。

一方、元気な高齢者については、要介護にならないための生きがいづくり、また、社会参加促進施策など介護予防につながる諸施策を展開する必要があります。そこで、2013年3月定例会と12月定例会において質問をいたしました、高齢者ボランティアポイント制度の導入をいま一度検討してみたいかがでしょうか。

高齢者ボランティアポイント制度とは、65歳以上の元気な高齢者が介護施設等で配膳や話し相手等の簡単なボランティアをすることによりポイントを取得し、そのポイントを現金に交換するという仕組みです。

現在、美浦村では、ボランティアセンターを拠点に活動していますが、ボランティアに興味のある高齢者は限られています。ボランティアに興味のない高齢者をいかに引き込むかということが重要だと思います。

ボランティアに興味のない人でも、ポイントがもらえるならやってみようかなというきっかけとなり、そして、ボランティアをやることにより、生活に張りが出て病気になるリスクも減ります。ここ数年は、美浦村における介護給付費や医療費が年々増加してきていますが、高齢者ボランティアポイント制度を導入することにより、結果的には、介護給付費の抑制や医療費削減にもつながってくると思います。そこで高齢者ボランティアポイント制度の導入について、見解をお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） これまでの経過と今回の議員のご質問にありますように、介護支援ボランティアポイント制度導入につきましては、元気な高齢者の方々の参加のもとに、社会参加や社会貢献活動を通し、生きがいを持って健康寿命を延ばすための一手段として大変有効であると考えております。この制度は近隣においては、土浦市、石岡市、取手市などが先進的に実施しているようでございます。

そこで活動とポイント制度については、議員のおっしゃるように活動に参加することに対してポイントを付与し、個々のポイント数に応じて何らかに還元するシステムであり、活動する喜びに加え、楽しみとして還元していくことで、さらなる喜びが味わえ、生きがいづくり対策として検討に値する手段であると認識しております。

今後、この活動制度を運用していくには、以前にもありましたように、実施するものと受け入れるものとの調整がありますので、実施するための要綱や研修、各施設のルールや事情等を業務調整やポイント制を追加する場合の交換や取り扱い方法や費用面などの問題点について検討していくこと、また、傾聴ボランティア等で施設訪問を行っておりますので、現在実施している制度、支援制度とも関連性を考慮し、検討が必要となると思われるので、近隣の先進的な自治体の実施状況を参考にしながら進めていけるよう努力していきたいと考えております。

また、今回の介護保険制度の一部が改正になりまして、非認定者に対する対策が今後、各自治体を運営主体とした総合事業へと変わります。この対策で重要なポイントとしては、できる限り地域資源を活用し、民間等の支援団体や老人クラブ、ボランティア団体等との協力体制が不可欠となりますので、議員のおっしゃるこの制度の活用は一手段として取り入れることは大変有効であると考えております。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） ありがとうございます。

費用面についてであります。土浦市と取手市に問い合わせをしてみましたのでご紹介させていただきます。土浦市では、ボランティア活動を行ったことがない方でも活動しやすいような工夫として、登録時のボランティア保険の費用を公費と介護保険料からの負担として、登録者個人の負担にならないようにしているとのこと。でも、これは美浦村でもボランティア保険は、個人には負担がかからないように、公費負担で既にやっております。

導入のきっかけとしては、土浦市、取手市とも、議員からの一般質問により調査検討の結果、導入することとした、とのこと。取手市の導入費用は、平成25年度当初予算50万円、現在の費用としては平成27年度当初予算59万円、土浦市の費用は、平成26年度決算見込額18万9,000円、平成27年度の当初予算は31万2,000円とのこと。財源内訳としては、土浦市、取手市とも、国、県からの地域支援事業交付金で6割以上が賄われているとのこと。これらを参考として、いま一度、見解をお聞かせください。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問におきまして、先進的に実施している自治体の状況等についてお話をいただきました。土浦市、取手市の例でございますので、ここです参考までに、私のほうで調べました石岡市の事例をご紹介をしたいと思います。

石岡市の活動事例につきましては、石岡市では、昨年までは介護支援ボランティアポイント制度として、市で指定をした市内のですね、福祉施設への支援を行っておいましてけれども、本年度より旧制度を廃止し、新たに生涯現役プラチナ応援事業として開始しております。

基本的な制度システムに変更はありませんけれども、活動範囲を施設のみならず、生涯学習事業や見守り事業などにも広げ、ジャンルや世代を越えた活動として実施していることだそうでございます。活動に対してのポイントとしましては、1日2時間まで、1時間当たり100ポイント、1ポイント1円とし、年間最高で5,000ポイントまでとしております。

実施主体は、市の社会福祉協議会へ委託をしまして、登録と同時に総合補償保険ということで、自費で参加し、スタンプ手帳を配布し、活動に参加して行っているようでございます。最後に、ポイントの交換なんですけれども、こちらは現金に換金しましてお支払いをしているということでございました。

一つの事例としてご紹介いたしました。近年、各自治体では高齢者福祉対策の一手段として活用する自治体がふえてきているようでございます。

なお、議員おっしゃる費用面についてでございますが、ご説明にもありましたが、介護

保険事業の中の地域支援事業費の活用ができることから、経費面での運用は可能となっております。

ただいま、介護支援ボランティアポイント制度についてご説明をいたしました。もう一歩進めて、広義的な考え方をしますと、生きがいつくりとして選択肢を広げる観点から、介護のみならず世代間を超えた活動、生涯学習との連携、選択肢の幅を広げた参加を加え、交流の機会を広げることで社会参加活動と社会貢献意識の推進をしていくことも検討事項に挙げ、参加者自身に合った活動ができるよう検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

ただいまの保健福祉部長の答弁の事例のように、ボランティアの範囲を介護支援に限定せず、広範囲のボランティアに枠を広げることは、とてもよいことだと思います。

高齢者ボランティアポイント制度に関して、村長の見解をお伺いします。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 山崎議員のですね、高齢者ボランティアのポイント制度、先進的に取手市、土浦市、石岡市がポイント制度を活用してやっているということ、今、保健福祉部長のほうからも答弁がありました。

保健福祉部長の部としての考え方も、できるだけそれは取り入れてやるのが、高齢者の生きがい、または介護も受けなくて、健康寿命も延ばすという部分にもつながっていくだろうというふうに答弁があったと思います。

これについては、これから年を追うごとに高齢者の比率が高くなっていきます。当然、この議会の中にももう高齢者の部類に入ってきている方もおいでになりますので、将来的にはですね、同じ悩みを持つという部分では同じ境遇なのかなというふうに思います。

村としても、もう考えていないことではないので、いろいろな形でボランティアをやってくださっている方がおります。当然、無償でやってくださっている方もおります。ボランティアセンターに登録をされている方、また、ボランティア連絡協議会の中で一緒にやってくださっている方。議員もご存じかと思いますが、介護予防のためという部分と、それから自分のためも含めて、実はポイント制度ではなくて、村の中でも有料ボランティアでもうやっているものもあるので、保育所の保育ボランティアという部分ももう何年になりますか、8年近くになりますかね、ことしで。

そういう中で、保育士さんが担っていた部分を高齢者がその目となったり、少し見てあげられる補助的な部分ができるという部分では、美浦村の中で今、保育所は2カ所ありますけれども、有料ボランティアでやってもらっております。これは別に最低賃金とかそういう部分じゃなくて、今回のポイント制度も、1ポイント100円で大分お安くなって……、あ、10ポイントですか、10ポイントでそういうふうなポイントがつくようになっておりま

すけれども、無償のボランティアほど長続きしない部分がありますので、できれば、ある程度のポイント＝金額に換算できる。そして、村でも今お手伝いをいただいている保育ボランティアも、時間でお金が発生して長く続いてやっていただいている方もおりますので、ぜひその辺を取り入れながら、美浦村の独自なものです。別に石岡市、土浦市、取手市に右倣えということじゃなくて、美浦村の中でどういう環境の中でそれができるか、これは保健福祉部のほうで先進地もよく見据えて、美浦村に合ったポイントをつくり上げることができればと思いますので、ぜひ検討させていただいて、その結果を報告をさせてもらうようにしたいと思います。

これからは、市だけの部分でということじゃなくて、町村の中でもそういう割合がかなり高くなってくると思いますので、その辺を今回の質問の中のものを見直しをさせていただいて、後でご報告はさせていただきたいなというふうに思います。

ということで終わります。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） ただいまの村長の答弁で、現在、有償の保育ボランティアというものもありますというお話でしたけれども、やはりその一つ二つのものではなくて、もっと枠を広げて、そして大勢の人、今現在ボランティアに関して余り興味を持っていないような人たちをいかに取り込んで、大勢の高齢者がいつまでも元気で楽しく生きていけるような、そういうものを考えてあげることが。

費用面は地域支援事業交付金とかそういうものを使えば、それほどかからないと思うんです。ですから長い目で見れば、村の医療費の削減につながると思いますので、その辺、美浦大学の枠を広げることと、高齢者ボランティアポイント制度、その辺も検討のほどよろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わりとします。

○議長（下村 宏君） 以上で、山崎幸子君の一般質問を終了いたします。

以上で、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

○議長（下村 宏君） 以上、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。大変ご苦労さまでした。

午後4時39分散会

平成27年第2回
美浦村議会定例会会議録 第3号

平成27年6月19日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

- 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
(美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)
- 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度美浦村一般会計補正予算(第7号))
- 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
(美浦村税条例等の一部を改正する条例)
- 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて
(美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて
(美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて
(美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)
- 議案第8号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 美浦村農業集落排水処理施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 平成27年度美浦村一般会計補正予算(第1号)
- 議案第12号 平成27年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第13号 平成27年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第14号 平成27年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第1号)
- (議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)
- 発委第2号 美浦村議会委員会条例の一部を改正する条例
- 発委第3号 美浦村議会傍聴規則
- 発委第4号 美浦村議会常任委員会及び特別委員会傍聴規則
- 発委第5号 美浦村議会会議規則の一部を改正する規則
- (委員長報告・質疑・討論・採決)

請願第1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願書

請願第2号 「安全保障関連法案」の廃案へ意見書提出を求める請願書
(意見書上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

発議第1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書
(意見書上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

発議第2号 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書
閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 塚本光司君 | 2番 | 岡沢清君 |
| 3番 | 飯田洋司君 | 4番 | 椎名利夫君 |
| 5番 | 山崎幸子君 | 7番 | 山本一恵君 |
| 8番 | 林昌子君 | 9番 | 下村宏君 |
| 10番 | 坂本一夫君 | 11番 | 羽成邦夫君 |
| 12番 | 小泉輝忠君 | 13番 | 石川修君 |
| 14番 | 沼崎光芳君 | | |

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

| | | | |
|---|---|----|------|
| 村 | 長 | 中島 | 栄君 |
| 教 | 育 | 門脇 | 厚司君 |
| 総 | 務 | 岡田 | 守君 |
| 保 | 健 | 松葉 | 博昭君 |
| 経 | 済 | 増尾 | 嘉一君 |
| 教 | 育 | 石橋 | 喜和君 |
| 総 | 務 | 飯塚 | 尚央君 |
| 企 | 画 | 平野 | 芳弘君 |
| 税 | 務 | 増尾 | 利治君 |
| 住 | 民 | 武田 | すみ江君 |
| 福 | 祉 | 秦野 | 一男君 |
| 健 | 康 | 石神 | 真司君 |
| | 増 | | |
| | 進 | | |
| | 課 | | |
| | 長 | | |

| | |
|--------|--------|
| 国保年金課長 | 桑野正美君 |
| 都市建設課長 | 青野道生君 |
| 経済課長 | 中澤真一君 |
| 生活環境課長 | 北出攻君 |
| 上下水道課長 | 山口栄美君 |
| 学校教育課長 | 堀越文恵君 |
| 生涯学習課長 | 埜口哲雄君 |
| 大谷保育所長 | 小崎佐智子君 |

1. 本会議に職務のため出席した者

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 木鉛昌夫 |
| 書記 | 浅野洋子 |
| 書記 | 糸賀一志 |

午前10時00分開議

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は、13名です。

ただいまから、平成27年第2回美浦村議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配付をしました日程表のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） 直ちに議事に入ります。

日程第1 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度美浦村一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて
（美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。
質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。
岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 私は、この美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
（案）について、反対の立場で討論を行います。

この条例は、低所得者への保険料の軽減を図るという命を持っていますが、課税限度額
を引き上げるという内容になっています。確かに低所得者の負担を下げるということに関
しては賛成であります。この国民健康保険税の課税限度額を上げるという部分に対して
反対でありますので、反対とします。以上です。

○議長（下村 宏君） ほかに討論のある方はおりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） これで討論を終結いたします。
採決をいたします。

反対意見が出ていますので、本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求
めます。

〔挙手多数〕

○議長（下村 宏君） 挙手多数。
よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第6 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第7 議案第8号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下村 宏君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下村 宏君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長(下村 宏君) 日程第8 議案第9号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下村 宏君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第9 議案第10号 美浦村農業集落排水処理施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第10 議案第11号 平成27年度美浦村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） 74・75ページになると思うんですけども、保健体育費、光と風の丘公園管理費の工事請負費、防犯カメラの設置工事105万2,000円について、もう少し詳しく説明のほうをよろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 教育次長石橋喜和君。

○教育次長（石橋喜和君） それでは、沼崎議員のご質問にお答え申し上げます。

光と風の丘公園管理費の工事請負費、防犯カメラ設置工事105万2,000円の件でございますが、光と風の丘公園、クラブハウスの隣に東屋がございます。そちらの東屋でですね、3月に被害に自動販売機が遭いました。そして、さらに1カ月後にまた自動販売機が荒らされるというような被害が出てございます。それで、さらに6月ですか、また荒らされるというような事案が発生してございますので、そこに防犯カメラを2機設置し、防犯に努

めるために防犯カメラの設置工事をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） ありがとうございます。

議運のときにですね、説明をいただいたんですけども、当然、防犯カメラの設置はしなければならないということでもいいと思うんですけども、2機で100万円ということで、それが高いのか安いのかというのはその物によっても違うと思うので、それはよろしいんですけども。

ただ、今回は光と風の丘公園の自動販売機なんですけれども、やはり村の中では、そのほか防犯カメラを設置しなくてはいけないところもあるのではないかなという懸念はされるんですけども、議運の中でも話が出ましたけれども、警察署のほうからも防犯カメラの設置の要請があるという話を聞きました。

そういうことであれば、村としてもこの光と風の丘公園だけではなくて、そのほかの主要な危険と思われる箇所、重要と思われる箇所、私からいえば、この役場にも防犯カメラというのはないと思うんですけども、やはり必要な部分には防犯カメラというのは随時設置していくべきではないのかなと思うんですけども、その辺について村長のほうはどのようにお考えでしょうか。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 改めましておはようございます。

定例議会、再々開日、きょうは足元の悪い中、傍聴の皆さんも少しおいでになっておりますけれども、きょうは執行部と議会のほうと最後の定例会の日でございますので、よく傍聴のほうもしていただきたいというふうに思います。

沼崎議員のですね、防犯カメラ、今、教育次長のほうからですね、光と風の丘公園の東屋の部分が、もう3回も短期間のうちにいたずらをされるという事案が発生しました。最終的には、サンダーまで用意してきて、金具を切つてまでというふうな部分が発生しております。

そういう部分の防犯という意味じゃなくてですね、美浦村全体の安全・安心は、これは当然村のほうは全体的な部分を見ていかなければならないというふうに思いますけれども、この前ですね、防犯連絡員協議会の総会の中でも稲敷警察署の署長のほうから、村といえども子どもたちの通学の安全・安心、また夜間のいろいろな事件の起きないような、美浦村に来ると防犯カメラが設置してあって、事件を起こすのはちょっと難しいよというぐらい徹底していただければ、それなりに事件も少なくなっていくだろうというふうに、署長さんも話はしておりました。

これは新聞で、ちょっと取手市のほうでね、ポーガンの事件がありました。それを機に取手市もいち早く、20台ぐらい市の中に設置をする。そしてまた、稲敷市のほうでも結構

いろいろな事件も、稲敷警察署管内では、稲敷市と美浦村を抱えておりますけれども、事件の発生の度合いは稲敷市のほうが多いということで、稲敷市のほうも10台ぐらい設置をするような方向ですよという報告を受けています。

当然、美浦村としても安全・安心のためには、今はパトロールだけではなかなかできない部分があります。夜間、役場のほうにもついていないんですが、実は役場のほうでも駐車場にとめておいた車から油を抜き取られたり、そういう事例が前にもあります。そういうことも考えましてですね、ことしは、これは補正の中で学校教育課のほうで入れましたけれども、できれば補正の中でも入れ込みながら、場所を選定しながらですね、そして来年度はある程度、基幹道路、美浦村に他の市町から入ってくる連絡道路等にもですね、カメラを設置して、治安のいい村というふうな植えつけを少しでもしていければというふうにご考えております。

それについては警察署、そして、あと防犯協会のほうと連絡をとりながら、美浦村のいろいろな場所のどこが一番最適な部分なのかということは検討しながら、設置に向けて考えていきます。

○議長（下村 宏君） 沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） ありがとうございます。今、村長のほうから補正を組んでもやりますよということでお言葉をいただきました。

村長が言われるように、やはり子どもたちや高齢者、高齢者の方も近隣市町村では認知症とかそういうので行方不明になったりとかそういうのもあったりして、防犯カメラがあれば、その場所を通ったということであれば、録画してあれば、その追跡にも使えるし、今、テレビ等でも、ニュース等でも、コンビニとかの防犯カメラだとか携帯の動画だとかそういうのが決定的な証拠になって、事件の解決につながるような部分もありますので、近隣市町村よりも先駆けて、美浦村としてはしっかりと整備をしていくという方向でやはり進んでいかないと、いろいろな意味で今、議会もタブレットをやったりしてどんどん進めておりますので、執行部のほうも近隣の状況を見るというのが、なかなか行政のほうでは慎重にやらざるを得ないのかなと思うんですけれども、見積もり等もとりながら、ただ今ある既存の電柱に防犯カメラをつけるとかそういうことではなくて、防災の意味でも、今は太陽光発電とか風力発電で発電した電気を利用して防犯カメラをつけるとか、そのカメラが設置してあるところに行けば、災害があったときに、そこから仮設の電源を取れるとか、そういったありとあらゆる、今は技術が進歩しておりますので、いろいろな視点から考えてもらって、ただカメラをつければいいのではなくて、そういうのをトータル的に検討してもらった上で予算のほうを上げてもらえればなと思いますので、その辺だけ要望して終わりたいと思います。

○議長（下村 宏君） そのほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第11 議案第12号 平成27年度美浦村農業集落排水事業特別
会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第12 議案第13号 平成27年度美浦村公共下水道事業特別会
計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第13 議案第14号 平成27年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第14 発委第2号 美浦村議会委員会条例の一部を改正する条例から、日程第17 発委第5号 美浦村議会会議規則の一部を改正する規則までの4議案を一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 次に、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長沼崎光芳君。

○議会運営委員長（沼崎光芳君） 発委第2号 美浦村議会委員会条例の一部を改正する条例から、発委第5号 美浦村議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明を行います。

それでは、最初に発委第2号 美浦村議会委員会条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。追加議案書1ページをお開きいただきたいと思います。

この条例の改正についてでございますが、6月9日の本定例会の初日に、美浦村議会基本条例を可決いたしました。その議会基本条例の制定によりまして、常任委員会と特別委員会を原則として公開することといたしました。そのため、議会委員会条例第17条に規定されておりました傍聴の取り扱いに関する部分の、議員のほか委員長の許可を得た者が傍聴することができることとされていたものを、常任委員会及び特別委員会は原則公開と改めるものでございます。

また、それに関連いたしまして、この後、発委第4号でご説明いたします常任委員会及び特別委員会の傍聴に関する規則を制定いたしますことから、その旨を第3項として追加しております。

以上、提出条例案の改正についてご説明をいたしました。

次に、発委第3号 美浦村議会傍聴規則についてご説明申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思います。

この規則についてでございますが、現行の美浦村議会の会議の傍聴に関する規則の全部を改正するものでございます。先ほどもご説明いたしました、今般常任委員会及び特別委員会の傍聴に関する規則を制定するに当たりまして、会議の傍聴規則に準じて制定することとなるわけですが、現在、本村の傍聴規則は、全国町村議会議長会で示しております標準の傍聴規則ではないことから、標準の形式に全文を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、形式の改正がほとんどでありまして、規定された内容に大きな改正はございませんが、第3条において、これまで30人でありました傍聴席の定員を35人としております。また、第7条にあります携帯すると傍聴席に入れない物の中から、現在の社会情勢を勘案しまして、つえを削除しております。なお、美浦村議会の会議の傍聴に関する規則につきましては、附則第2項におきまして廃止しております。

以上、議会傍聴規則につきましてご説明させていただきました。

次に、発委第4号 美浦村議会常任委員会及び特別委員会傍聴規則についてご説明申し上げます。5ページをお開きいただきたいと思います。

この規則につきましては、先ほどからご説明しておりますとおり、議会基本条例の制定に伴いまして、常任委員会と特別委員会の傍聴に関する規則を制定するものでございます。

内容につきましては、第3条の傍聴人の定員を、議会傍聴規則では35人としておりますが、この規則では委員会を委員会室や大会議室で開催しますことを考慮しまして、12人としております。それ以外につきましては、議会傍聴規則に準じて作成されております。

以上、議会常任委員会及び特別委員会傍聴規則につきまして、ご説明させていただきました。

次に、発委第5号 美浦村議会会議規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。8ページをお開きいただきたいと思います。

この改正につきましては、全国町村議会議長会より、議会における欠席の届け出の取り扱いに関しまして、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について、新たに標準町村議会会議規則に加える旨の通知がありましたことから、第2条に第2項としまして加えるものです。

以上、議会会議規則につきましてご説明をさせていただきました。

なお、発委第2号から発委第5号までの条例、規則の施行日につきましては、議会基本条例の施行に合わせて、全て7月1日から施行することとしております。

以上、一括して追加議案の提案理由の説明をさせていただきました。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長（下村 宏君） 日程第14 発委第2号 美浦村議会委員会条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第15 発委第3号 美浦村議会傍聴規則の質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第16 発委第4号 美浦村議会常任委員会及び特別委員会傍聴規則の質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第17 発委第5号 美浦村議会会議規則の一部を改正する規則の質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第18 請願第1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願書を議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

厚生文教常任委員長椎名利夫君。

○厚生文教常任委員長（椎名利夫君） 請願第1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願書の審査の結果をご報告申し上げます。

厚生文教常任委員会は、今定例会において当委員会に付託されました請願第1号を審査するため、6月10日午後1時30分より、委員会を開催いたしました。

この請願書は、提出者、日本労働組合総連合会茨城県連合会県南地域協議会議長、木村太一氏。紹介議員は山崎幸子議員です。委員より、現在、高齢者世帯の6割が年金収入だけで生活し、老後の生活保障の柱となっている。年金積立金は、日本経済への貢献が目的ではなく、被保険者の利益のために安全かつ確実な運用を行うべきであると意見が出されました。

採決の結果、請願第1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運

用に関する意見書の採択を求める請願書につきましては、採択とすることに決しました。

当委員会の決定に対しましては、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（下村 宏君） 委員長の報告が終了をいたしました。

これより、委員長に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は、採択とすることです。

この請願は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

ここで会議の途中ではございますが、暫時休憩といたします。自席で自由休憩を願います。それではですね、55分再開といたしますので、それまで休憩といたします。

午前10時42分休憩

午前10時56分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、椎名利夫君ほか3人から、発議第1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 追加日程第1 発議第1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

[議案朗読]

○議長（下村 宏君） 次に、提案者の説明を求めます。

椎名利夫君。

○4番（椎名利夫君） 先ほどは、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願書について、満場一致で採択されましたことに対しまして敬意を表します。ありがとうございました。

つきましては、意見書の件でございますが、ただいま事務局が朗読したとおりでございますので、皆さんのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、議会の意見書として関係機関に送付することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第19 請願第2号 「安全保障関連法案」の廃案へ意見書提出を求める請願書を議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長石川 修君。

○総務常任委員長（石川 修君） 請願第2号 「安全保障関連法案」の廃案へ意見書提出を求める請願書の審査の結果をご報告をいたします。

総務常任委員会は、今定例会において当委員会に付託されました請願第2号を審査するため、6月10日午前10時、6月16日、本会議終了後の2回、委員会を開催いたしましたところでございます。この請願書は、提出者、美浦村平和の会代表、井上 勉氏、紹介議員は岡沢 清議員であります。

委員より、憲法学者が「違憲」と言っていたのは重い。しかし、今の段階で白黒をつけるのは早い。憲法の解釈だけで法案を成立されるのはいかなものか。与党が数の原理で押し通していいものではなく国民的な議論をすべきであるなど、さまざまな意見が出されました。

採決の結果、賛成 1、反対 2 となり、請願第 2 号 「安全保障関連法案」の廃案へ意見書提出を求める請願書につきましては、不採択とすることに決しました。

当委員会の決定に対しましては、議員各位の慎重審議をお願いを申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（下村 宏君） 委員長の報告が終了をいたしました。

これより、委員長に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

林 昌子君。

○8番（林 昌子君） それでは、請願第 2 号 「安全保障関連法案」の廃案へ意見書提出を求める請願書に対して、反対の討論を述べさせていただきます。

数ある政府見解の中で最も論理的に詳細に論じているのが、1972年の集団的自衛権と憲法との関係という内閣法制局の見解であります。

憲法 9 条、前文の平和的生存権、そして 13 条の生命、自由及び幸福追求権に触れた上で、我が国がみずからの存立を全うし、国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとは到底解釈されないとの砂川判決と、全く同様のことを言っているわけであります。

そして、「しかしながら」という接続詞をあえて使った上で、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解釈されないのであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれからの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであるから、その措置は右の事態を排除するためと捉えるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると述べられております。

現在の安全保障環境から見れば、いまだ我が国に対する武力攻撃に至っていない状況でもあり、他国に対する武力攻撃があり、これによって国民の基本的権利が根底から覆される急迫不正の事態があり得るとの認識を公明党も共有をしているところでございます。こうした認識のもとで新 3 要件を提案し、昨年 7 月の閣議決定に盛り込み、今般の安全保障法制の法案にも明記をさせたところでございます。

そこで確認をさせていただきますが、その明記をさせた新 3 要件について述べさせていただきます。憲法第 9 条のもとで許容される自衛隊の措置ということで、3 点ございます。

1 点目、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自

由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合のみ、また2点目は、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他の適当な手段がないとき、またさらに、必要最小限度の実力を行使ということに、明確に文言にうたってごぞいます。

今般出された請願の趣旨の中にですね、「『安全保障関連法案』は、まさに日本を『殺し殺される』国へとつくり変えるものです。」という文言がございました。公明党は、戦争にならないため、また、行かせないための抑止と自国防衛のためだけに限定する法整備に全力で取り組んでおります。ですので、請願内のこの文言は不適切であるということと、また、国会審議中であり、時期尚早であるとの観点から、この請願に反対をするものでごぞいます。

しかしながら、今後も国民の不安を払拭すべく、国は説明責任を果たすべきであるということを示し添えて、反対討論といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） ほかに討論のある方。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 私は、請願第2号「安全保障関連法案」の廃案へ意見書提出を求める請願書に、賛成の立場で討論を行うものです。賛成する理由は、請願の趣旨説明で既に述べている内容と同じ考えを持つからです。

今定例会初日に、このたびの請願が議題となって以降、戦争法案に反対する声が、さらに大きく高まっています。6月14日に行われた国会包囲行動には2万5,000人が参加し、6月17日に水戸駅北口で行われた戦争法案に反対する行動には1,000人が参加しました。私は、戦争法案は認められないとの立場から、この二つの行動に参加しました。

14日の国会包囲行動に参加したジャーナリストの鳥越俊太郎氏は、ポイント・オブ・ノーリターンという言葉がある。決して後戻りできない地点であると述べました。今がまさにその地点であり、今、廃案にしなければ、後戻りできない事態になってしまう。そのように訴えていました。

6月17日の茨城新聞23面には、「安全保障関連法案」に反対する声明に賛同する学者の数が3,000人を超えた。15日午後3時時点で2,678人だった賛同する学者は、16日午後3時に3,476人に。反対の輪は広がっている、と紹介されています。

最近の世論調査を見ますと、朝日新聞が5月16日・17日に実施した調査によりますと、「安全保障関連法案を今国会で成立させる必要があるか」との質問に、「必要はない」が60%、「必要がある」は23%、安全保障関連法案のうち、日本に大きな影響がない国際紛争などをめぐる紛争法案に、その都度法律をつくらなくても自衛隊を派遣できる法案については、「反対」が54%、「賛成」が30%、日本の平和や安全に重要な影響を与える事態で自衛隊が米軍を世界中で後方支援できる法案についても、「反対」が53%、「賛成」が29%。

安倍晋三首相が安保関連法案について、日本が米国の戦争に巻き込まれることは、絶対

にあり得ないと説明したことについて、「納得できない」が68%、「納得できる」の19%を大きく上回った。内閣指示層でも、「納得できない」が50%、「納得できる」35%より多かったと発表されています。

今現在、この議場におられる方々で直接戦争を経験した方はおられないと考えます。武力行使の一体化とか後方支援であるとか、個別的自衛権とか、集団的自衛権であるとか、重要事態であるとか、武力行使の新3要件であるとか、戦闘地域・非戦闘地域、グレーゾーンとか、積極的平和主義であるとか、それらの言葉の意味するもの、その本質を十分に理解することが現時点で、あるいは9月の時点で納得のいく理解とすることが可能でしょうか。

日中戦争から太平洋戦争へと、自衛のため、アジア開放のため、大東亜共栄圏設立のためという美名のもとに、過去の日本は戦争に突き進みました。私は決して歴史にそれほど詳しいわけではありませんが、私の過去の歴史認識からすると、今国会で上程されている安全保障関連法案を可決成立させるということは、同じ道をたどるのではないか、そのことを十分に心配するものです。

さきに紹介しましたように、国民の多くが疑問を持つ、納得できないと言っている法案を、最初は8月上旬まで会期を延長して、そして現時点では9月まで会期を延長するという。これは、数の論理でこの法案を強行採決に持っていくものと考えています。この国会で戦争法案といわれる安全保障関連法案が採決されること、可決されること、そのことを優先すべきでしょうか。

委員会報告にあったように慎重に議論すべきという、私は多くの国民がそれを望んでいると思っています。現時点で可決するという事は、国民の声に耳を貸すものではなく、国民の意思をも尊重しない、まさに立憲主義の、そして主権在民の結果になると考えます。

以上をもって反対討論とします。

〔「逆だよ」と呼ぶ者あり〕

○2番（岡沢 清君） あ、賛成討論とします。

委員の皆さんにおかれましては、慎重に審議されるよう心からお願いするものです。以上です。

○議長（下村 宏君） ほかに討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようです。これで討論を終結いたします。

採決をいたします。

この請願に対する委員長報告は、不採択とすることです。

賛成意見が出ていますので、本案を原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（下村 宏君） 挙手多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり採択することに決定をいたしました。

ここで、会議の途中でありますが、暫時休憩といたします。自席で休憩願います。

11時25分に再開をいたします。

午前11時20分休憩

午前11時27分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りをいたします。

ただいま、岡沢 清君ほか3人から、発議第2号 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書が提出をされました。

これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 追加日程第2 発議第2号 「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 次に、提案者の説明を求めます。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 提案理由の説明をさせていただきます。

先ほど事務局が朗読された内容でありますので、そのとおりとします。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、議会の意見書として関係機関に送付することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第20 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査について申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。さよう決定をいたします。

○議長（下村 宏君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって、平成27年第2回美浦村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時33分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下 村 宏

署 名 議 員 石 川 修

署 名 議 員 沼 崎 光 芳

署 名 議 員 塚 本 光 司